令和７年度

事業報告書

社会福祉法人　**桜谷福祉会**

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取り組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪目　標≫

① 法人・各事業所組織の活性化・経営基盤の強化
② 第５期経営５か年計画（2 年目）の推進
③ 地域貢献に向けた事業実践
④ 児童福祉施設の経営・運営改善
⑤ 人材確保・養成等福祉マンパワー対策の強化
⑥ 新規施設整備事業の積極的展開
⑦ 特別養護老人ホーム桜谷荘及びくるみ保育園の全面建替え事業に伴う移転先等に関する検討会議

本年度は、法人は昭和 54 年 5 月 28 日付にて厚生大臣の認可を得て発足以来第 46 年度となり、特別養護老人ホーム桜谷荘は昭和 55 年 5 月 8 日の開設以来第 45 年度、桜谷荘ショートステイ事業所は昭和 59 年 4 月 1 日の事業開始以来第 42 年度、デイサービスセンターやすらぎ・認知症対応型デイサービスセンターやすらぎは平成 9 年 4 月 1 日の開設以来第 29 年度、在宅介護支援センターやすらぎは平成 10 年 4 月 1 日の開設以来第 28 年度、やすらぎ居宅介護支援事業所は平成 12 年 4 月 1 日の開設以来第 26 年度、くるみ保育園（設置認可：平成 21 年 5 月 1 日付兵庫県指令児第 70 号）は昭和 56 年 4 月 1 日の開設以来第 44 年度、幼保連携型認定こども園石屋川くるみ保育園は平成 16 年 4 月 1 日の開設以来第 22 年度、児童養護施設さくらこども学園は平成 22 年 4 月 1 日の開設以来第 16 年度、幼保連携型認定こども園神戸さくら保育園は平成 25 年 4 月 1 日の開設以来第 13 年度、幼保連携型認定こども園西宮セリジェ保育園は平成 26 年 4 月 1 日の開設以来第 12 年度、西北セリジェ保育園は平成 27 年 4 月 1 日の開設以来第 11 年度、尼崎さくら保育園は平成 27 年 4 月 1 日尼崎市からの民間移管以来第 11 年度、さくらルームは平成 28 年 4 月 1 日西宮市からの委託契約を受託以来第 10 年度、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（ユニット型定員：80 名）及び地域密着型特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（多床室定員：20 名）は令和 2 年 4 月 1 日の開設以来第 6 年度、認知症対応型デイサービスセンターさくらさくは令和 2 年 5 月 1 日の開設以来第 6 年度、櫻ホーム西神診療所は令和 4 年 4 月 1 日の開設以来第 4 年度、居宅介護支援事業所さくらさくは令和 6 年 9 月 1 日の開設以来第 2 年度、放課後等デイサービスブルーメひめじ（設置認可：令和 6 年 3 月 29 日付姫路市指令福監第 329223 号）は令和 6 年 4 月 1 日 NPO 法人「いろは」からの事業譲渡以来第 2 年度、児童発達支援事業所ブルーメひめじは令和 6 年 9 月 1 日の開設以来第 2 年度を迎えることができた。

当法人は優れた役員構成で組織され、法人・各施設の経営及び運営は、理事会が執行機関としてそれらの業務等を執行し、評議員会が議決機関として意思決定することにより、当法人の基本理念に基づき、「法人・各事業所組織の活性化・経営基盤の強化」、「第５期経営５か年計画（2 年目）の推進」、「地域貢献に向けた事業実践」、「児童福祉施設の経営・運営改善」、「人材確保・養成等福祉マンパワー対策の強化」、「新規施設整備事業の積極的展開」、「特別養護老人ホーム桜谷荘及びくるみ保育園の全面建替え事業に伴う移転先等に関する検討会議」等を目標として法人経営・運営を行った。

一方、本年度は新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策の強化、頻発する災害などを想定した BCP（業務継続計画）の取組み、高齢者虐待の防止推進及び認知症対応等が本格実施（令和 6 年 4 月 1 日）されてから 1 年が経過した。

しかし、本年度も昨年度に引続き、新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等に対する感染予防対策に力を入れてきたが、残念なことに特別養護老人ホーム櫻ホーム西神はインフルエンザ A 型のクラスターが発生し【感染拡大期間：令和 7 年 11 月 30 日～12 月 10 日、陽性者：入所者 14 名・職員 5 名】の状況であったが、常勤医師を配置していたこともあり、診療所にて適切な治療をすることで、入所者については重症化することがなかった。また、早期に利用者確保対策に取組んだこともあり年間ベッド稼働率への影響は最小限にとどめることができた。また、デイサービスセンターやすらぎはノロウイルスのクラスターが発生し【感染拡大期間：令和 8 年 2 月 19 日～3 月 3 日、陽性者：利用者 29 名・職員 5 名】であったため、感染症予防対策として 1 週間程度の事業所閉鎖について、利用者に伝えたところ、大半の家族から事業を止めることなくサービス利用したい旨の意見が大半であったため、法人本部との調整のうえ、BCP の観点からも感染症対策を一層徹底させることでサービスを継続したため、、令和 8 年 2 月 23 日の 1 日のみの事業停止にとどまったこともあり、年間稼働率への影響はほとんどなかった。また、幼保連携型認定こども園石屋川くるみ保育園はインフルエンザ A 型のクラスターが発生し【感染拡大期間：令和 7 年 11 月 6 日～26 日、陽性者：利用児 44 名・職員 6 名】の状況であったが、利用児童の生活空間を工夫することで、一時預かり事業の利用への影響はなかった。

また、昨年度に引続き、特別養護老人ホーム桜谷荘（定員；85 名）、桜谷荘ショートステイ事業所（定員；10 名）等の移転に関する検討委員会を進めてきたが、移転先候補として検討している関西福祉大学北側の約 20,000 ㎡の土地を建設用地とすることで概ね赤穂市とも調整することができたが、建設予定地一帯は市街化調整地区であるため、赤穂市としては兵庫県と連携し、当地をまず市街化地区に変更し、その後、区画整理を進めるべく考えているため、当法人としてはその間、赤穂市の動きを静観することとなった。

また、くるみ保育園の全面建替え事業に伴う移転先及び尼崎さくら保育園の建替え事業に伴う仮設園舎の建設用地確

保に永年奔走していたが、この度、両保育園の所在する尼崎市尾浜町 1 丁目 116 番 1（423.01 ㎡）内にて土地が売りに出されていたので、くるみ保育園の建替え等用地として購入することとした。

また、人材確保の一環として、当法人が経営する事業所に就職することを選んでくれたことに対する感謝及び職員として働きやすく・大切にしてくれる・働き甲斐のある法人・事業所であることをアナウンスするため令和 7 年 3 月の学卒者を対象とした内定式を令和 8 年 2 月 11 日（水）11：00～14：00 メリケンパークオリエンタルホテルにて内定者（新卒者）14 名（特養・桜谷荘：1 名、特養・櫻ホーム西神：3 名、児養・さくらこども学園：1 名、保育部門：9 名）で行った。

こうした状況を踏まえ、当法人は基本理念である「①公益的事業の積極的取り組み、②人権を擁護する、③発達支援・自立支援に向けたサービスの確立、④医療・教育・福祉の連携強化、⑤地域社会との共生」を旨とし、高齢者福祉・介護、児童福祉に関することはもとより在宅・施設福祉の拠点としての役割を果たし、その社会的要請に応えることができた。

1　会　議

当法人の組織運営のため、次の会議を行った。

①　理事会（年 6 回）

当法人・各施設運営の業務執行機関として、理事の職務の執行の監督、事業報告・決算の承認、事業計画・予算等を議決するため、以下の会議を行った。

また、法人本部の組織力及び機能強化を図るため、報連相の徹底と法人本部職員教育の強化に努めた。

会議名 開催日時	開催場所 議長・署名人	協議事項
第 222 回理事会 R. 7.6.3（火） 14：00～18：10 （議長） 花房八重美理事長 （署名人） 世良　日一監事 小寺　弘之監事 （議事録作成者） 花房　幸一専務理事	特養・桜谷荘 （地域交流ホーム）	1. 令和 6 年度法人・各事業所の事業報告案承認の件 2. 令和 6 年度決算案承認の件 3. 令和 6 年度会計監査人の会計監査報告案承認の件 （監事決算監査報告） 4. 令和 6 年度末における社会福祉充実残額の確定案承認の件 5. 任期満了に伴う理事・監事の選任候補者の第 9 回定時評議員会への推薦案承認の件 6. 任期満了に伴う評議員選任候補者の第 5 回評議員選任・解任委員会への推薦案承認の件 7. 任期満了に伴う会計監査人の選任候補者の第 9 回定時評議員会への推薦案承認の件 8. 評議員選任・解任委員会運営細則の一部改正案承認の件 9. 定款の一部改正案及び定款別表の一部改正案承認の件 ①　評議員選任・解任委員会の第三者性を明確にするため運営細則の委員構成の改正に伴う定款の一部改正案 ②　幼保連携型認定こども園神戸さくら保育園及び尼崎さくら保育園の保育園用地の購入に伴う基本財産（土地）が増加するため定款別表の一部改正案 10. 任期満了に伴う評議員選任・解任委員会委員の選任案承認の件 11. 第 9 回定時評議員会の招集及び議案提案承認の件 ≪報告事項≫ 1）令和 6 年度監事等決算報告について 2）令和 6 年度兵庫県福祉サービス第三者評価受審結果報告について ①　さくらこども学園、②　くるみ保育園、③　尼崎さくら保育園 3）桜谷福祉会第 5 期経営 5 か年計画（1 年目）の結果報告について 4）令和 6 年度沿革簿保存について 5）職員の昇格・採用・退職者について 6）各事業所の概況報告について（令和 7 年 5 月 1 日現在） 7）前期末支払資金残高（繰越金）の取崩額の確定について 8）寄附金の受入れ状況について（令和 7 年 4 月 1 日～5 月 31 日） 9）花房専務理事の瑞宝双光章受章お祝の会の開催について 10）その他
第 223 回理事会 R. 7.6.23（月） 18：00～18：15 （議長） 花房八重美理事長 （署名人） 世良　日一監事 小寺　弘之監事 （議事録作成者） 花房　幸一専務理事	特養・桜谷荘 （地域交流ホーム）	1. 理事長の選任案承認の件 2. 副理事長の選任案承認の件 3. 専務理事の選任案承認の件 ≪報告事項≫ 1）その他
第 224 回理事会 R.7.8.18（月） 16：00～17：55	特養・櫻ホーム西神 （多目的室）	1. 令和 7 年度法人・各事業所の事業計画 1/4 半期進捗状況案承認の件 2. 令和 7 年度各拠点区分第 1 次補正予算書案承認の件 3. 幼保連携型認定こども園石屋川くるみ保育園久岡園長の幼保連携型認定こども園神戸さくら保育園園長との兼務辞令案承認の件 4. 幼保連携型認定こども園石屋川くるみ保育園・神戸さくら保育園の利用契約書及び重要事項説明

（議長） 花房八重美理事長 （署名人） 世良　日一監事 小寺　弘之監事 （議事録作成者） 花房　幸一専務理事 （欠席者職氏名） 島田　裕弘理事		書の一部改正案承認の件 ①　幼保連携型認定こども園石屋川くるみ保育園の重要事項説明書の一部改正案 ②　幼保連携型認定こども園神戸さくら保育園の利用契約書及び重要事項説明書の一部改正案 5. 幼保連携型認定こども園神戸さくら保育園園長の兼務に伴う幼保連携型認定こども園認可事項変更届出書案承認の件 6. 育児・介護休業規程の一部改正案承認の件 7. 経理規程の一部改正案承認の件 ≪報告事項≫ 1）職員の異動・採用・退職者について 2）職員の異動に伴う全拠点区分及び全サービス区分の会計責任者・予算管理責任者・固定資産管理責任者・資金運用責任者・出納職員の任命について（令和 7 年 8 月 1 日） 3）各事業所の概況報告について（令和 7 年 8 月 1 日現在） 4）その他
第 225 回理事会 R.7.12.8（月） 15：00～17：55 （議長） 花房八重美理事長 （署名人） 世良　日一監事 眞杉　佳憲監事 （議事録作成者） 花房　幸一専務理事	神戸国際会館 （802・803 号室）	1. 令和 7 年度法人・各事業所の事業計画 2/4 半期進捗状況案承認の件 2. 令和 7 年度各拠点区分第 2 次補正予算案承認の件 3. 幼保連携型認定こども園神戸さくら保育園園長の兼務に伴う乳児等通園支援事業（幼保連携型認定こども園神戸さくら保育園）の重要事項説明書の一部改正案承認の件 4. 特別養護老人ホーム桜谷荘の東館 3 階ナースコール設備及び東館 4 階「地域交流ホーム」の空調設備の全面改修に伴う改修工事の自己財源（全額）確保のため特別養護老人ホーム桜谷荘の高齢施設・設備整備等積立金取崩案承認の件 ≪報告事項≫ 1）令和 7 年度監事定期監査の結果報告について 2）令和 7 年度社会福祉施設に対する指導・監査の結果報告について ①　幼保連携型認定こども園神戸さくら保育園 3）職員の昇格・採用・退職者について 4）寄附金の受入れ状況について（令和 7 年 9 月 1 日～11 月 30 日） 5）各事業所の概況報告について（令和 7 年 12 月 1 日現在） 6）その他
第 226 回理事会 R.8.1.26（月） 15：00～16：25 （議長） 花房八重美理事長 （署名人） 世良　日一監事 眞杉　佳憲監事 （議事録作成者） 花房　幸一専務理事	特養・桜谷荘 （地域交流ホーム）	1. 給与規程（正規・契約・パート職員）及び本規程（正規・契約・パート職員）それぞれの別表 1（基本給表）の一部改正案承認の件 2. くるみ保育園の建替え用地購入案承認の件 3. くるみ保育園の建替え用地購入に伴う自己財源（全額）確保のため、くるみ保育園の保育施設・設備整備等積立金及び児童養護施設さくらこども学園の児童施設・設備整備等積立金取崩案承認の件 4. 第 12 回臨時評議員会の招集及び議案提案承認の件 ≪報告事項≫ 1）令和 7 年度社会福祉施設に対する指導・監査の結果報告について ①　幼保連携型認定こども園西宮セリジェ保育園 ②　西北セリジェ保育園 ③　児童養護施設さくらこども学園 2）職員の異動・採用・退職者について 3）各事業所の概況報告について（令和 8 年 1 月 1 日現在） 4）寄附金の受入れ状況について（令和 7 年 12 月 1 日～12 月 31 日） 5）その他
第 227 回理事会 R.8.3.19（木） 14：00～17：35 （議長） 花房八重美理事長	特養・桜谷荘 （地域交流ホーム）	1. 令和 7 年度法人・各事業所の事業計画 3/4 半期進捗状況案承認の件 2. 令和 7 年度各拠点区分第 3 次補正予算案承認の件 3. 前期末支払資金残高（繰越金）の取崩し案承認の件 4. くるみ保育園園長の退任に伴う後任園長の任免案承認の件 5. 令和 8 年度法人・各事業所の事業計画案承認の件 6. 令和 8 年度各事業所職員給与定期昇給案承認の件 7. 令和 8 年度各拠点区分収支予算案承認の件 8. 施設職員の異動に伴う苦情解決責任者及び苦情受付担当者の補充選任案承認の件 9. くるみ保育園の園長及び主任保育士の異動に伴う重要事項説明書の一部改正案承認の件 10. 幼保連携型認定こども園石屋川くるみ保育園の主任保育教諭の異動に伴う利用契約書・重要事項説明書の一部改正案承認の件 11. 特別養護老人ホーム桜谷荘サービス検討委員会委員の退任に伴う補充選任案承認の件 12. 任期満了に伴う第三者委員の選任案承認の件 13. 任期満了に伴う認知デイ・やすらぎ及び地域密着型特養・櫻ホーム西神並びに認知デイ・さくらさくの運営推進委員の選任案承認の件 14. 給食材料費等の物価高騰に伴う給食費の価格改正による特別養護老人ホーム桜谷荘・桜谷荘ショートステイ事業所・デイサービスセンターやすらぎの重要事項説明書の一部改正案承認の件 ≪報告事項≫ 1）令和 8 年度統括会計責任者・会計責任者・予算管理責任者・出納職員・小口現

（署名人） 世良　日一監事 眞杉　佳憲監事 （議事録作成者） 花房　幸一専務理事		金取扱者・固定資産管理責任者・契約担当者・資金運用責任者の任命について 2）職員の退職者について（令和 8 年 3 月 31 日現在） 3）新年度職員の昇格・異動・採用・退職者について 4）各事業所の概況報告について（令和 8 年 3 月 1 日現在） 5）その他

② 評議員会（年 2 回）

当法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置づけ、必置の議決機関として、定款の変更、理事・監事・会計監査人の選任・解任、理事・監事の報酬の決定、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録等の承認を決議するため、以下の会議を行う。

会議名 開催日時	開催場所 議長・署名人	協議事項
定時評議員会　第 9 回 R.7.6.23（月） 14：00～17：55 （議長） 植村　洋輔評議員 （署名人） 水野　　亮評議員 岸本　慶宜評議員 （議事録作成者） 花房　幸一専務理事 （欠席者職氏名） 堂園　敏己評議員 岸本多佳子評議員	特養・桜谷荘 （地域交流ホーム）	1. 令和 6 年度決算書案承認の件 （監事決算監査報告） 2. 任期満了に伴う理事・監事の選任案承認の件 3. 任期満了に伴う会計監査人の選任案承認の件 4. 定款の一部改正案及び定款別表の一部改正案承認の件 ① 評議員選任・解任委員会の第三者性を明確にするため運営細則の委員構成の改正に伴う定款の一部改正案 ② 幼保連携型認定こども園神戸さくら保育園及び尼崎さくら保育園の保育園用地の購入に伴う基本財産（土地）が増加するため定款別表の一部改正案 ≪報告事項≫ 1）令和 6 年度監事等決算報告について 2）令和 6 年度会計監査人の会計監査報告について 3）令和 6 年度法人・各事業所の事業報告書について 4）令和 6 年度末における社会福祉充実残額の確定について 5）前期末支払資金残高（繰越金）の取崩額の確定について 6）令和 7 年度法人・各事業所の事業計画について 7）令和 7 年度各拠点区分収支予算について 8）桜谷福祉会第 5 期経営 5 か年計画（1 年目）の結果報告について 9）令和 6 年度兵庫県福祉サービス第三者評価受審結果報告について ① さくらこども学園、② くるみ保育園、③ 尼崎さくら保育園 10）令和 6 年度沿革簿保存について 11）任期満了に伴う評議員選任・解任委員会委員の選任結果報告について 12）任期満了に伴う評議員の選任結果報告について 13）職員の異動・採用・退職者について 14）各事業所の概況報告について（令和 7 年 6 月 1 日現在） 15）寄附金の受入れ状況について（令和 7 年 4 月 1 日～5 月 31 日） 16）花房専務理事の瑞宝双光章受章お祝の会の開催について 17）その他 ① 小寺監事の退任に伴う感謝について ② 水野評議員の退任に伴う感謝について
臨時評議員会　第 12 回 R.8.1.26（月） 15：00～17：40 （議長） 堂園　敏己評議員 （署名人） 岸本多佳子評議員 大田　　登評議員 （議事録作成者） 花房　幸一専務理事	特養・桜谷荘 （地域交流ホーム）	1. くるみ保育園の建替え用地購入案承認の件 2. くるみ保育園の建替え用地購入に伴う自己財源（全額）確保のため、くるみ保育園の保育施設・設備整備等積立金及び児童養護施設さくらこども学園の児童施設・設備整備等積立金取崩案承認の件 ≪報告事項≫ 1）その他

③ 監事会（年 2 回）

理事の職務の執行を監査し、当法人理事会・評議員会の運営状況及び各事業所の適正な業務執行・会計処理等について監査を行った。

会議名	開催日時	開催場所	監査事項
監事会	決算監査（2 日間） R.7.5.23　10：00～18：30 R.7.5.24　10：00～18：30 定時監査（2 日間） R.7.11.21　10：00～18：30 R.7.11.22　10：00～18：30	特養・桜谷荘 （地域交流ホーム）	1. 定款　2. 役員 3. 理事　4. 監事 5. 理事会　6. 評議員会 7. 人事管理　8. 資産管理 9. 会計管理　10. 入所者処遇 11. 入所者預り金管理　12. その他

④ 経営会議

経営会議（メンバー：17 名）を年 4 回（令和 7 年 4 月 19 日、7 月 31 日、11 月 1 日、令和 8 年 2 月 21 日）開催し、当法人が経営する介護保険事業所・障害児通所支援事業所・診療所個々の事業体の特性に合わせた事業展開、職員処遇の改善など介護・障害・診療報酬基準を熟知した経営戦略を立てるため開催した。

しかし、本年度は昨年度に引続き、新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等に対する感染予防対策に力を入れてきたが、残念なことに特別養護老人ホーム櫻ホーム西神はインフルエンザ A 型のクラスターが発生し【感染拡大期間：令和 7 年 11 月 30 日～12 月 10 日、陽性者：入所者 14 名・職員 5 名】の状況であったが、常勤医師を配置していたこともあり、診療所にて適切な治療をすることで、入所者については重症化することがなかった。また、早期に利用者確保対策に取組んだこともあり年間ベッド稼働率への影響は最小限にとどめることができた。また、デイサービスセンターやすらぎはノロウイルスのクラスターが発生し【感染拡大期間：令和 8 年 2 月 19 日～3 月 3 日、陽性者：利用者 29 名・職員 5 名】であったため、感染症予防対策として 1 週間程度の事業所閉鎖について、利用者に伝えたところ、大半の家族から事業を止めることなくサービス利用したい旨の意見が大半であったため､法人本部との調整のうえ､BCP の観点からも感染症対策を一層徹底させることでサービスを継続したため､､令和 8 年 2 月 23 日の 1 日のみの事業停止にとどまったこともあり、年間稼働率への影響はほとんどなかった。また、幼保連携型認定こども園石屋川くるみ保育園はインフルエンザ A 型のクラスターが発生し【感染拡大期間：令和 7 年 11 月 6 日～26 日、陽性者：利用児 44 名・職員 6 名】の状況であったが、利用児童の生活空間を工夫することで、一時預かり事業の利用への影響はなかった

感染予防対策については、持ち込まない・持ち込ませないの徹底と次のことを各事業所に通達した。①職員の休憩中のあり方の見直し、②職員の共用物の消毒の徹底、③陽性者発生時の隔離方法の徹底（特養での施設内ケア）、④3 密を避ける、⑤うがい・手洗い・マスクの徹底、⑥出勤時の健康チェックをより一層徹底する。

また、特別養護老人ホーム桜谷荘においては、昨年度の決算において赤字経営であったことを踏まえ、桜谷荘経営会議（メンバー：10 名）を毎月（令和 7 年 5 月 7 日、6 月 6 日、7 月 7 日、8 月 5 日、9 月 8 日、10 月 6 日、11 月 6 日、12 月 4 日、令和 8 年 1 月 7 日、2 月 6 日、3 月 6 日）開催し、特別養護老人ホームの自立経営を目指した取組みとして、桜谷荘は毎月の介護報酬総額及びベッド稼働率による経営状況について分析し、安定経営の実践に向けて経営会議及びその検証を実施した結果、予算管理の徹底については、各事業所幹部職員のコスト意識・予算管理能力の開発はもとより、①入所待機者管理情報を整備及び利用者の健康管理の徹底によるベッド稼働率・平均要介護度のアップを図る、②サービスの質の向上のため利用者・家族に対する満足度調査の実施と従事職員の研修の強化、③あらゆる加算の取得、④経費節減等に努めることとした。

なお、本部事務局により毎月の月次試算表に基づき、収入目標が未達成事業所管理者に対し、状況確認及び目標達成についての指導強化を図った。

⑤　施設長会

施設長会（メンバー：20 名）を年 4 回（令和 7 年 4 月 22 日、7 月 22 日、10 月 28 日、令和 8 年 2 月 24 日）開催し、基本理念の浸透、事業計画の進捗、各事業所間の連携、各委員会の運営状況、各事業所運営上の課題・問題点等について検証・検討した。

⑥　コンプライアンス委員会

法令遵守の業務管理体制を図るため、コンプライアンス委員会（メンバー：17 名）を年 5 回（令和 7 年 5 月 20 日、8 月 19 日、10 月 21 日、令和 8 年 1 月 20 日、3 月 17 日）開催し、不正行為の未然防止、利用者保護、介護保険事業所運営の適正化の検証に取組んだ。

2　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

「法人のあるべき姿」､「向うべき方向に着実に進んでいく」ための具体的目標とプロセスを示すものとして、5 年間（令和 6 年度～令和 10 年度）の期間を対象に、法人の基本理念のもと､『①地域貢献への積極的展開、②利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す、③経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す』の 3 つを重点目標に掲げ、第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）に沿って、各事業所において積極的に推進してきた。

なお、経営計画検証委員会（メンバー：17 名）を設置し、年 5 回（令和 7 年 5 月 15 日、7 月 17 日、10 月 16 日、令和 8 年 1 月 15 日、3 月 12 日）の委員会を開催し、第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）に積極的に取組んだ。

3　地域貢献に向けた事業実践

当法人役員及び各事業所担当職員で構成する地域貢献推進委員会（メンバー：18 名）を年 4 回（令和 7 年 5 月 29 日、9 月 25 日、12 月 18 日、令和 8 年 3 月 10 日）開催し、当法人が社会福祉法人として社会福祉事業の中心的な役割を果たすだけでなく､低所得者への配慮や採算がとれない新しいニーズに対応し､地域福祉のさらなる実践を進め、地域住民の目に見える形でアピールし、社会福祉法人の存在意義に対する広い理解を得ていくための協議を行い、各事業所においては市場化されにくい不採算・非効率の支援ニーズに対しても、当法人の基本理念に基づいて、地域貢献に向けた活動を積極的に実践した。

また、法人役員及び各事業所担当職員で構成するボランティア養成事業プロジェクト会議（メンバー：12 名）を年 3 回（令和 7 年 6 月 26 日、10 月 23 日、令和 8 年 3 月 24 日）開催した。よって、地域密着ボランティア養成事業【第 1 回…令和 7 年 8 月 14 日（塩屋公民館、参加者数：19 名）、第 2 回…10 月 15 日（赤穂西公民館、参加者数：12 名）、第 3 回…令和 7 年 12 月 26 日（塩屋公民館、参加者数：17 名）、第 4 回…令和 8 年 2 月 12 日（赤穂西公民館、参加者数：10 名)】に実施することができた。

また、地域共生社会や地域包括ケアシステムの構築に資する取組や高齢者等の地域住民がその持てる力を発揮して、できる限り自分らしく暮らすことにつながる取組みを行うことを目的として、福祉関係団体及び当法人役員並びに各事業所担当職員で構成する地域サポート施設運営推進委員会（メンバー：11 名）を年 4 回（令和 7 年 7 月 15 日、10 月 14 日、令和 8 年 1 月 13 日、3 月 13 日）開催した。

なお、赤穂市塩屋西北自治会の実施している「防犯パトロール」に年 2 回、職員延べ 2 名（令和 7 年 7 月 13 日、令和 8 年 3 月 1 日）参加した。また、神戸市西区の月が丘ふれあいまちづくり協議会「防災・防犯部会」の実施してい

る「防犯パトロール」に年1回、職員2名（巡回：令和7年12月29日）参加し、当法人も地域の一員として「犯罪のない明るい街づくり」の実現に向け積極的に取組んだ。

１）施設機能・設備の地域開放

①　転倒予防教室（2回）

⇒　令和8年　3月28日　14：30～15：30（やすらぎセンター　　；13名参加）

⇒　令和8年　3月31日　10：30～11：30（新田七軒屋集会所　　；　6名参加）

認知症予防教室（2回）

⇒　令和7年　6月　4日　10：30～11：30（折方集会所　　；　9名参加）

⇒　令和8年　3月26日　10：00～11：00（塩屋南集会所　　；　9名参加）

介護者教室（2回）

⇒　令和8年　3月24日　10：30～11：30（大津中央集会所　　；10名参加）

⇒　令和8年　3月30日　 9：30～10：30（福浦本町東集会所　　；13名参加）

②　福祉教育の場の提供と世代間交流事業等

⇒　ボランティア受入れ状況；（36団体；延べ171回、44個人；延べ949名）

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

介護・保育等実習　；延べ　697日、実習生　110名　（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

トライやるウイーク；延べ　130日、延べ　26人　（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

【特別養護老人ホーム桜谷荘】

赤穂市立赤穂西中学校生徒会；　1日、生徒　20名、付添教諭　5名　（令和8年　2月27日）

【さくらこども学園】

赤穂市立塩屋小学校教諭　；　1日、教諭　14名　（令和7年　4月22日）

赤穂市立塩屋小学校教諭　；　1日、教諭　15名　（令和7年　4月24日）

関西福祉大学　；1日、学生　21名、教員　1名　（令和7年　5月27日）

更生保護女性会　；　1日、　6名　（令和7年　6月12日）

兵庫教育文化研究所　；　1日、　2名　（令和7年　8月18日）

赤穂市民生児童委員　；　1日、　22名　（令和7年　9月22日）

地域子育てサロン開設　；延べ　10日、参加者延べ　23名

（令和7年　5月26日～令和8年　3月　9日）

③　模擬店等機材の無料貸出し事業

⇒　2件（内訳：塩屋東自治会、福浦新田自治会　…令和7年11月1日～2日）

④　その他

【さくらこども学園】

やすらぎボランティア；　6日、児童　1名　（令和7年　8月18日～30日）

【くるみ保育園】

尾浜町クリーン作戦に参加；延べ　2日、職員　4名　（令和7年　5月18日、12月21日）

名月姫公園清掃奉仕活動　；延べ　37日、職員　74名

（令和7年4月17日・25日、5月13日・14日・16日・21日・28日、6月6日・13日、10月2日・7日・17日・24日・29日、11月20日・27日、12月5日・9日・10日・12日・16日・17日・23日・24日・26日、令和8年1月7日・8日、2月6日・10日・13日・17日・18日、3月4日・5日・10日・20日・30日）

【幼保連携型認定こども園石屋川くるみ保育園】

東明公園清掃奉仕活動　；延べ　57日、職員　57名

（令和7年4月4日・9日・11日・15日・16日・17日・18日、5月1日・7日・13日・15日・16日・19日・20日・21日・27日・28日、6月4日・6日・13日・20日、7月1日・23日、9月29日・30日、10月2日・6日・9日・16日、11月5日・6日・14日・20日・21日・22日・27日、12月1日・2日・3日・16日・22日、令和8年1月9日・13日・14日・22日・26日・29日・30日、2月4日・24日・27日、3月4日・6日・10日・12日・16日・19日）

塚町ひろば清掃奉仕活動　；延べ　25日、職員　25名

（令和7年4月16日、5月12日・29日、6月3日・13日、10月23日、11月6日・28日、12月3日・4日・8日・19日・23日、令和8年1月20日・22日・28日、2月2日・5日・19日・20日・27日、3月4日・6日・10日・17日）

大和公園清掃奉仕活動　；延べ　1日、職員　1名　（令和7年12月15日）

【幼保連携型認定こども園神戸さくら保育園】

はまだ公園清掃奉仕活動　；延べ　76日、職員　76名

（令和7年4月3日・4日・7日・9日・14日・15日・18日・21日・25日・28日・30日、5月1日・7日・12日・14日・15日・19日・21日・26日・28日、6月4日・6日・11日・12日・13日・18日、9月8日・19日・20日・25日・26日・30日、10月2日・14日・15日・17日・20日・21日・23日・28日・29日、11月5日・6日・・11日・12日・13日・17日・19日・27日・28日、12月5日・8日・10日・17日・18日・19日・23日・

26日、令和8年1月7日・19日・27日・28日・30日、2月2日・4日・10日・17日・20日、3月2日・6日・12日・13日・24日・25日・30日）

大和公園清掃奉仕活動　；延べ　13日、職員　13名
（令和7年5月12日、6月4日・11日・17日、10月27日、11月12日・19日、12月9日・12日・24日、令和8年2月27日、3月2日・9日）

石屋川南公園清掃奉仕活動；延べ　2日、職員　2名　（令和7年6月9日、10月24日）

大石東公園清掃奉仕活動　；延べ　17日、職員　17名
（令和7年4月16日・17日・24日、5月7日・16日・23日・29日、6月5日、11月4日・17日・18日、12月9日・12日・24日、令和8年2月27日、3月2日・9日）

【幼保連携型認定こども園西宮セリジェ保育園】

戸崎町内会清掃奉仕活動　；延べ　12日、職員　12名
（令和7年4月1日、5月1日、6月1日、7月5日、8月2日、9月6日、10月4日、11月8日、12月6日、令和8年1月10日、2月7日、3月7日）

戸崎町クリーン作戦　；延べ　1日、職員　1名　（令和7年6月1日）

【西北セリジェ保育園】

高畑町内会清掃奉仕活動　；延べ　32日、職員　98名
（令和7年4月10日、5月8日・15日・21日、6月9日・17日、9月28日・29日・30日、10月20日・30日、11月16日・20日・24日・25日・26日・27日、12月1日、令和8年1月15日・19日、2月23日・26日、3月2日・12日・16日・17日・19日・23日・25日・28日・29日・30日）

高畑地区クリーン作戦　；延べ　1日、職員　2名　（令和7年12月8日）

【尼崎さくら保育園】

名月姫公園清掃奉仕活動　；延べ　3日、園児　76名、付添職員　10名
（令和7年5月16日、12月16日、令和8年3月25日）

園周辺清掃奉仕活動　；延べ　2日、職員　6名　（令和7年5月17日、12月15日）

【特別養護老人ホーム櫻ホーム西神】

施設周辺清掃奉仕活動　；延べ　12日、職員　66名
（令和7年4月17日、5月15日、6月19日、7月17日、8月17日、9月18日、10月16日、11月20日、12月18日、令和8年1月22日、2月19日、3月19日）

2）低所得者への配慮

①　法人減免

⇒　通年実施（介護保険）本年度は3件（内訳：特養・桜谷荘0件、特養・櫻ホーム西神3件）であった。

3）災害時の要援護者の支援

①　災害時等の要援護者の緊急受入れ

⇒　本年度は、実績がなかった。

②　介護・看護職員等の被災地への派遣

⇒　本年度は、実績がなかった。

③　福祉避難所として機能開放

⇒　本年度は、未実施となった。

4）ボランティアの養成

①　ボランティア養成事業プロジェクト会議（メンバー：13名）：

⇒　開催回数　3回
第1回（令和7年　6月26日）活動趣旨及びボランティア養成講座第1回・第2回の企画の検討
第2回（令和7年10月23日）ボランティア養成講座第3回・第4回の企画の検討
第3回（令和8年　3月24日）本年度のまとめ・次年度への取組み

②　地域密着型ボランティアの養成事業

⇒　開催回数　4回
開催日　1回目（令和7年　8月14日）「災害時の高齢者支援」19名参加（塩屋公民館）
開催日　2回目（令和7年10月15日）「地域で見守る高齢者」12名参加（赤穂西公民館）
開催日　3回目（令和7年12月26日）「安全な住環境と福祉用具」17名参加（塩屋公民館）
開催日　4回目（令和8年　2月12日）「災害時の高齢者支援」10名参加（赤穂西公民館）

4　人材確保・養成等福祉マンパワー対策の強化

当法人組織の活性化、福祉人材の確保・養成、能力開発を目的として、人事考課ハンドブックにて全職員に対し、人事考課制度の目的・仕組み、実施時期、自己評価の実施方法等について説明会を実施し、考課者に対しては、育成面接の方法、公正な評価のあり方等について勉強会を実施した。

しかし、平成17年度から法人基本理念と基本方針を実践する職員の育成及び自己成長を目的に人事考課制度を導入して約20年が経過し、考課者と被考課者との育成面接を通しての人材育成や職員の自己研鑽による資質向上に大きな役割を果たしてきたが、現行の絶対評価方式による考課方法では、事業所間の評価結果に大きなばらつきが見られ、特定の職員の評価が固定化する等の課題点があったことを踏まえ、本来の人事考課制度の目的を達成し、職員のモチベーションの向上にも

資する制度とするため、これまでの絶対評価を相対評価に見直し、考課内容及び配点、考課者の再整理を行い、令和 8 年度のモデル実施に向けて検討会議を年 3 回（令和 7 年 8 月 5 日、11 月 25 日、12 月 16 日）開催した。

また、職員研修については、各事業所の研修委員会による年間研修計画に基づき計画的に実施できた。また、指導者養成研修の一環として、法人内新任施設長・事務局長・課長（3 名）を対象に年 4 回（令和 7 年 11 月 24 日、12 月 22 日、令和 8 年 1 月 19 日、2 月 9 日）開催、法人内新任主任・副主任（6 名）を対象に年 4 回（令和 7 年 7 月 18 日、8 月 22 日、11 月 14 日、令和 8 年 3 月 16 日）開催、幹部職員候補者対象マネジメント研修（9 名）を対象に年 5 回（令和 7 年 8 月 13 日・27 日、9 月 10 日・24 日、10 月 10 日）開催した。また、法人内厨房職員研修（12 名）「伝承料理の研究」を年 5 回（令和 7 年 7 月 1 日、8 月 6 日・7 日、11 月 1 日、令和 8 年 2 月 24 日）開催した。

また、人材確保対策及び人材育成については、法人内の人材確保対策委員会が人材確保に向けての年間活動計画に基づき、計画的（就職担当教職員対象の説明会・事業所説明会・学校訪問等）に実施できた。

よって、学校求人 3 名（さくらこども学園 1 名、保育 2 名）、就職フェア 1 名（保育 1 名）、学内就職説明会 1 名（保育 1 名）、施設実習生 2 名（保育 2 名）、岡山医療福祉専門学校との連携 3 名（桜谷荘 1 名、櫻ホーム西神 2 名）うち奨学金対象者 3 名、関西学院短期大学との連携 3 名（保育 3 名）、兵庫県老人福祉事業協会就職出前プレゼンテーション 1 名（櫻ホーム西神 1 名）、職員紹介 5 名（桜谷荘 2 名、さくらこども学園 1 名、櫻ホーム西神 2 名）、関係者紹介 2 名（さくらこども学園 1 名、保育 1 名）計 21 名が採用につながった。

また、令和 7 年 4 月 1 日付にて採用した職員を対象（25 名）にチューター制による新任職員研修を実施し、1 年経過した時点での研修効果測定を行った結果、おおむね良好な評価であった。

また、令和 8 年度新任職員の採用者 21 名（桜谷荘 3 名・さくらこども学園 3 名・保育部門 10 名・櫻ホーム西神 5 名）に対し、新任職員研修の一端として事前トレーニング 3 日間（全体研修：高齢・児養…令和 8 年 3 月 6 日、保育…3 月 9 日）、桜谷荘：3 月 6 日・9 日・10 日、さくらこども学園：3 月 6 日・14 日・15 日、保育：3 月 9 日・24 日・25 日～28 日、櫻ホーム西神：3 月 6 日・9 日・10 日のペーパー研修・実技研修を実施した。

また、法人基本理念を全事業所全職員への周知徹底を図るため、各事業所に 1 名以上の基本理念を説明できる人材を確保すべく、法人基本理念説明者養成研修会（8 名）を対象に年 5 回（令和 7 年 8 月 12 日・28 日、9 月 16 日、令和 8 年 1 月 22 日、2 月 12 日）実施した。

また、専門資格取得の奨励については、良質な福祉・保育サービスの提供に向けて、従事職員の研修の強化、メニューの開発等に努める。また、保育教諭の育成をめざし、幼稚園教諭免許取得者の増加を重視し、幼稚園教諭免許の取得及び社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士等の資格取得の奨励に努めた。その結果、社会福祉士国家資格の取得では、特養：桜谷荘（1 名）今井施設課長、児養：さくらこども学園（2 名）松本・松居児童指導員が合格した。また、精神保健福祉士資格の取得では、児養：さくらこども学園（1 名）松居児童指導員が合格した。また、介護福祉士国家資格の取得では、特養：桜谷荘（1 名）ズエン介護員、デイ：やすらぎ（1 名）藤原介護員が合格した。特養：櫻ホーム西神（2 名）横山・チャム介護員が合格した。また、養護教諭資格の取得では、幼保連携型認定こども園：神戸さくら保育園（1 名）田畑主任看護員が合格した。

また、当法人及び学校法人睦学園兵庫大学・兵庫大学短期大学部との包括的な連携のもと、人的・知的財産や特色ある資源の活用を図り、福祉・まちづくりの各分野で 1 力し、活力ある地域の形成及び発展と相互の人材育成に寄与することに努めた。特に、当法人職員による講師派遣 2 名（絹田児童部門統括⇒R.7.9.16～R.8.1.26）、その他講師派遣 1 名（安田施設長⇒R.7.4.18～6.26、9.26～R.8.2.20；岡山医療福祉専門学校）であった。

また、奨学金給付対象者（令和 8 年 3 月 31 日現在）（学校法人睦学園兵庫大学生涯福祉学部社会福祉学科）の 8 名（古谷凜華・下田日彩・溝渕寧：令和 5 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日、三寺彩加・船曳ひかり・次田未来：令和 6 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）、八木慶子・髙﨑凱哉：令和 7 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）、（学校法人睦学園兵庫大学短期大学部保育科）の 1 名（西村真金：令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に対し、年 2 回の定期面談を実施した。

また、令和 8 年度新たな奨学金対象者 3 名（西村真金：保育科から生涯福祉学部社会福祉学科に編入、禱美桜・後藤史武：兵庫大学生涯福祉学部社会福祉学科）を決定した。

また、岡山医療福祉専門学校（介護福祉学科）の留学生（ベトナム人：3 名、ネパール人：3 名）奨学金給付対象者の 6 名（ハ・ラム・ミー・デュエン、グエン・ティ・クエ・チャム、グエン・ティ・ホン・ダオ：令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31、ギミレ・ビピナ、ビ・ケ・サミル、バン・ダリ・ティリシャ：令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31）に対し、日本語習得状況・出席状況・成績状況等について毎月面談を実施した。なお、バン・ダリ・ティリシャは単位不足のため進級することはできなかった。また、岡山医療福祉専門学校（介護福祉学科）の令和 8 年度新たな留学生（ベトナム人：2 名、ネパール人：2 名）奨学金対象者 4 名（チャン・リン・ニー、チャン・アン・ゴック、ライ・メリナ、ビ・ケ・サパナ）及び岡山外語学院（日本語学科）の新たな留学生（ベトナム人 3 名）奨学金対象者 3 名（ホー・チュオン・トゥイ・ガン、グエン・ティ・ゴック・チャリ、グエン・トゥオン・ウィ）を決定した。

本年度も経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者受入れを活用したフィリピン人介護福祉士候補者の獲得に奔走した結果、令和 7 年度にマッチングが成立したフィリピン人 2 名（フェレール・メリゲル・ナバレス、トラト・ドミニク・ジョイ・リメン）が外国人介護福祉士候補者として令和 7 年 12 月 5 日付にて当法人が経営する特別養護老人ホーム桜谷荘にて就労開始となった。また、令和 3 年度に就労開始したヴェラガラ・カテリン・ボンティラオは令和 7 年 1 月、令和 8 年 1 月の受験に失敗し、介護福祉士国家資格に合格することができなかったため母国に帰ることとなった。

6　新設施設整備事業の積極的展開

令和 7 年度法人本部の事業計画に基づき、兵庫県内における入所待機者（高齢者・児童）の多い地域の介護・保育ニーズに応えるため、神戸市（西区・灘区・東灘区）、伊丹市（JR・阪急伊丹駅付近）を中心に施設整備事業（特養・保育園）を積極的に進める。なお、多様化する介護・保育ニーズに応えるため、「地域包括支援事業」、「延長保育」、「一時預かり事業」、「地域子育て支援」、「休日保育」等に取組んだが不調に終わった。

また、尼崎市尾浜町 1 丁目 33 - 2 のくるみ保育園（定員；40 名）の移転先用地の確保・全面建替え事業及び尼崎市

尾浜町１丁目 6 - 20 の尼崎さくら保育園（定員；70 名）の仮設園舎の用地確保・全面建替え事業を早急に実施する必要があるため、建設用地獲得に向けて積極的に取組んできた結果、尼崎市尾浜町１丁目 116 番１（423.01 ㎡）内にて土地が売りに出されていたので、くるみ保育園の建替え等の用地として購入することとした。また、本事業を進めていく上において、今後の尼崎市における福祉・保育ニーズについて調査研究し、現くるみ保育園敷地を活用し、新たな福祉モデルを視野に入れ、当法人役員及び各事業所担当職員で構成する尼崎２園の整備検討委員会（メンバー：８名）を年４回（令和７年６月９日、７月 29 日、10 月８日、令和８年３月 24 日）開催した。

７　特別養護老人ホーム桜谷荘の全面建替え事業に伴う移転先に関する検討会議

昨年度に引続き、特別養護老人ホーム桜谷荘（定員；85 名）、桜谷荘ショートステイ事業所（定員；10 名）等の移転に関する検討委員会（メンバー：９名）を年３回（令和７年７月 24 日、９月 18 日、令和８年２月 16 日）開催し、移転先は関西福祉大学北側の約 20,000 ㎡の土地で進めることで、概ね赤穂市とも調整することができたが、建設予定地一帯は市街化調整地区であるため、赤穂市としては兵庫県と連携し、当地をまず市街化地区に変更し、その後、区画整理を進めるべく考えているため、当法人としてはその間、赤穂市の動向を静観することとなった。

また、本事業を進めていく上において、今後の兵庫県・赤穂市における福祉・介護・障害児ニーズについて調査研究し、新たな福祉モデルを視野に入れ、当法人役員及び各事業所担当職員で構成する整備検討委員会（メンバー：16 名）を年３回（令和７年５月 27 日、10 月６日、令和８年３月 17 日）開催した。また、先進施設への積極的な施設見学等も行った。

令和７年度

新規採用職員関係経過

年月日	関係機関名等	内容	
R. 7. 4. 8	神戸市中央区文化センター	令和７年度第１回人材確保対策委員会	
20	西宮神社会館	保育士就職フェアへのブース出展	（4名来訪）
24	学校訪問	園田学園女子大学	
25	神戸元町こども専門学校	保育士就職フェアへのブース出展	（5名来訪）
27	神戸国際会館	保育士就職フェアへのブース出展	（6名来訪）
5. 9	学校訪問	武庫川女子大学	
11	パピオスあかし	児童養護施設就職フェアへのブース出展	（2名来訪）
12	学校訪問	関西学院短期大学	
13	西宮セリジェ保育園	保育部門就職説明会	（1名参加）
21	西宮セリジェ保育園	保育部門就職説明会	（1名参加）
25	あかし市民広場	児童養護施設就職フェアへのブース出展	（2名来訪）
27	西宮セリジェ保育園	西宮市就職バスツアー出展	（12名来訪）
31	大阪成蹊大学	保育士就職フェアへのブース出展	（3名来訪）
6.10	神戸市中央区文化センター	令和７年度第２回人材確保対策委員会	
23	さくらこども学園	児童養護施設就職説明会	（1名参加）
27	関西保育福祉専門学校	保育士就職フェアへのブース出展	（3名来訪）
28	神戸さくら保育園	令和８年度第１回保育部門保育士・保育教諭採用試験	（1名受験）
7. 5	法人本部	令和８年度第１回奨学金対象者採用試験	（3名受験）
7	学校訪問	関西学院短期大学	
8	神戸市中央区文化センター	令和７年度第３回人材確保対策委員会	
17	姫路ハーベスト医療福祉専門学校	県老協就職出前プレゼンテーションへのブース出展	
23	関西学院短期大学	保育士就職フェアへのブース出展	（5名来訪）
24	岡山医療福祉専門学校	介護福祉士就職フェアへのブース出展	（7名来訪）
27	神戸さくら保育園	令和８年度第２回保育部門保育士・保育教諭採用試験	（1名受験）
28	西宮セリジェ保育園	保育部門就職説明会	（1名参加）
30	学校訪問	中国学園大学	
8.12	神戸市中央区文化センター	令和７年度第４回人材確保対策委員会	
29	神戸さくら保育園	保育部門就職説明会	（1名参加）
9. 2	西北セリジェ保育園	保育部門就職説明会	（1名参加）
3	学校訪問	関西学院短期大学	
4	あかし市民広場	児童養護施設就職フェアへのブース出展	（2名来訪）
6	神戸さくら保育園	令和８年度第３回保育部門保育士・保育教諭採用試験	（1名受験）
12	西宮セリジェ保育園	保育部門就職説明会	（1名参加）
16	神戸市中央区文化センター	令和７年度第５回人材確保対策委員会	
20	神戸さくら保育園	令和８年度第４回保育部門保育士・保育教諭採用試験	（2名受験）
10. 1	西北セリジェ保育園	保育部門就職説明会	（1名参加）
3	学校訪問	中国学園大学	
9	西宮セリジェ保育園	保育部門就職説明会	（1名参加）
11	神戸さくら保育園	令和８年度第５回保育部門保育士・保育教諭採用試験	（2名受験）
15	特養・櫻ホーム西神	令和８年度第１回介護員採用試験	（1名受験）
24	特養・桜谷荘	高齢部門就職説明会	（1名参加）
11.14	特養・桜谷荘	令和８年度第１回機能訓練指導員採用試験	（1名受験）
19	さくらこども学園	令和８年度第１回児童養護施設保育士・児童指導員採用試験	（1名受験）
24	さくらこども学園	令和８年度第１回児童養護施設心理判定員採用試験	（1名受験）
27	特養・櫻ホーム西神	令和８年度第２回介護員採用試験	（1名受験）
12. 3	神戸市中央区文化センター	令和７年度第６回人材確保対策委員会	
5	西宮セリジェ保育園	保育部門就職説明会	（1名参加）
6	兵庫大学	就職フェアへのブース出展	（10名来訪）
29	特養・櫻ホーム西神	令和８年度第３回介護員採用試験	（1名受験）
R. 8. 1. 8	学校訪問	環太平洋大学	
17	神戸さくら保育園	令和７年度第７回人材確保対策委員会	
30	さくらこども学園	令和８年度第６回保育部門保育士・保育教諭採用試験	（2名受験）
31	西宮セリジェ保育園	令和８年度第２回児童養護施設保育士・児童指導員採用試験	（1名受験）
2.11	メリケンパークオリエンタルホテル	令和８年度新規採用予定者内定式　採用内定者 12 名参加 （高齢者部門４名、さくらこども学園１名、保育部門７名）	
		令和７年度第８回人材確保対策委員会	

年月日	関係機関名等	内容
R. 8. 2.14	神戸さくら保育園	令和８年度第７回保育部門保育士・保育教諭採用試験　（１名受験）
24	特養・桜谷荘	令和８年度第１回厨房職員採用試験　（１名受験）
3. 6	特養・桜谷荘	令和８年度新規職員採用内定者法人合同研修　（採用内定者８名参加） （高齢者部門５名、児童部門３名）
9～10	令和８年度 採用内定者実地研修	特養・桜谷荘　（３名参加） 特養・櫻ホーム西神　（３名参加）
9	スペースアルファ三宮	令和８年度保育部門新規職員採用内定者法人合同研修（採用内定者９名参加）
14～15	令和８年度 採用内定者実地研修	さくらこども学園　（３名参加）
17	神戸市中央区文化センター	令和７年度第９回人材確保対策委員会
24～28	令和８年度 採用内定者実地研修	保育部門　（10名参加）

令和７年度　事業報告書

特別養護老人ホーム桜谷荘（定員　８５名）

		目標	実績	差異
稼働状況	稼働率	９６.００％	９７．９９％	１．９９％
	人数	８１．６０名／日	８３．２９名／日	１．６９名／日
	平均要介護度	４.００	3.８１	－0.１９

重点項目

①　第５期経営５か年計画（2 年目）の推進
②　地域サポート施設としての活動内容の充実
③　福祉避難所としての体制整備
④　人権侵害防止及び身体的拘束等の適正化
⑤　サービスの質の向上への取り組み
⑥　介護事故に対する安全管理体制の強化
⑦　感染症対策の強化
⑧　地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
⑨　人材養成の積極的展開
⑩　外国人介護人材への学習支援
⑪　安定した事業運営への取組み
⑫　施設内の安全環境の確保
⑬　苦情への迅速な対応と苦情の予防
⑭　防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

総　括

本年度の事業運営状況は、定員 85 名、年間ベッド稼働率 97.99%で予算目標稼働率 96.00%に対して 1.99%の増、平均要介護度 3.81 で予算目標平均要介護度 4.00 に対して 0.19 ポイントの減だったが、予算は達成できた。

③　福祉避難所としての体制整備

本年度は、福祉避難所としての体制整備として、実際の非常災害時発生時に適正に福祉避難所として機能するよう、福祉避難所マニュアルの周知と BCP(業務継続計画)のシュミレーション（訓練）を実施することが出来た。次年度は、福祉避難所マニュアルを基に赤穂市及び赤穂市社会福祉法人連絡協議会との連携を図り、福祉避難所が実際の災害時に適正に機能できるよう体制強化に努める。

④　人権侵害防止及び身体拘束等の適正化

人権擁護委員会を中心として、施設内における高齢者虐待及び身体拘束等につながる不適切な対応や問題ケースの有無を検証し、ケアスタッフミーティングを通じて改善策を検討・実施したほか、令和 7 年 11 月 19 日に開催した職員研修において人権擁護に係る内容、文献・事例を用いた研修を実施したことで職員への意識付けを図った結果、本年度も高齢者虐待及び身体拘束等の事例は無かった。次年度も引き続きは文献を用いた学びを深め、不適切ケアを防ぐ接遇スキル、対応力の向上の為の職員研修及び委員会における牽制機能の充実・強化を図ることで人権擁護を徹底していく。

⑩　外国人人材への学習支援

本年度は、業務時間内での日本語指導員による週 3 回の日本語指導及び国際厚生事業団の主催する WEB による日本語研修等の活用に加え、研修担当職員（日本語指導員）による OJT 指導を通して日本語及び介護の基礎の習得に取組み、日本語能力試験 N3 に 1 名合格する事ができた。次年度も引続き、国際厚生事業団の主催する国家試験対策講座の活用に加え、効果的な研修となるように日本語指導員の研修プログラムを随時見直し、EPA 介護福祉士候補者の日本語能力の向上、介護福祉士国家試験合格に向けての介護の知識・技術の習得、国家試験基礎知識の習得を目標とした学習支援に取組んでいく。

⑪　安定した事業運営への取組み

予算稼働率 96.00%に対して年間ベッド稼働率 97.99%であり予算達成することができた。本年度は「桜谷荘の自立経営」を目標とし、安定した稼働率の確保、医療との連携による入院の減少など、収入増に向けた取組みを更に強化した。桜谷荘単体での経営会議を実施し、入院日数の多かった尿路感染症への対策として水分補給リストの作成、看護・介護間での情報共有と体調不良の把握等、情報共有の強化を図ったことで、前年度延べ入院者数 53 名から 29 名、延べ入院者数 1,345 日から 522 日と大幅に入院を減少させることが出来た。また、年間退所者数も前年 34 名から 20 名と体調管理、日々のサービスの質の向上に向けた取組みにより安定した生活支援につながり、専門職それぞれの経営、稼働率に対する意識が確実に向上し、他職種協働で目標達成に向けた取組みを実施したことで目標稼働率を確保することが出来た。次年度も再現性のある施策を実施すべく、継続して経営状況を検討する場を設け、各職種間での連携と機能強化を行う事で、現状の問題点を明確に把握し、施設の状況に合った対策を施設全体で検討・共有することで、より良い運営と職場環境を構築していく。

令和 7 年度

事業報告書

特別養護老人ホーム　**桜谷荘**

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 地域サポート施設としての活動内容の充実
③ 福祉避難所としての体制整備
④ 人権侵害防止及び身体拘束等の適正化
⑤ サービスの質の向上への取組み
⑥ 介護事故に対する安全管理体制の強化
⑦ 感染症対策の強化
⑧ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
⑨ 人材養成の積極的展開
⑩ 外国人人材への学習支援
⑪ 安定した事業運営への取組み
⑫ 施設内の安全環境の確保
⑬ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
⑭ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

本年度は、当法人の基本理念に基づき第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として、以下の事業を取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んだ。

なお、本年度の事業運営状況は、定員 85 名、年間ベッド稼働率 97.99％で予算目標稼働率 96.00％に対して 1.99％の増、平均要介護度 3.81 で予算平均要介護度 4.00 に対して 0.19 ポイントの減であったが、予算は達成できた。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として経営計画検証委員会において計画に対する実践状況の検証を行った結果、概ね計画どおり推進することができた。

次年度も引続き、第 5 期経営 5 か年計画の（3 年目）として「地域貢献への積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す」の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画を積極的に推進していく。

2　地域サポート施設としての活動内容の充実

本年度も引続きサービス利用料金を無料とし、地域包括支援センター、民生児童委員への情報提供や在宅介護支援事業所との連携を図ったことで、利用者が 1 名増え 2 名となった。

契約者に対しては週 1 回の見守り訪問及び電話連絡による安否確認、契約者からの相談援助を行った結果、契約者との信頼関係の構築が成され、契約者が地域で安心して生活できる環境の一助として活動できた。

また、地域サポート施設運営委員会で地域ニーズの把握、ニーズに対応する新たな公益的事業の検討を行ったものの、具体的な取り組みにまでには至らなかった。次年度は、地域サポート施設の目的を再整理したうえで地域ニーズに対応した公益的事業に取組まなければならない。

3　福祉避難所としての体制整備

本年度は、赤穂市及び赤穂市社会福祉法人連絡協議会と連携を図り、福祉避難所としての体制整備に取組んだ。実際の非常災害時発生時に適正に福祉避難所として機能するよう、福祉避難所マニュアルの再周知、災害時発生時の BCP(業務継続計画)のシミュレーション（訓練）を実施することができた。

次年度は、福祉避難所マニュアルを基に赤穂市及び赤穂市社会福祉法人連絡協議会との連携を図り、福祉避難所が実際の災害時に適正に機能できるよう体制強化に努めていく。

4　人権侵害防止及び身体拘束等の適正化

本年度も人権擁護委員会を中心として、施設内における高齢者虐待及び身体拘束等につながる問題ケースの有無を検証し、問題ケースについてはケアスタッフミーティングを通じて改善策を検討・実施した。

また、令和 8 年 2 月 17 日に開催した職員研修において人権擁護に係る内容、文献・事例を用いた研修を実施したことで職員への意識付けを図った結果、本年度も高齢者虐待及び身体拘束等の事例は無かった。

次年度引き続きは文献を用いた学びを深め、不適切ケアを防ぐ接遇スキル、対応力の向上の為の職員研修及び委員会

における牽制機能の充実・強化を図ることで人権擁護を徹底していく。

5　サービスの質の向上への取組み

1）介護マニュアルに基づくサービス提供の強化

本年度は、令和 7 年 5 月 28 日に開催したケアスタッフ会において、マニュアル及び各フロアでの決まりごとの周知を図り、介護マニュアルについては、年 1 回の見直しを行い、それに基づき職員研修を実施したことで全職員への周知徹底を図った。次年度は新たに作成したマニュアルの周知及び現場での実践状況を検証し、サービスの標準化に取組まなければならない。

2）サービス自己評価及び利用者満足度調査のサービスへの反映

本年度もサービス評価委員会が中心となり、実施したサービス自己評価からの課題に対する改善策の実施状況を検証し、サービスの質の向上に取組んだが、環境整備等においての入居者の視点に立ったサービス改善に課題が見られたため、次年度は、サービス評価委員会及びケアスタッフ会において、入居者の視点に立った施設サービスの改題点を明確にして改善策に取組まなければならない。

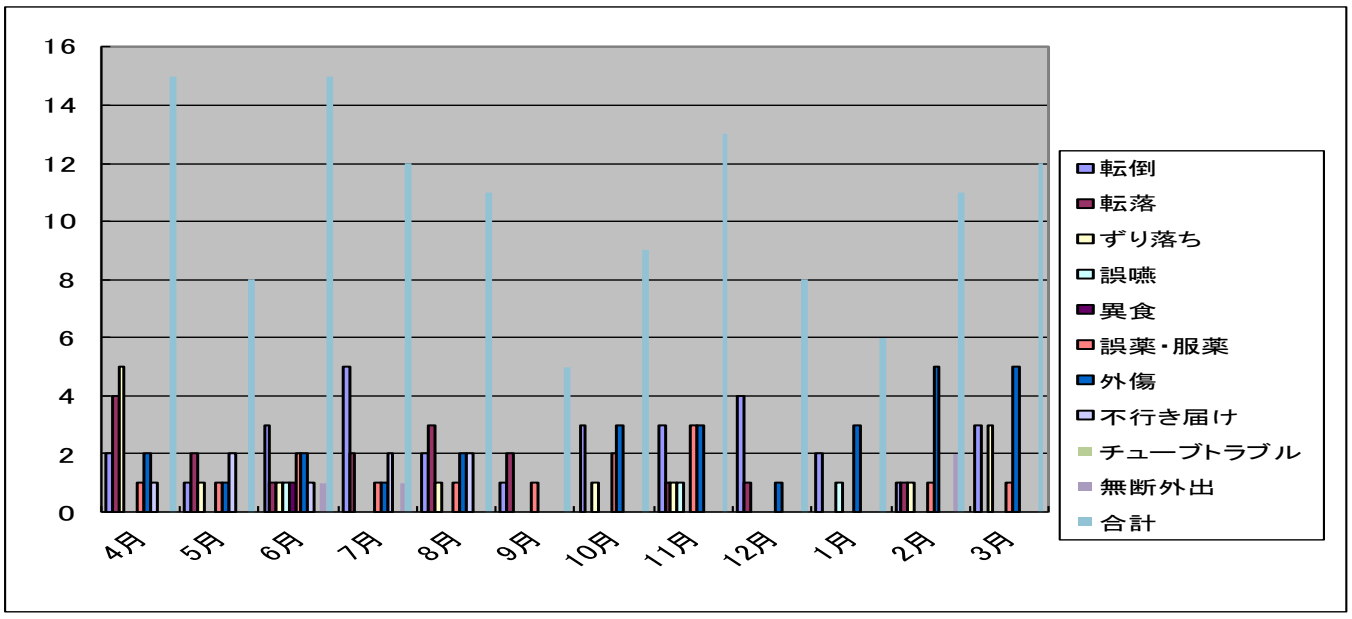
6　介護事故に対する安全管理体制の強化

本年度も介護事故防止委員会において、IAC の発生状況等を分析し、具体的な課題及び改善策についてミーティングを活用し、周知徹底を図った結果、転倒・転落については、前年度の 40 件に対して本年度は 125 件で、年間 85 件増加したが、誤飲については昨年度に引き続き 0 件であったことは評価できる。

昨年度に引き続き、介護事故防止委員会での検討内容が適切に介護現場へフィードバックされていない等、委員会としての牽制機能において不十分な状況が伺えたため、次年度は、委員会で検討した課題点を確実に介護現場にフィードバックし、課題に対する改善策の進捗状況を検証することで牽制機能の強化を図り、介護事故の未然防止及び再発防止に努めていかなければならない。

≪令和 7 年度　特養入居者　ヒヤリハット件数データ

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
転倒	2	1	3	5	2	1	3	3	4	2	1	3	30
転落	4	2	1	2	3	2		1	1		1		17
ずれ落ち	5	1	1		1		1	1			1	3	14
誤飲													
誤嚥			1					1		1			3
異食			1										1
誤薬	1	1	2	1	1	1	2	3			1	1	14
外傷	2	1	2	1	2		3	3	1	3	5	5	28
不行き届け	1	2	1	2	2								8
チューブトラブル													
無断外出			1	1								2	4
その他			2			1		1	2				6
合計	15	8	15	12	11	5	9	13	8	6	11	12	125



7　感染症対策の強化

本年度も継続して、感染症対策委員会が中心となり、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症対策や 5S について職員への注意喚起及び施設内パトロールを実施し、感染症予防に係る課題点を各現場にフィードバックし改善策の実施状況の検証を行う等、感染症予防に対する牽制機能を働かせたほか、令和 8 年 1 月 21 日の職員研修で感染症予防対策の周知徹底を図った結果、職員から複数名罹患者は出たものの、入居者への感染拡大、クラスター化することなく事業運営を行えた。

次年度も継続して、日々の介護現場の感染症対策に関する課題点を検証し、感染症対策委員会の牽制機能を更に強化、地域での感染症流行状況を注視することで、感染症予防の徹底を図らなければならない。

8　地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加

本年度は、地域での感染症の流行状況を考慮した上で地域行事へ積極的に参加することができた。家族参加型の施設行事も継続しつつ年間計画に基づき、以下の施設内外行事を通して入居者の生活に潤いが持てるよう取組んだ。また、地域住民との会食を含めたクリスマス会を催すなど、地域交流行事も積極的に実施することができた。次年度も引き続き地域での感染症の感染状況に注視しつつ、感染予防を徹底したうえで地域及び関係機関が主催する行事等に積極的に参加し、地域との関係づくりに努めなければならない。

≪令和 7 年度行事実施表≫

令和 7 年 4 月　8 日 8 日	お花見 花まつり	10 月 22 日	ホーム内運動会
5 月　8 日 26 日	開荘 44 周年記念行事 ホーム内ショッピング	11 月 28 日	ホーム内ショッピング
6 月 30 日	輪越し	12 月　3 日 17 日 28 日	桜寿会忘年会 クリスマス会 ホーム内餅つき
7 月　7 日	七夕	令和 8 年 1 月　1 日	桜寿会新年会
8 月　5 日 7 日	盆供養 ホーム内盆踊り	2 月　3 日	節分行事
9 月 15 日 23 日	桜谷荘敬老会 彼岸法要	3 月　7 日 23 日	ひな祭り 春の彼岸法要

9　人材養成の積極的展開

1）基本理念の周知徹底とサービスへの反映

本年度は、基本理念の周知徹底の取組みとして、人権擁護委員会が中心となり、令和 7 年 11 月 19 日に実施した職員研修において人権擁護に係る内容、文献・事例を用いた研修を実施し、人権擁護に対する意識づけを図った。、令和 8 年 2 月 18 日の研修では、身体拘束禁止の根拠や 3 つのロックについて研修を行い、入居者の人権擁護に対する意識の更なる向上を図った。次年度も事例を用いた具体策の検討を職員研修等で行い、新たな課題に対しては特養幹部会において検討・実施し、基本理念の「人権を擁護する」に基づくサービスの徹底に取組んでいく。また、課題のある職員に対しての個別指導を計画的、且つ、継続的に実施し改善を図っていく。

2）新任職員研修

本年度は、令和 7 年 4 月 1 日付で採用した介護員 1 名、12 月 3 日付で採用した介護職員 2 名に対してチューター制を活用した職員育成に取組んだ結果、法人基本理念に基づく介護の基礎を習得すことができた。

また、新任職員研修の進捗状況の検証やチューター制に対する職員の理解を深めたことで、チューター制を適正に活用することができた。次年度も継続して、は施設長をはじめとした全職員がチューター制に対する理解を深め、効果的な運用に努めたい。

3）施設内研修

本年度も研修委員会が作成した年間研修カリキュラムに基づき、確実に施設内研修会を実施した。

研修終了時には感想レポートを提出することで、講義に対する意識を高めさせるとともに理解度の確認を行った。また、研修の振返り及び理解度の確認、現場での実践を検証するため、職員研修内で振り返りを行い、職員への意識付けを図り、より効果的な研修の実施に努めた。

しかし、研修実施後の職員の意識及び行動の変化の検証が不十分だったので、次年度は研修員会を中心に研修実施後のアンケートを基に、職員の意識や行動がどうように変化し、どのようにサービスに反映されているかを検証していく必要がある。

また、研修を担当した委員会及び部署に研修内容に対する理解度をフィードバックすることで研修内容を見直し、効果的な研修となるように努めていく。

4）施設外研修

本年度も感染症の影響等もあり各種団体が主催する研修会へ積極的に参加することができなかった。

次年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、施設外研修等に積極的に参加し、職員研修及びケアスタッフ会等において、受講者が研修で学んだ内容を伝達する場をタイムリーに設け、研修内容を介護現場に反映させることでサービスの向上につなげていく必要がある。

5）人事考課制度の効果的運用

人事考課制度により、職員個々における自己評価及び指導者との育成面接などを通じて職員として就業にかかる目的の明確化を図るとともに、適切な評価、指導を通じて人材育成及び信頼関係の構築に努めた。

しかし、年間計画に基づく人事考課制度の見直しや考課者の考課基準の統一については課題が伺え、効果的な運用に繋げることが出来なかった。次年度は、年間計画に基づく人事考課制度の見直し及び考課者の考課基準の統一に取組まなければならない。

6）資格取得に向けての支援

本年度は、介護福祉士の資格取得に向けた取組みとして、令和 7 年 7 月 22 日から 1 月 21 日の第 1.3 水曜日に施設長、副施設長、介護課長、看護師長等の国家資格保有者が講師となり勉強会を実施し、基礎学力の定着を図った。

介護福祉士国家試験には 4 名受験をしたが、パート合格にも至らず、カリキュラムに課題が伺えた。よって、次年度は効果的なカリキュラムとなるよう、不合格通知の配点から苦手科目を分析した上で内容を見直し、計画的に勉強会を実施しなければならない。また、介護福祉士実務者研修受講料の一部を法人が負担する等の資格取得に向けての支援を積極的に行っていきたい。

１０　外国人介護人材への学習支援

本年度は、業務時間内での日本語指導員による週 3 回の日本語指導及び国際厚生事業団の主催する WEB による日本語研修等の活用に加え、研修担当職員（日本語指導員）による OJT 指導を通して日本語及び介護の基礎の習得に取組み、日本語能力試験 N3 に 1 名合格する事ができた。次年度も引続き、国際厚生事業団の主催する国家試験対策講座の活用に加え、効果的な研修となるように日本語指導員の研修プログラムを随時見直し、EPA 介護福祉士候補者の日本語能力の向上、介護福祉士国家試験合格に向けての介護の知識・技術の習得、国家試験基礎知識の習得を目標とした学習支援に取組まなければならない。

１１　安定した事業運営に向けた対応策の取組み

1）平均ベッド稼働率 96.00％の確保

本年度は「桜谷荘の自立経営」を大きな目標とし、安定した稼働率の確保、医療との連携による入院空床の削減、介護保険事業収入アップに向け取組みを更に強化した。桜谷荘単体での経営会議を実施し、入院日数の多かった尿路感染症への対策として水分補給リストの作成、看護・介護間での情報共有と体調不良の把握等、情報共有の強化を図ったことで、前年度延べ入院者数 53 名から 29 名、延べ入院者数 1345 日から 522 日と大幅に入院を減少させることが出来た。また、年間退所者数も前年 34 名から 20 名と体調管理、日々のサービスの質の向上に向けた取組みにより安定した生活支につながり、配置されている専門職それぞれの経営に対する意識、稼働率に対する意識が確実に向上し、他職種協働で目標達成に向けた取組みを実施したことで目標稼働率を確保することが出来た。

次年度も再現性のある施策を実施すべく、継続して経営状況を検討する場を設け、各職種間での連携と機能強化を行う事で、現状の問題点を明確に把握し、施設の状況に合った対策を施設全体で検討・共有することで、より良い運営と職場環境を構築していく

2）質が高く効率的な介護の提供体制の整備

質が高く効率的な介護の提供を行うことで適正な加算取得に結びつけていくために、加算要件に準ずる介護が提供できているかどうかについての裏付け資料を作成し、介護保険請求復命時及びコンプライアンス委員会において加算要件を満たしているかどうかを検証したことで、今年度は夜勤職員配置加算、生産性向上推進体制加算の新規加算の取得、次年度から認知症チーム推進体制加算を算定する予定で調整が行えた事で質が高く効率的な介護の提供体制が整備され適正に加算を取得することができた。次年度も継続して、コンプライアンス委員会において LIFE を活用することで算定可能な個別加算について検討し、計画に基づく加算取得に取組む。

１２　施設内の安全環境の確保

労働安全衛生委員会を中心に施設内の安全環境に対する点検を行うため、年間計画に基づき安全衛生パトロールを実施した結果、問題点の早期発見及び早期改善を図ることが出来た。

また、毎朝、腰痛予防体操を実施し、職員の労働安全衛生管理についても改善がみられた。次年度も労働安全衛生委員会で検証した課題点に対する改善策の実施状況及び腰痛予防体操の実施状況を検証するなど委員会の牽制機能を強化し、職員の労働安全衛生管理体制のより一層の整備を図らねばならない。

１３　苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

本年度も、入居者及び入居者家族からの苦情予防のため、希望や要望に応えられる仕組みとして、サービス検討委員会（民生・児童委員、家族代表者で組織）と入居者・家族との意見交換を計画的に実施し、その内容をサービスに反映させるよう企画を行った。

次年度も苦情が発生しないよう、ご家族や関係各所との情報共有を密にして再発防止を徹底していかなければならない。また、サービス検討委員会を開催し、苦情予防だけではなく、入居者・家族の希望や要望を事前に把握し、早急に情報共有と対応を行うことで個別性の高いサービスの提供に努めなければならない。

１４　防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

入居者の生命の安全を守るということを第一とし、職員一人一人の防火意識の高揚が図れるよう、年間計画に基づいた消防避難訓練を年 6 回、地区との合同消防避難訓練を年 1 回、土石流災害対応訓練を年 1 回、非常招集訓練を年 1 回、失踪者発生時の初動対応訓練を年 2 回実施した。次年度も消防避難訓練及び災害等発生時対応訓練に加え失踪者発生時の初動対応訓練についても年間計画に基づいた訓練の実施を徹底する。また、赤穂市及び赤穂市社会福祉法人連絡協議会と連携を図り、赤穂市全体としての福祉避難所への受入れ訓練を実施し、実際の災害時に適切に福祉避難所として機能できるように取組まなければならない。

≪令和 7 年度消防・災害訓練等実施表≫

実施日	訓練種類	他団体との連携	参加人数
令和 7 年 4 月 23 日	日勤帯想定訓練、避難訓練、消火訓練	赤穂市消防本部	職員 6 名(新任職員含む)
5 月 27 日	夜勤帯想定訓練、避難訓練、消火訓練	赤穂市消防本部	職員 7 名
6 月 23 日	失踪者発生時初動対応訓練		職員 10 名
7 月 28 日	日勤帯想定訓練	赤穂市消防本部	職員 8 名
9 月 29 日	日勤帯想定訓練	赤穂市消防本部	職員 10 名
10 月 21 日	夜勤帯想定訓練、避難訓練、災害時非常招集訓練、BCP に基づく訓練(土砂・感染症)	赤穂市消防本部	職員 8 名
11 月 24 日	地区との合同消防避難訓練	赤穂市消防本部	全職員、赤穂記念病院職員 1 名 地域住民約 40 名(非常招集連絡)
12 月 16 日	失踪者発生時初動対応訓練		職員 8 名
令和 8 年 1 月 29 日	日勤帯想定訓練、避難訓練、消火訓練、通報訓練	赤穂消防本部	職員 7 名

生活相談員

1　家族との連絡調整

本年度も継続して、各部署からの細かな情報収集を行い、その情報を基に、電話連絡による家族への状態報告及び必要事項の調整を実践することができた。また、面会の少ない家族に対してはお便りを送付する際に本人の写真を添えて生活の様子を可視化することで、本人の生活状況が分かるように継続して取組んだ結果、家族から「なかなか会いに行くことができないから、写真を添えてもらってうれしい」、「元気そうで良かった」との声が聞かれた。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を注視しつつ、対面での面会を実施し、入居者・家族の関係性の構築だけではなく、施設外の社会との関わりを持つように努めた。次年度も地域での感染症状況を注視しつつ対面での面会等を継続して実施し、入居者・家族の関係性の構築に努なければならない。

2　ターミナルケアの充実

入所時・ターミナル移行時には、ターミナルケアについての意向確認書を活用して家族の意向確認だけではなく、家族を交えての拡大カンファレンスを開催し、看護部門を中心として、各部署との情報の共有化及び連携を強化することで入居者・家族の意向に沿ったサービス提供の実践に努めることができた。

さらには、各部署でターミナルケア実施の振り返りを行い課題に対する具体策を検討することで、サービスの質の向上に取組んだ。次年度も家族を交えての拡大カンファレンスを開催し、家族の意向をターミナルケアに反映させ、個別性の高いサービスを実施するほか、ターミナルケア実施後には家族に対してターミナルケアにかかるアンケートの実施やターミナルケア実施後のカンファレンスを行うことで、ターミナルケアの取り組みの充実を図っていく。

3　生活相談員の資質向上と専門性の確立

生活相談員業務マニュアルを基に、業務目的及びその手順の再確認を行い、マニュアルに沿った業務の習得に努めたが、OJT による業務の再確認が中心となり、生活相談員としての心構え・役割等の理解を深めるためのマニュアル研修が不十分であった。よって、次年度は、生活相談員の心構えと役割を意識したうえでマニュアルに基づいた業務が行えるよう日々確認を行うとともに、次年度の介護報酬改定の動向についても注意を払い迅速、且つ、的確に対応していきたい。

4　各職種・外部機関との連携強化

夕方の申し送り・カンファレンス開催後の情報を施設長・介護課長・介護支援専門員との連携のもと収集し、自らも積極的に現場に関わり、入居者及び施設内の状態把握に努めたほか、外部とのパイプ役として積極的に関係機関と連携した結果、施設内外の情報を共有し適切な報告・連絡・相談及び各職種との連携を図ることができた。

また、生活相談員間の連携を強化するために、ミーティングや連絡ノートを活用することで情報の共有化を図り、昨年度からの課題であった、事務所内や各部署への報告・連絡・相談の漏れについては概ね目標を達成できた。

次年度も継続して、生活相談員として主体性をもって状況確認を行い、施設内における様々な情報を収集し、各職種間のパイプ役として機能していくとともに、事務所ミーティングや内部回覧等を活用して事務部門の連携強化に努める。

介護支援専門員

1　アセスメントの充実

新規入所時や介護保険認定更新時及びプラン見直し時にアセスメントを行い、入居者の様子・留意事項等の情報を積み重ね、その情報を基に介護ソフト「ほのぼの」の包括的自立支援プログラムのケアチェック表を活用してデータ更新を行った。また、前回のプランを比較することにより改善や予測をふまえてプランの作成に努めた。

次年度は各部署と確実な連携を図り、情報収集に継続してケアチェック表を活用し、適切なアセスメントに取組んでいきたい。

2　ケアプランの周知徹底と位置付け

本年度も、全部署のケアプランの共有化を目的として、施設サービス計画の内容を入居者、又はその家族に説明し、同意を得てから、施設サービスを開始するよう徹底した。また、修正後のケアプランを各部署に配布し、ケアプランに沿ったサービスが提供できた。

次年度も継続して、状態変化に応じた適切な見直しプランの作成を早急に行い、各部署と情報を共有し、適正、且つ、タイムリーにサービスに反映出来るように努めていく。

3　サービス担当者会議の充実

本年度も継続して、サービス担当者会議の年間スケジュールを作成し、年間スケジュールに基づき毎週火曜日と金曜日にカンファレンスを定期開催することで各部署の情報の共有化に努め、入居者全員のケアプランを半年に 1 回以上見直しすることが出来た。また、サービス担当者会議で見直しを行ったケアプランについては早急に各部署へ配布し、ケアプランに沿ったサービスの提供に努めることができた。次年度も継続してサービス担当者会議の開催後 3 日以内にケアプランを作成し、作成したケアプランの内容を介護現場に周知徹底していく。

4　モニタリングの実践

モニタリングを進めていくうえで、ケアプランと実際のサービス提供状況との整合性を検証するためのケアプラン実践記録については、担当介護員がケアプランの現状を理解するものとして継続的に取組めた。また、認知症ケア全体会において認知症状を有する入居者のモニタリングを行いプランに反映させることが出来た。

次年度は、アセスメントシートを活用して入居者状態の把握及びモニタリングを実践していく。また、各部署との連携を密にしてモニタリングを毎月実施していきたい。

5　ターミナルケアの充実

ターミナル期を迎えた入居者及びその家族の意向を聞き取りながら急変時の対応を含めたケアの方向性を「看取り介護計画書」に反映させたが、情報収集の不十分な面やプラン作成に遅れがみられ、十分なターミナルケアの実践につなげることが出来なかった。

よって、次年度も入居者及び家族の意向を確認し、看取り計画書に反映させ、個別性の高いサービスを実施するほか、ターミナルケア実施後には家族に対してターミナルケアにかかるアンケートの実施やターミナルケア実施後のカンファレンスを行うことで、ターミナルケアの取組みの充実を図っていく。

6　介護支援専門員の資質向上と他職種との連携

介護支援専門員としての資質向上については、施設ケアマネとして入居者の生活支援への視点を持つことで、より具体的なプランへの反映に努めた。また、朝礼や申し送りで情報の収集を行い、入居者の現状把握に努めた結果、情報収集した内容をタイムリーにプランに反映させることができた。

次年度は、介護給付適正化事業のケアプラン点検マニュアルに基づきケアプランの点検を行い、プランの精度を高めていきたい。

介護部門

1　人材養成の積極的展開

1）新任職員指導

本年度は、令和 7 年 4 月 1 日付で採用した介護員 1 名、12 月 5 日付で採用した介護員 2 名に対してチューター制を活用した職員育成に取組んだ結果、法人基本理念に基づく介護の基礎を習得すことができた。また、新任職員研修の進捗状況の検証やチューター制に対する職員の理解を深めたことで、チューター制を適正に活用することができた。次年度も継続して、全職員がチューター制に対する理解を深め、効果的な運用に努める。

2）介護マニュアルに基づく介護サービスの徹底

介護マニュアルについては、令和 7 年 5 月 28 日に開催したケアスタッフ会において、マニュアル及び各フロアでの決まりごとの周知を図り、介護マニュアルについては、年 1 回の見直しを行い、それに基づき職員研修を実施したことで全職員への周知徹底を図った。また、マニュアルにルビを付けることで、外国人職員にも読みやすくなる様に改善を図った。次年度も継続して、マニュアルの周知及び現場での実践状況を検証し、サービスの標準化に取組まなければならない。また、本年度の基本理念の周知徹底の取組みとして、人権擁護委員会が中心となり、職員研修において介護施設で起こりやすい事例を用いた事例検討を行い、人権擁護に対する更なる意識づけを図った。次年度も引き続き、事例を用いた学びを深め「人権を擁護する」に基づくサービスの徹底に取組んでいく。また、課題のある職員に対しての個別指導を計画的、且つ、継続的に実施し改善を図っていく。

2　個別ケアの充実

1）生活支援と自立支援への取組み

①　入居者の状態把握に努め、毎朝のミーティングやスタッフ会において入居者の状態に応じた排泄・入浴形態の変更及び自立支援・生活支援に結びつくケアについて検討・実践した。

また、認知症ケア全体会議においては、毎月、担当入居者の状態について話し合う場を設け、個別ケアの確立に努めた。

しかし、ケース記録の入力漏れや、情報の発信不足により、入居者の状態等の情報の共有化が不十分であったことから統一したケアが実践できていない状況がみられた。

次年度は、ミーティング等においての決定事項及び入居者状態の変化について確実に日誌や連絡簿に記載し、職員全員が周知出来るよう努め、ケアの統一及び自立支援に努める。

また、個別リハビリにおいては、日常動作を維持できるメニューを多く取入れ、楽しみながら自立支援につながるリハビリが継続して行えたことは評価できる。

②　本年度も継続して、入居者・家族のニーズ把握に努め、館内及びベランダ等での散歩、ミニ喫茶、ベランダ菜園、レクリエーション等を実施することで入居者同士の交流を図り、施設生活の中でも潤いのある生活に努めた。

しかし、業務調整が不十分なことから定期的な実施ができていない現状がみられたため、次年度は、早期に業務調整を行い確実に実践しなければならない。

③　本年も継続して、居室に入居者・家族の写真や思い出の品、入居者が作成した折り紙や編み物などを飾ることで入居者・家族の意向に沿った環境整備に努めたほか、担当職員が衣類整理用のかごを活用し、服の種類毎に整理できるよう取組んだ。また、居室清掃時や訪室時にはベッドやタンス周りの整理整頓に努め、入居者が快適に生活出来る環境を整えた。

しかし、タンスの整理について不十分な状況がみられたため、次年度は入居者担当職員を中心に、毎月タンス整理を行うほか、個別性に応じた生活環境作りに努めていく。

2）ケアプランに基づくサービスの提供と自立支援への取組み

ミーティングにて入居者の状況変化、ケアの実態について検証し、ミーティング・連絡簿を通じてスタッフに周知徹底を図ることができた。また、ケース記録については、介護ソフト「ほのぼの」を活用してデータ入力は行えたが、職員によって入力した内容の精度に差が伺えたため、次年度は入力内容の標準化に取組んでいきたい。

また、PT と機能訓練指導員との連携のもとに、日々の個別リハビリ及び火曜日・木曜日の集団リハビリを実施し、拘縮予防についても体位変換表に基づいて小枕の使用等により実施した。次年度も引続き、ミーティング及びケアスタッフ会にてポジショニング・拘縮予防・体位変換についての研修を行い、そのことについての必要性を職員へ意識付けすることで周知徹底を図っていく。また、タイムリーなポジショニング等の変更を周知させるため、変更があった場合は早急に変更点のポイントを整理し、現場が理解しやすい様に見本の写真を撮る等して現場への周知徹底を図りたい。

3　認知症専門ケアの充実

本年度は、認知症高齢者への専門ケアの充実を目標に、毎月認知症ケア全体会議を開催し、入居者の状態変化に応じて個別目標と留意事項を見直し、月末にモニタリングを実施・検証することで実施状況とその評価に取組んだ。また、認知症の理解を深めるため、ケアスタッフ全体会において認知症にかかる研修を実施した結果、認知症に対する意識が向上し、より効果的な認知症ケアに繋げることができた。次年度も継続して勉強会及び研修会を開催し、職員への意識付け及びサービスの質の向上に努めていきたい。

認知症ケア全体会議にて、各認知症グループリーダーより「みんなで取り組むレクリエーション」として、介護現場で実際に行なえるレクリエーションを検討し、その内容及び実施方法等を記載したレクリエーション一覧表を西館・東館それぞれに設置し、担当職員が一覧表の内容に基づくレクリエーションが実施出来るよう取組んだ。しかし、レクリエーション一覧表が効果的に運用されていない状態がみられたため、次年度はレクリエーション一覧表に基づくレクリエーションの実施及びケース記録への記載、実施内容の検証を行うことで一覧表の効果的な運用に努めて

いかなければならない。
　また、認知症ケア全体会議において、他職種協働によるチームアプローチによる個別性の高い目標の検討を行った。次年度もチームアプローチの実施状況の検証を行い課題に対する改善策を実施することで取組みの精度を高めていきたい。

4　リスクマネジメントの取組み

本年度は、入居者個々の認知症状の特徴を理解したうえで、生活パターンや行動パターンを認知症ケア全体会議やスタッフ会及び毎朝のミーティングを活用して検証し、入居者のリスク回避に努めることができた。

しかし、情報収集が不十分なところもあり、突発的な危険行動の回避が出来なかったケースがあったため、度は、職員間での気付きを持つようミーティングやスタッフ会にて意識啓発を図る必要がある。

また、日々のミーティングやスタッフ会において、入居者個々の ADL や身体状況の把握に努め、個別留意事項の確認・検証を行い、入居者個々の日常生活動作を検証し居室環境を整えることで事故の未然防止につなげることが出来た。次年度も継続して、入居者個々の状態に合わせた環境整備に努め適切なサービスの提供及び事故防止に努めたい。

IAC レポートを活用し、事故・ハットひやり報告の内容と改善策の周知徹底を図り、介護の在り方・方法の見直しや業務体制の見直し等により職員の意識改革に努めたほか、見守りの優先順位をミーティングで随時検討し、事故の未然防止に努めた。また、高齢者擬似体験による介護事故に対する意識付けを行うことが出来た。しかし、個別のリスクに対する介助方法の徹底と実施状況の検証が不十分な点があったため、次年度は、IAC レポートをより一層活用し、個別の事故の発生原因の追究・改善策の周知徹底を行うほか、介助方法の統一を徹底し、介護事故の防止に努める必要がある。

5　ターミナルケアの充実

変化のおきやすいターミナル期においては、入居者の状態に即応するため、各部署との連携を強化するとともに、見守り・声かけ・傾聴等に特に配慮した。また、家族を交えての拡大カンファレンスに参加することで、より具体的な家族の意向を確認し、その意向に沿ったケアを提供することで、その人らしい最期が迎えられるように取組むことが出来た。また、ターミナルケア実践状況を検証し、課題に対する改善策を実施することで、ターミナルケアの質の向上に努めた。

入居者の嗜好品やなじみの物を家族との連携のもと用意し、その人らしい居室環境づくりに努めた結果、家族から「ここまでしていただいて幸せです」との声も聞かれたことは評価できる。

よって、次年度も引続きターミナルケアにおける振り返りを行い、各部署との連携を図り、ケア内容の検討を重ね、心身とも穏やかに終末期が迎えられるように支援してく。

6　介護スタッフ及び各職種との連携強化

入居者の状態変化等を毎朝のミーティングにて整理し、連絡簿を活用して現場への周知徹底に取り組んだほか、情報の流れを統一することで、各部署への連絡・調整の強化に努めた。また、各部署との調整を速やかに行ったことにより、ケア内容の変更をスムーズに行うことができた。

しかし、西館、東館の連携に不十分な面があり、ケアの統一において共通認識を持つことができず、ケアが後手になってしまう状況がみられた。

よって、次年度は、連絡簿の記載内容を主任・副主任が確認するとともに主任・副主任会議にて情報の共有化を徹底していく必要がある。

また、各部署との連携においても、主任・副主任・各フロアリーダーが窓口となり、入居者の状態変化に伴うケアの方向性の統一等について更なる充実を図らなければならない。

看護部門

1　部署内及び各職種間との連携強化

医師・各職種との連携については、日誌・バイタル表などを基に入居者の健康状態等について申し送りを行い、情報の共有化に積極的に取組んだ。また、体調不良者などが発生した時は、早急に相談員に働きかけ適切な対応に努めたほか、異常の早期発見により医師との連携のもと適切な処置を行う事で、症状の悪化を最小限にとどめることが出来た。

看護員が不在の夜間の対応については、申し送り時に要観察者・観察ポイント・注意事項等を夜勤者に伝達するとともに、夜間帯の看護職員における当番制により、24 時間、必要な指示・受診が行える体制を実践することができた。

また、各医療機関との連携においては、看護サマリーを作成し、より細かな情報提供に努め、退院時には必ず事前面談を行い、情報の共有を行った。

部署内の連携については、始業前にミーティングを行い、リーダーが朝礼・申送りに参加し、リーダーからの報告や日誌・バイタル表から、入居者の健康状態を把握し、部署内での共通理解に取組んだ。また、その日の予定に沿って役割分担・業務調整を行い、リーダーへの報告・連絡・相談を行ったが、部署内での連携に不十分な面が見られた。次年度は、ミーティングや医務部門カンファレンスだけではなく、日々の関わりの中で部署内の連携を図り、情報の発信及び共有化に努めなければならない。

2　個別ケアの確立

入居者の健康管理において、その人らしさの実現を念頭に、本人・家族・関係医療機関からの聞き取り、ケース記録・サマリー・医療情報提供書などを活用することにより、入居者の既往歴・現病歴・治療内容・身体状況を理解し、日々の観察・看護に取組んだ結果、早期発見・早期治療につなげることができた。

また、退院時の面談や SS 利用者におけるサービス担当者会議等に必ず同行し、健康管理及び身体機能維持の観点から情報収集を行うことで、より質の高い個別ケアに取組むことが出来た。年 2 回（春・秋）の健康診断についても、実施スケジュールを作成し、予定通り実施することができた。次年度も引続き、担当者会議等に同行し、質の高いケアに努めるとともに、健康診断の実施計画を早期に作成し、計画に基づく健康診断を行っていく必要がある。

3　ターミナルケアの充実

ターミナルケアの方針決定について、入所時とターミナル移行時に、本年度は生活相談員と協働で更新した意向確認のシートを活用だけでなく、家族を交えての拡大カンファレンスに参加することで、より具体的な家族の意向を確認し、その意向に沿ったケアを提供することで、その人らしい最期が迎えられるように取組んだ。また、家族との対話を多く持ち、家族に寄り添うケアを実施することで精神的サポートに努めた。

また、ターミナルケア研修を実施し、知識・技術の向上を図った。研修を重ねていく中で、職員全体の意識の向上がみられ、ケアの充実につながっている。次年度も引続き、職員研修にて看取りについての研修を行い、各職種間の意志の統一を図る必要がある。

4　感染症予防対策の強化

日々のバイタル測定や全身状態の観察を行い、早期発見に努め、医師への働きかけに積極的に取組んだ。

本年度は、令和 8 年 1 月 21 日の職員研修にて、感染予防の意義・重要性について研修し、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図った。新型コロナウイルスを含めた感染症に関しての知識及び感染予防対策について、委員会内で周知・実践し、ポスターの掲示や出勤時の検温、アルコール消毒に努めた結果、職員の感染症への罹患はあったものの、施設内において入居者の罹患、クラスターが発生する事はなかった。次年度も継続して入居者の日々の健康管理に努め、異常の早期発見・早期治療に努めるほか、感染症対策委員会が中心となり感染症対策の基本である手洗い・うがいの徹底及び環境整備に取組み、感染症予防に努めなければならない。

また、研修委員会と連携し、感染症感染症に関連した研修を実施し、職員の意識の向上を図るほか、感染症に係る施設内の環境パトロールを実施し、課題点の検証・改善に取組んでいく。

5　経口摂取維持への取り組み

医師をはじめ各職種連携のもと、安全な経口摂取を維持する為の取組みとして、カンファレンスや申し送りの場において、入居者個々の身体状況、栄養状態などの情報を共有し、食事形態、摂取方法などについて検証することができた。

機能訓練部門

1　個別機能訓練計画に基づく生活機能向上への取組み

1）外部のリハビリテーション専門職との連携による機能訓練の充実

本年度も継続して、赤穂記念病院の作業療法士と協働で入居者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成するとともに3か月毎に機能訓練の実施状況を評価し、必要に応じて機能訓練計画の見直しを行った結果、入居者の状態に合わせた機能訓練を実施することができ、入居者の自立支援につなげることができた。次年度も継続して個別機能訓練計画に沿った機能訓練を実施し、入居者の生活機能向上に取組まなければならない。

2　理学療法及び作業療法の専門性の確立

1）理学療法の実践

身体に障害がある入居者に対し、日常を過ごす上での基本動作能力の維持、向上を図るために入居者の状態に合わせ、上下肢機能維持を目的とした全身運動及び関節拘縮や筋緊張亢進防止のための関節可動域訓練など、理学療法の実践に努めた。また、入浴中のリラックスした状態で関節可動域訓練やマッサージ等の浴中リハビリにも力点を置き取組んだ。次年度も継続して、入居者の状態に合わせた理学療法の実践に取組む。

2）作業療法の実践

身体機能が低下している入居者に対し、日常過ごす上での応用的な動作を図るために季節折々にまつわる作品を制作し壁面に掲示する制作活動やプランターで野菜を栽培し水やりや収穫を行う園芸活動に取組んだ。また、認知症の進行予防や認知症状の改善を目的として、リアリティ・オリエンテーション（現実見当識訓練）やシナプソロジー（脳活性化プログラム）及びプリント（計算・漢字問題、迷路、間違い探し、塗り絵）など、作業療法の実践に努めた。次年度も継続して、食事動作やその他生活に関わる動作の練習に取組むことで入居者の機能維持に努めなければならない。

3　レクリエーションを活用した機能訓練の取り組み

本年度は楽しみながら継続的に機能訓練が実施できるように、レクリエーションを活用した機能訓練の実践に努めた結果、風船バレーやボール投げや紅白旗揚げゲームなど、楽しみながら心身の刺激につなげることができた。また、懐かしい歌に触れることで、歌詞を思いだして歌うことを楽しむ音楽療法にも積極的に取組んだ。次年度も継続して、入居者が楽しみながら取り組める機能訓練の企画・立案・実践に努める。

食事部門

1　楽しみとされる食事

入居者の選択意思を尊重し、個々の嗜好に応じた食べ易い食事を提供するため、嗜好調査を年 2 回実施し、結果を献立に反映することで、入居者の嗜好ニーズの対応に努めることができた。次年度も入居者にとって楽しみある食事の提供に努めたことは評価できる。次年度も入居者の嗜好や状態に応じたメニュー及び食器の検討を行うことで、楽しみとされる食事の提供に努めたい。

市場調査については年 1 回実施し、物価が高騰する中で、事務部門と協力し、業者と交渉することで、品質を落とすことなく適正な食材費で購入することができた。次年度も引続き、市場調査を実施し、適切な価格で、より新鮮で品質の良い食材購入に努める必要がある。

また、適時適温食の実施については、保温食器を使用して適温に努めるとともに、主菜・主食に蓋をすることで乾燥をおさえ、適時適温の食事の提供に努めた。次年度も、各職種の情報を基に食事の提供状況を検証し課題点を改善することで適時適温食の提供に取組んでいく。

2　栄養ケア計画の実施

各職種との連携により、入居者の身体状況・食事摂取量の把握を行い、スクリーニングにより低栄養状態のリスクの把握と個別栄養ケア計画の作成を行い、入居者個々に合わせた食事の提供に努めた。また、各職種と連携し、食欲不振者・低体重者を早期発見し、食事形態変更・栄養補助食品追加・自助具の活用等により、食事摂取量が増え、栄養状態の改善が図られた。

しかし、管理栄養士の作成が遅延する状況が伺えた。よって、次年度は、各職種の連携のもとタイムリーな栄養ケア計画の作成に努めなければならない。

3　衛生管理マニュアルの徹底

厨房内の日々のミーティングにおいて、衛生管理に係る課題点について検討したほか、外部研修の報告を行う事で部署内外へ食品・器具の扱いについて周知徹底を図った。また、入居者及び入居者家族へ居室内の食品管理については、入居者集会・家族会・オリエンテーションなど機会あるごとに注意事項の説明と協力を呼びかけた結果、本年度の食中毒発生はなかった。次年度も引続き、入居者の食品の持ち込み及び食品の管理について家族へ注意事項の説明を行う。

また、厨房内の環境整備については、衛生チェック表を基に毎週日曜日に清掃を行い、実施できなかった場合はその週のうちに確実に実施することができた。また、害虫の発生予防及び駆除としてアース環境サービスの点検を定期的に実施した結果、感染症対策委員会の環境パトロールにおいて、とても良い評価を得た。次年度も引続き、清掃チェック表を活用して確実に清掃を行うことで、厨房内の環境整備に取組まなければならない。

4　経口摂取維持への取組み

各部署連携のもと、経口維持計画書を作成し、個人の咀嚼・嚥下機能に配慮した食事形態の変更、トロミ付けに努めた。また、調理研究会にて基本理念に基づいた具体的な業務内容の理解及び検討を行い、本年度も継続して、「人権擁護」と「自立支援」に重点を置き、実践と検証に取組んだ。その結果、職員への基本理念の理解に繋がり、業務内に反映できるまでに至った。次年度も引続き、各部署との連携を図り利用者個々の状態把握に努めるほか、基本理念に基づいた業務内容の周知徹底を図り入居者個人の咀嚼・嚥下機能に配慮した食事の提供に努める。

5　調理技術の向上

厨房内の日々のミーティングを活用し、食材の切り方の統一を図った。

また、調理後職員で必ず味見し、内容を検討した結果、味付けの統一に結びつけることができた。次年度も継続して、食事サービス研究員会が中心となり、新メニュー開発、調理技術の統一及び向上に努める必要がある。

6　ターミナルケアの充実

家族・各職種との協働により入居者個々の嗜好や咀嚼・嚥下状態に応じて、炭酸飲料にトロミを付けて提供するなどで、終末期を迎えた入居者が最期まで経口による楽しみのある食事が適うように取組んだ。次年度も継続して、家族・各職種との協働によるターミナルケアの充実に取組んでいく。

7　部署内及び各職種の連携強化

日々のミーティング・カンファレンス等での情報収集のほか、栄養士が自ら現場に足を運び利用者の状態を確認することで、入居者へより豊かで楽しみのある食事を提供することができた。

また、厨房内の日々のミーティングにおいて、入居者のケア内容・栄養ケア計画に変更があった場合、変更になった理由を記載・掲示し、職員へ説明することで情報の共有化を図った。次年度も引続き、共通意識を持ち、情報の共有化を図らなければならない。

令和７年度　事業報告書

<table>
<tr><th colspan="5">桜谷荘ショートステイ事業所（定員　１０名）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">稼働状況</td><td></td><td>目標</td><td>実績</td><td>差異</td></tr>
<tr><td>稼働率</td><td>１１５.００％</td><td>１０１．５９％</td><td>－１３.４１％</td></tr>
<tr><td>人数</td><td>１１.５０名／日</td><td>１０．１６名／日</td><td>－1.３４名／日</td></tr>
<tr><td>平均要介護度</td><td>２.５０</td><td>２．８３</td><td>０.３３</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="4">①　第５期経営５か年計画（2 年目）の推進
②　地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に福祉還元する
③　人権侵害防止及び身体拘束等の適正化
④　サービスの質の向上への取り組み
⑤　ケアプランに基づく介護サービスの提供
⑥　感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
⑦　医療処遇の充実
⑧　介護事故に対する安全管理体制の強化
⑨　顧客確保に向けた積極的展開
⑩　赤穂市地域包括支援センターと連携し、在宅サービスの充実を図る
⑪　居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化
⑫　苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
⑬　部署内及び各職種との連携強化</td></tr>
<tr><td>総　　括</td><td colspan="4">本年度の事業運営状況は、定員 10 名、年間ベッド稼働率 101.59%で予算目標平均稼働率 115.00%に対して 13.41%の減、平均要介護度は 2.83 で予算も目標平均要介護 2.50 に対して 0.33 の増であり、予算を達成することができなかった。
②　地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に福祉還元する
本年度は、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターだけでなく、行政や医療機関とも積極的に連携を図り、赤穂市における福祉ニーズの把握に努め、地域での 24 時間の見守り体制や地域で生活されている認知症高齢者への対応などの福祉ニーズに対して、特養・桜谷荘と連携して「地域サポート施設」の運営に取組んだ。地域包括支援センター、民生児童委員への情報提供や在宅介護支援事業所との連携を図ったことで、利用者が 1 名増え 2 名となった。次年度も継続して地域サポート施設運営委員会において、地域サポート施設の目的の整理及び地域ニーズに対応した公益的事業に取組まなければならない。各居宅介護支援事業所から利用者及び家族のニーズとしてリハビリ希望が多くなってきているとの情報に対して、機能訓練指導員と連携し、利用者個々の状態やニーズに応じたリハビリを提供することができた。次年度も継続して、各関係機関と連携を図り、地域における福祉ニーズに迅速に対応していく。
③　人権侵害防止及び身体拘束等の適正化
本年度も人権擁護委員会を中心として、施設内における高齢者虐待及び身体拘束等につながる問題ケースの有無を検証し、問題ケースについてはケアスタッフミーティングを通じて改善策を検討・実施した。また、令和 8 年 2 月 17 日に開催した職員研修において人権擁護に係る内容、文献・事例を用いた研修を実施したことで職員への意識付けを図った結果、本年度も高齢者虐待及び身体拘束等の事例は無かった。次年度も引き続きは文献を用いた学びを深め、不適切ケアを防ぐ接遇スキル、対応力の向上の為の職員研修及び委員会における牽制機能の充実・強化を図ることで人権擁護を徹底していく。
⑥　感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
本年度は、BCP（業務継続計画）に基づき令和 7 年 10 月 21 日に訓練を実施したほか、令和 7 年 6 月 11 日に開催した職員研修において BCP の必要性について再度全職員への周知を図った。次年度は、自然災害に加え感染症発生時に対応した訓練（シミュレーション）も継続して実施しなければならない。
⑨　顧客確保に向けての積極的展開
本年度も継続して、各居宅介護支援事業所・医療機関及び赤穂市外の居宅介護支援事業所への積極的なアプローチを実施し、利用者のキャンセル時や特養入荘者の入院等が発生した場合には、タイムリーに各居宅介護支援事業所及び家族へ連絡調整することを徹底した。
本年度は予算稼働率 115.00%に対し、101.59%と-13.41%の状況であり、予算を達成することができなかった。次年度は事業所の強みを明確にした上で、居宅介護支援事業所及び医療機関へのアプローチを強化していくとともに、日々のベッド管理を徹底し、各居宅介護支援事業所や家族と細かな調整を行い、特養の入院者等による空床発生時やキャンセル発生時にも早期対応できるように予約管理を徹底しなければならない。</td></tr>
</table>

令和 7 年度

事業報告書

桜谷荘　ショートステイ事業所

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に福祉還元する
③ 人権侵害防止及び身体拘束等の適正化
④ サービスの質の向上への取組み
⑤ ケアプランに基づく介護サービスの提供
⑥ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
⑦ 医療処遇の充実
⑧ 介護事故に対する安全管理体制の強化
⑨ 顧客確保への積極的取組み
⑩ 赤穂市介護支援専門員連絡協議会と連携し、在宅サービスの充実を図る
⑪ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化
⑫ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
⑬ 部署内及び各職種との連携強化

本年度は、当法人の基本理念に基づき第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として、以下の事業を取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んできた。

なお、本年度の事業運営状況は、定員 10 名、年間ベッド稼働率 101.59%で予算目標平均稼働率 115.0%に対して-13.41%の減、平均要介護度は 2.83 で予算平均要介護 2.5 に対して 0.33 の増であり、予算を達成することができなかった。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として経営計画検証委員会において計画に対する実践状況の検証を行った結果、概ね計画どおり推進することができた。

次年度も引続き、第 5 期経営 5 か年計画の（3 年目）として「地域貢献への積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す」の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画を積極的に推進していく。

2　地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に福祉還元する

本年度は、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターだけでなく、行政や医療機関とも積極的に連携を図り、赤穂市における福祉ニーズの把握に努め、地域での 24 時間の見守り体制や地域で生活されている認知症高齢者への対応などの福祉ニーズに対して、特養・桜谷荘と連携して「地域サポート施設」の運営に取組んだ。地域包括支援センター、民生児童委員への情報提供や在宅介護支援事業所との連携を図ったことで、利用者が 1 名増え 2 名となった。次年度も継続して地域サポート施設運営委員会において、地域サポート施設の目的の整理及び地域ニーズに対応した公益的事業に取組まなければならない。各居宅介護支援事業所から利用者及び家族のニーズとしてリハビリ希望が多くなってきているとの情報に対して、機能訓練指導員と連携し、利用者個々の状態やニーズに応じたリハビリを提供することができた。次年度も継続して、各関係機関と連携を図り、地域における福祉ニーズに迅速に対応していく。

3　人権侵害防止及び身体拘束等の適正化

本年度も人権擁護委員会を中心として、施設内における高齢者虐待及び身体拘束等につながる問題ケースの有無を検証し、問題ケースについてはケアスタッフミーティングを通じて改善策を検討・実施した。

また、令和 8 年 2 月 17 日に開催した職員研修において人権擁護に係る内容、文献・事例を用いた研修を実施したことで職員への意識付けを図った結果、本年度も高齢者虐待及び身体拘束等の事例は無かった。

次年度も引き続きは文献を用いた学びを深め、不適切ケアを防ぐ接遇スキル、対応力の向上の為の職員研修及び委員会における牽制機能の充実・強化を図ることで人権擁護を徹底していく。

4　サービスの質の向上への取組み

1）介護マニュアルに基づくサービス提供の強化

本年度は、令和 7 年 5 月 28 日に開催したケアスタッフ会において、マニュアル及び各フロアでの決まりごとの周知を図り、介護マニュアルについては、年 1 回の見直しを行い、それに基づき職員研修を実施したことで全職員への

周知徹底を図った。次年度は新たに作成したマニュアルの周知及び現場での実践状況を検証し、サービスの標準化に取組まなければならない。

2）サービス自己評価及び利用者満足度調査のサービスへの反映

本年度もサービス評価委員会が中心となり、実施したサービス自己評価からの課題に対する改善策の実施状況を検証し、サービスの質の向上に取組んだが、環境整備等においての入居者の視点に立ったサービス改善に課題が見られたため、次年度は、サービス評価委員会及びケアスタッフ会において、入居者の視点に立った施設サービスの改題点を明確にして改善策に取組まなければならない。

5　ケアプランに基づく介護サービスの提供

新規利用時には、担当ケアマネジャーからの情報提供書の確認と事前面談をすることにより、細やかな心身の状態・生活環境の確認及び利用者ニーズの把握を行い、個別性の高いサービス提供に努めることができた。

特に、長期間利用がなかった利用者の受入れについては、担当ケアマネジャー及び家族への状態確認と看護員の同行による利用者の健康状態を事前に把握することで、状態変化に応じたサービス提供に努めた。また、本年度も継続して利用終了時にご家族へ利用状況を報告する「利用状況のまとめ」について、専門用語は極力使用せず利用者家族に分かりやすい表現で報告書をまとめたことにより、家族から「丁寧で分かりやすい」との評価を得た。

6　感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

1）BCP（事業継続計画）の策定及び（シミュレーション）の実施

本年度は、BCP（業務継続計画）に基づき令和 7 年 10 月 21 日に訓練を実施したほか、令和 7 年 6 月 11 日に開催した職員研修において BCP の必要性について再度全職員への周知を図った。次年度は、自然災害に加え感染症発生時に対応した訓練（シミュレーション）も継続して実施しなければならない。

2）感染対策の強化

本年度も継続して、ショートステイ利用時には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、職員が送迎する際には利用者宅で、家族等が施設へ送迎する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には利用中止等を家族との調整を図ったほか、利用時に持参した衣類等は乾燥機で高熱処理を行った結果、ショートステイ利用者の新型コロナウイルスをはじめとする感染症等の病原体の施設への持ち込みは無かった。

次年度も継続して、感染経路の遮断の徹底及び日々の介護現場の感染症対策に関する課題点を検証し、感染症対策委員会の牽制機能を更に強化することで、感染症予防の徹底を図っていきたい。

3）防災・防火意識の高揚と避難訓練の強

利用者の生命の安全を守るということを第一とし、職員一人一人の防火意識の高揚が図れるよう、年間計画に基づいた消防避難訓練を年 6 回、地区との合同消防避難訓練を年 1 回、土石流災害対応訓練を年 1 回、非常招集訓練を年 1 回、失踪者発生時の初動対応訓練を年 2 回実施した。次年度も年間計画に基づいた訓練の実施を徹底する。

≪令和 7 年度消防・災害訓練等実施表≫

実施日	訓練種類	他団体との連携	参加人数
令和 7 年 4 月 23 日	日勤帯想定訓練、避難訓練、消火訓練	赤穂市消防本部	職員 6 名(新任職員含む)
5 月 27 日	夜勤帯想定訓練、避難訓練、消火訓練	赤穂市消防本部	職員 7 名
6 月 23 日	失踪者発生時初動対応訓練		職員 10 名
7 月 28 日	日勤帯想定訓練	赤穂市消防本部	職員 8 名
9 月 29 日	日勤帯想定訓練	赤穂市消防本部	職員 10 名
10 月 21 日	夜勤帯想定訓練、避難訓練、災害時非常招集訓練、BCP に基づく訓練(土砂・感染症)	赤穂市消防本部	職員 8 名
11 月 24 日	地区との合同消防避難訓練	赤穂市消防本部	全職員、赤穂記念病院職員 1 名 地域住民約 40 名(非常招集連絡)
12 月 16 日	失踪者発生時初動対応訓練		職員 8 名
令和 8 年 1 月 29 日	日勤帯想定訓練、避難訓練、消火訓練、通報訓練	赤穂消防本部	職員 7 名

7　医療処遇の充実

利用開始時には、健康管理・治療状況を確認し、家族の健康管理に対する意向を伺い、利用者個々に応じて、かかりつけ医・協力医療機関との連携を密に行った。特に、居宅介護支援事業所から「適切な医療的処置ができる」、「医療的に困難なケースでも SS を利用させてもらえる」などの評価を得て利用者の紹介に繋がったことは評価できる。また、利用者の送迎時においては看護員が必ず同行し、家族及び利用者に対して、医学的観点から助言を行うことで、「すぐに病院に連れて行って良かった」、「利用毎に細かく健康状態をみてくれているので安心する」など、利用者・家族からの評価が得られた。

機能訓練については、継続して赤穂記念病院の理学療法士と連携して個別機能訓練計画書を作成し、計画に基づく機能訓練を実施したほか、SS 利用後には実施状況を利用者及び家族に報告した。また、3 か月毎に機能訓練の評価を行いその内容を利用者及び家族に説明し、必要に応じて計画・訓練内容の見直しを行った。

次年度も引続き、個別性の高い医療処遇の充実及び効果的な機能訓練の実施に取組んでいく。

8　介護事故に対する安全管理体制の強化

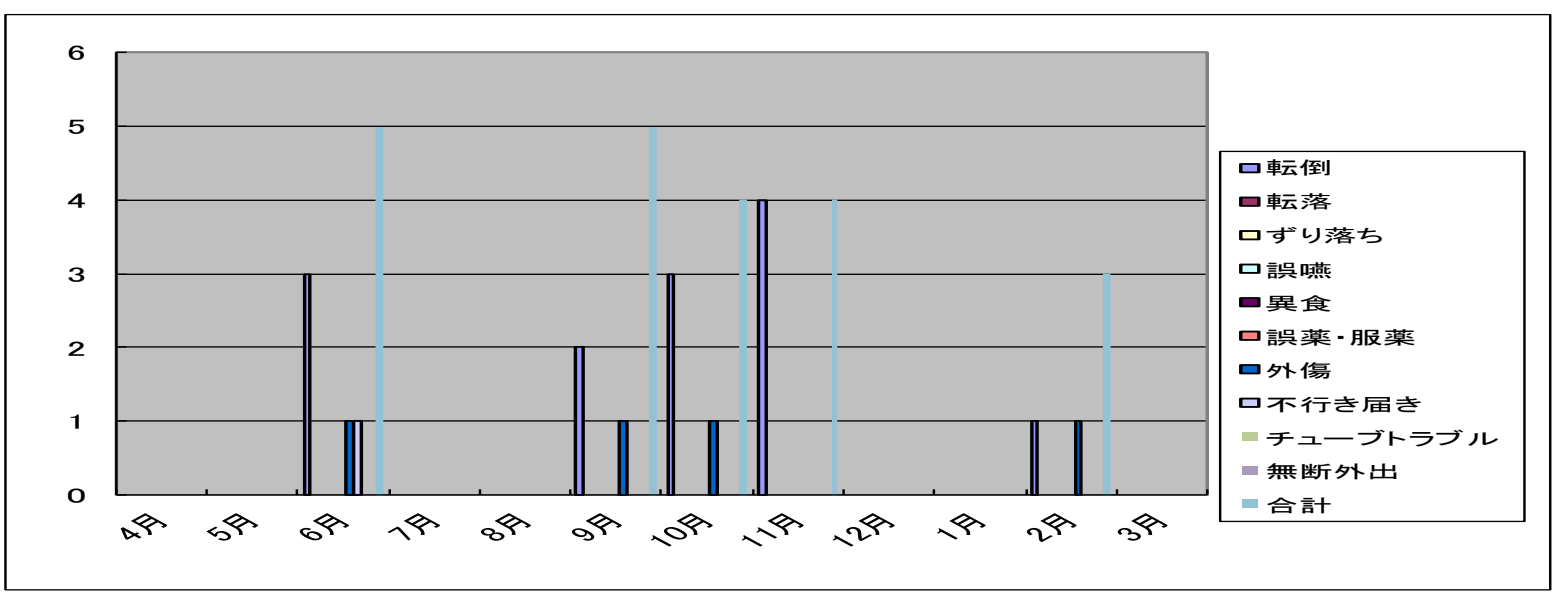
在宅との環境変化による利用者の行動の変化等に注意をはらうとともに、利用者の細かな ADL の変化を把握し、その旨を情報提供書及び口頭で職員へ説明を行い、介護現場で情報の共有化を図った。ヒヤリハットの発生件数は 21 件で、昨年度より 15 件増加したが、職員の気付き等の情報共有ができていることは評価できる。

次年度も継続して、介護事故防止委員会を中心として介護事故に対しての意識付けを行うとともに、日々のミーティングにおける利用者の状態把握・情報共有、ケアスタッフ会や職員研修を活用した介護知識・技術の向上を図ること

で、利用者の安全確保に取組む。

≪令和７年度　ショートステイ　ヒヤリハット件数データ≫

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
転倒			3			2	3	4			1		13
転落													0
ずれ落ち													0
誤飲													0
誤嚥													0
異食													0
誤薬													0
外傷			1			1	1				1		4
不行き届き			1										1
チューブトラブル													0
無断外出													0
その他						2					1		3
合計			5			5	4	4			3		21



９　顧客確保に向けての積極的展開

本年度の介護報酬改定内容に応じて、質が高く効率的な介護の提供を行うことで適正な加算取得に結びつけていくために、加算要件に準ずる介護が提供できているかどうかについての裏付け資料を作成し、介護保険請求復命時及びコンプライアンス委員会において加算要件を満たしているかどうかを検証したことで、質が高く効率的な介護の提供体制が整備され適正に加算を取得することができた。

しかし、顧客確保については、各居宅介護支援事業所・医療機関及び赤穂市外の居宅介護支援事業所との積極的なアプローチを実施し、利用者のキャンセル時や特養入荘者の入院等が発生した場合には、タイムリーに各居宅介護支援事業所及び家族へ連絡調整することを徹底した。本年度は予算稼働率 115.00%に対し、101.59%と-13.41%の状況であり、予算を達成することができなかった。次年度は事業所の強みを明確にした上で、居宅介護支援事業所及び医療機関へのアプローチを強化していくとともに、日々のベッド管理を徹底し、各居宅介護支援事業所や家族と細かな調整を行い、特養の入院者等による空床発生時やキャンセル発生時にも早期対応できるように予約管理を徹底しなければならない。

１０　赤穂市地域包括支援センターと連携し、在宅サービスの充実を図る

本年度も継続して、赤穂市地域包括支援センター及び各居宅介護支援事業所と連携を図り、在宅福祉サービスの 3 本柱であるショートステイ・デイサービス・ホームヘルプサービスを効果的に組合わせた居宅サービス計画の作成依頼及び各居宅介護支援事業所のケアマネジャーに事業所の PR を行ったが、ショートステイの利用については継続して長期的な利用依頼が多く、本来のショートステイの利用依頼は少ない状況が継続した。

よって、次年度も継続して赤穂市地域包括支援センター及び赤穂市健康福祉部医療介護課に働きかけ、赤穂市における居宅サービス計画の適正な立案、在宅福祉サービスの 3 本柱を念頭に置いた効果的な居宅サービス計画の作成依頼、本来のショートステイ利用者の増に向けた取組みを充実させていかなければならない。

１１　居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携

赤穂市内・外の各居宅介護支援事業所や医療機関と連携を図り、サービス担当者会議や退院前のカンファレンスに参加し、利用者及び家族の介護ニーズを把握し、それらの意向を踏まえ施設サービス計画を作成し、その計画に　基づいた介護サービス等を提供することで、在宅生活が継続できるように取組んだ。その結果、赤穂市地域包括支援センターからの紹介や、他事業所を利用していたケースが当事業所へ利用変更してくれるなど、顧客確保につながった。

よって、次年度も引続き、各関係機関との連携を密にし、利用者の状態や利用者及び家族の意向に沿った介護サービス等を提供することで、在宅生活の支援に努め、顧客確保につなげていかなければならない。

１２　苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

苦情への迅速な対応を図るため、苦情相談窓口を設けて担当者を配置するとともに、日々のミーティングを通じて、苦情となりうる事例等を利用者の立場から検証し、全スタッフに周知するとともに、介護予防・介護サービスに反映させ、苦情の予防とサービスの向上に取組んだ。

１３　部署内及び各職種との連携の強化

家族や居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーからの必要な情報は速やかに、今年度より設置した情報連携室、各部署に連絡し、情報の共有を図り、適切なサービスが提供できるように努めた。

しかし、各部署間で連携室に滞在する時間が十分に確保できず、入手した情報の連絡の遅れや連絡漏れがあったため、次年度は集まる時間を 16：00 に設定し情報連携室の機能強化を図り、タイムリーに各部署に情報が伝達、共有されるよう努めなければならない。

令和７年度　事業報告書

<table>
<tr><td colspan="5">デイサービスセンターやすらぎ（定員　３０名）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">稼働状況</td><td></td><td>目標</td><td>実績</td><td>差異</td></tr>
<tr><td>稼働率</td><td>９０.００％</td><td>９３.８０％</td><td>３.８０％</td></tr>
<tr><td>人数</td><td>２７.００名／日</td><td>２８.１４名／日</td><td>１.１４名／日</td></tr>
<tr><td>平均要介護度</td><td>２.５０</td><td>２.０８</td><td>－０.４２</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="4">①　第５期経営５か年計画（２年目）の推進
②　安定した事業運営への取組み
③　個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供
④　人材養成の積極的展開
⑤　在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携
⑥　人権侵害防止の取組みの強化
⑦　感染症対策の強化
⑧　利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
⑨　介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用
⑩　防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化</td></tr>
<tr><td>総　　括</td><td colspan="4">事業運営状況は、定員 30 名、年間運営日数 308 日、年間目標稼働率 90.00%に対し年間実稼働率 93.80%で 3.80%の増、1 日の目標利用者数 27.00 名に対し 1 日平均実利用者数 28.14 名で 1.14 名の増となった。目標平均要介護度 2.50 に対し実平均要介護度は 2.08 で 0.42 ポイントの減であり、予算達成することができた。
また、予防給付・日常生活支援総合事業（要支援 1、2）の登録人員は 12 名であった。
③　安定した事業運営への取組み
本年度も、通所介護事業所として他事業所とのサービスの差別化を図るために、サービス検討委員会にて利用者の意向調査によるサービスメニューの開発に向けての検討や提供方法、サービスの質の向上を図るための検討を行ない、機能訓練の一環として、地域に出かけていき、地域資源の活用をすることで、その人がその人らしく地域で在宅生活が継続できるよう努めた。地域に出かけていく機会を増やしたことが、楽しみにつながり、追加で積極的に利用される方も増えた。その結果、通所介護事業所としての「売りとなるサービス」として家族や居宅介護支援事業所等にアピールできた。しかし、年間を通して入所や入院等を原因としてサービスの利用が無くなった方が増えたが、各居宅介護支援事業所に新規利用者の依頼を行い、新規利用者確保や回数増につなげることがでた。その結果、本年度、予算稼働率 90.0%の達成につなげることができた。
次年度も、通所介護事業所としての「売りとなるサービス」として、生活相談員が利用者の家族等と面会し、それぞれの自宅に定期的に訪問することで、利用者一人一人の課題等を家族等と共有し、改善していく事で、利用者や家族が在宅で安定した生活を送れるようにするためのプログラムを実践し、その結果を担当ケアマネと共有することでプランにつなげることができた。課題解決に向けて協力し合っていく事で、家族や地域からの信頼を得て新規利用者確保につなげていく。
⑦　感染症対策の強化
しかし、利用者が施設内にノロウイルスを持ち込み感染したと考えられる利用者 29 名、職員 5 名がノロウイルス陽性者となるクラスターが令和 8 年 2 月 19 日から令和 8 年 3 月 3 日にかけて発生した。令和 8 年 2 月 23 日は業務を停止したが、利用者から利用をさせて欲しいという要望もあり、BCP に基づき対応を適切に実施したことで、業務を継続することができた。次年度は、利用時の利用者の体調確認を徹底し、感染症を持ち込まないよう徹底しなければならない。
また、令和 8 年 2 月 13 日、2 月 16 日に感染予防策の意義・重要性について研修を行ったその結果、職員の感染対策に対する意識の向上につながった。次年度も引続き感染予防策の研修を行い、感染症が発生した際に適切な初動対応を行い業務継続できるよう徹底する。</td></tr>
</table>

令和 7 年度

事業報告書

デイサービスセンター　**やすらぎ**

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 安定した事業運営への取組み
③ 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供
④ 人材養成の積極的展開
⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携
⑥ 人権侵害防止の取組みの強化
⑦ 感染症対策の強化
⑧ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
⑨ 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用
⑩ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

本年度は、当法人の基本理念に基づき第 5 期経営 5 か年計画の（2 年目）として、以下の事業を取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んできた。

事業運営状況は、定員 30 名、年間運営日数 308 日、年間目標稼働率 90.00%に対し年間実稼働率 93.80%で 3.80%の増、1 日の目標利用者数 27.00 名に対し 1 日平均実利用者数 28.14 名で 1.14 名の増となった。目標平均要介護度 2.50 に対し実平均要介護度は 2.08 で 0.42 ポイントの減であり、予算達成することができた。

また、予防給付・日常生活支援総合事業（要支援 1、2）の登録人員は 12 名であった。

≪四半期毎の利用状況≫

第 1 四半期（ 4 月～ 6 月）：　95.72%
第 2 四半期（ 7 月～ 9 月）：　98.56%
第 3 四半期（10 月～12 月）：　92.90%
第 4 四半期（ 1 月～ 3 月）：　88.02%

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として経営計画検証委員会において計画に対する実践状況の検証を行った結果、概ね計画どおり推進することができた。

次年度も引続き、第 5 期経営 5 か年計画の（3 年目）として「地域貢献への積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す」の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画を積極的に推進していく。

2　安定した事業運営への取組み

本年度も、通所介護事業所として他事業所とのサービスの差別化を図るために、サービス検討委員会にて利用者の意向調査によるサービスメニューの開発に向けての検討や提供方法、サービスの質の向上を図るための検討を行い、機能訓練の一環として、地域に出かけていき、地域資源の活用をすることで、その人がその人らしく地域で在宅生活が継続できるよう努めた。地域に出かけていく機会を増やしたことが、楽しみにつながり、追加で積極的に利用される方も増えた。その結果、通所介護事業所としての「売りとなるサービス」として家族や居宅介護支援事業所等にアピールできた。しかし、年間を通して入所や入院等を原因としてサービスの利用が無くなった方が増えたが、各居宅介護支援事業所に新規利用者の依頼を行い、新規利用者確保や回数増につなげることがでた。その結果、予算稼働率 90.0%の達成につなげることができた。

次年度も、通所介護事業所としての「売りとなるサービス」として、生活相談員が利用者の家族等と面会し、それぞれの自宅に定期的に訪問することで、利用者一人一人の課題等を家族等と共有し、改善していく事で、利用者や家族が在宅で安定した生活を送れるようにするためのプログラムを実践し、その結果を担当ケアマネと共有することでプランにつなげることができた。課題解決に向けて協力し合っていく事で、家族や地域からの信頼を得て新規利用者確保につなげていく。

3　個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供

1）介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用

地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う。そのために、個別援助計画に基づくサービスの提供がより細やかに実施できるよう、職員間の情報をミーティングの場を中心に活性化させ、情

報の集積と統一された意識を醸成し、科学的根拠に基づいた質の高いサービスの提供に努めた。
また、個別援助計画に基づくサービスとするため、計画に連動したサービス確認書（個別のサービス実施予定表）をサービス提供現場に担当別に配して、統一されたサービスの実施とサービスの抜け落ちを防止するとともに、ケース検討委員会・ミーティングの場を中心にモニタリングを実施して、日々のサービスに反映させた。
そのために、介護ソフトほのぼのシステムで活用できる書式についてすべて利用し、各種記録を確実に入力して、情報の一元化を図った。さらに掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図った。
次年度も引続き、介護ソフトほのぼのシステムを活用するとともに、業務の効率化を図る。

4　人材養成の積極的展開

1）基本理念の理解と周知徹底

本年度は、基本理念を周知するため、法人主催の基本理念説明者養成研修を受講した職員により、年 3 回（令和 7 年 4 月 18 日・令和 7 年 9 月 25 日・26 日）の研修会を実施した。
また、基本理念の理解を深めるため、発達支援・自立支援に向けたサービスの確立を重点項目として、「在宅時に困らない」を目標に機能訓練と介護が自立支援に向けて連動したサービスとなるよう、OJT やミーティングでの事例検証を重ねた。
また、基本理念に基づく利用者主体のサービスを提供していくために、利用者主体の様々なサービスを実践し、日々、基本理念に基づいたサービスが提供されているかを確認すること及びサービス評価委員会による定期的なサービスの質についての確認・検証を実践することで人材養成の強化につなげることができた。
次年度も基本理念を周知し現場で理念を実践できるようにするすることで、人材養成に繋げていく。

2）従事職員の資質向上及び人材養成のため、以下の研修を実施

①　新任職員指導

本年度もチューター制を活用し、全職員がかかわり新任職員の育成に取り組んだ結果、介護に対する楽しみを感じながら法人基本理念に基づく介護の基礎を習得することができた。新任職員の指導を通じてチューター職員の成長に結びついたことや、全職員が指導に係わろうという姿勢が見られたことは評価できる。

②　中堅職員の研修

事業所内研修、介護実習、介護者教室等の指導を中堅職員が担当するとともに、勉強会等を開催して中堅職員としての自覚と素養を培うことができた。次年度も引続き、中堅職員としての自覚と素養を培うために研修を実施していく。

③　事業所内研修・派遣研修

事業所内研修は、介護にかかる基礎知識の反復研修をはじめとして、「人権擁護」、「介護事故予防」、「感染症対策」についても、研修委員会が中心となって年間カリキュラムに基づき取組んだ。
次年度も職員のスキルアップを図り、資質向上及び人材養成のために研修を実施していく。

④　認知症の専門研修

認知症の専門研修（認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修）を受講した職員が、専門的な知識・技術を身につけ、職員にそれを研修し実践することで、サービスの質の向上を図れた。次年度は、他の職員についても認知症の専門研修を受講し、科学的根拠に基づいたサービスを提供する。

3）人事考課制度の運用

人事考課制度により、職員個々における自己評価及び指導者との育成面接などを通じて職員として就業にかかる目的の明確化を図るとともに、適切な評価、指導を通じて人材育成及び信頼関係の構築に努めた。
しかし、年間計画に基づく人事考課制度の見直しや考課者の効果基準の統一については課題があり、効果的な運用に繋げることができなかった。次年度は、年間計画に基づく人事考課制度の見直し及び考課者の効果基準の統一に取組まなければならない。

4）委員会活動

委員長会議を年 3 回（令和 7 年 6 月 2 日・10 月 11 日・令和 8 年 3 月 10 日）開催し、委員会活動の進捗状況の確認を徹底した。その結果、各委員会の年度目標は概ね達成できた。
また、委員会活動を通して、職員が主体性をもって仕事に取組む事につながり、業務の活性化が図られた。次年度も引続き、各委員会が適正に運営できるように、委員会活動の進捗状況の確認を徹底していく。

5　在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携

通所介護サービスにより提供されているサービスが、地域包括支援センターの介護予防計画、居宅介護支援事業所の居宅サービス計画に基づき、適正に提供されているか、また、その効果の検証を行なうため、担当者会議等の場で検討し、併せて、利用者の状況把握、提供されるサービスの見直しを実施してきた。その結果、利用者・介護者・ケアマネジャー・サービス提供事業者が一堂に会して行う担当者会議において、利用者の状態確認、サービス内容などの検証を行うことで、情報報の共有化ができサービスを主体的に利用する姿勢がうかがわれた。
次年度も在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携し、居宅サービス計画に基づき、サービスが適正に提供されているか、また、その効果の検証を行なうため、担当者会議等の場で検討していく。

6　人権侵害防止の取組みの強化

利用者の人権の擁護・虐待の防止等をより推進する観点から、人権を擁護止するために、職員研修等で周知及び意識づけをし、日々の業務で実践できているかの検証を人権擁護委員会で検証した。これにより、職員相互での牽制機能を持たせ、不適切ケアをなくすよう実施した。
本年度は、　特に言葉遣いで、無意識に「相手を傷つけたりしていることがあるのではないか」ということに気を配り、相手の気持ちを尊重・理解したうえで、利用者対応することを徹底した結果、職員が利用者への言葉がけについて利用者一人一人の反応をしっかりと確認するようになったことは評価できる。

次年度も本年度の取組みを継続させることで、人権擁護の観点から不適切ケアをなくすよう徹底する。

7　感染症対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努めた。また、厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底した。

しかし、利用者が施設内にノロウイルスを持ち込み感染したと考えられる利用者 29 名、職員 5 名がノロウイルス陽性者となるクラスターが令和 8 年 2 月 19 日から令和 8 年 3 月 3 日にかけて発生した。令和 8 年 2 月 23 日は業務を停止したが、利用者から利用をさせて欲しいという要望もあり、BCP に基づき対応を適切に実施したことで、業務を継続することができた。次年度は、利用時の利用者の体調確認を徹底し、感染症を持ち込まないよう徹底しなければならない。

また、令和 8 年 2 月 13 日、2 月 16 日に感染予防策の意義・重要性について研修を行ったその結果、職員の感染対策に対する意識の向上につながった。次年度も引続き感染予防策の研修を行い、感染症が発生した際に適切な初動対応を行い業務継続できるよう徹底する。

8　利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

令和 8 年 2 月 5 日から記名式にて「岩盤浴利用についての満足度」の項目について、利用者満足度調査をアンケート調査方式で行った結果、いずれの項目も概ね良好との回答が得られた。

また、調査結果については、令和 8 年 3 月 23 日～令和 8 年 3 月 28 日に利用者からの要望等に対するセンターとしての対応策について説明を行った。よって、次年度も引き続き、利用者満足度調査を実施して、利用者・家族のサービスに対する思いを把握し、利用者・家族の視点に立った通所介護サービスに反映させていく。

また、本年度は令和 7 年 11 月 3 日から令和 7 年 11 月 15 日にかけて全職員を対象に兵庫県福祉サービス第三者評価の自己評価票に基づき、サービス自己評価を実施した結果、職員の事業所で提供している各サービスの目的（ねらい）についての理解度に課題が見られたため、令和 7 年 11 月 28 日に職員研修を実施し、それぞれのサービスについての目的（ねらい）の理解と周知を図ることができた。

次年度は、サービス自己評価及び利用者満足度調査、それぞれの目的を明確にして、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上に取り組んでいく。

9　介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用

介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対して、本事業の中心的機関である地域包括支援センターと連携を取りながら利用者の受け入れを行い、介護予防計画に基づき、日常生活上の支援及び機能訓練、又はレクリエーションを提供した。

そのために、介護予防・日常生活支援総合事業の利用については、利用目的を明確にし、運動機能の維持・向上を目的とした効果的な実施メニューを準備して、個々の状況に応じた機能向上に取り組んだ。

その結果、利用者の利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった成果として、「畑を再開し始めた。」等の日常生活における積極性を取り戻してきたなどの状態の変化に対する評価が得られる等、在宅介護支援として大きく役割を果たすことができたことは評価できる。

なお、日常生活上の支援及び機能訓練の実施に際しては、機能訓練指導員を中心に生活相談員、看護･介護職員の連携を密にして、利用当初の身体状況などを把握し、サービス提供記録に基づき定期的に評価を実施し、在宅生活の自立及び介護予防に取組んだ。次年度も引続き、利用目的を明確にし、運動機能の維持・向上を目的とした効果的な実施メニューを準備して、個々の状況に応じた機能向上に取組んでいく。

１０　防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

利用者の生命の安全確保のため、センターの防火・防災対策はもとより、職員一人一人の防災・防火意識の高揚と火災・災害を想定した避難救出訓練の実践強化を図るため、年間計画に基づき消火・避難訓練を年 6 回、地震・水害避難訓練を年 1 回実施した。地震・水害避難訓練については、赤穂市立塩屋小学校まで避難し、有事の際に利用者が確実に避難できるよう努めた。次年度も、年間計画に基づいた訓練を実施するとともに、地域住民の協力を得ながら実施するように努める。

また、7 月 30 日に地震及び水害が発生した際に適切な非難と、早期事業の再開ができるよう BCP に基づく訓練（シミュレーション）を行った結果、職員の BCP に対する意識の向上が図られた。

次年度も引続き BCP 訓練を行い、有事の際に適切な対応が行えるよう徹底する。

【訓練実施結果】

令和 7 年　4 月 19 日	消火・避難訓練
6 月 28 日	消火・避難訓練
7 月 30 日	地震・水害避難訓練（BCP）
8 月 30 日	消火・避難訓練
10 月 15 日	消火・避難訓練
12 月 19 日	消火・避難訓練
令和 8 年　3 月 14 日	消火・避難訓練

１１　利用者の介護・接客サービス

当センターでは利用者のみに留まらず、その家族（介護者）のニーズをも包括した付加価値の高い以下のサービスを提供し、地域から信頼される施設を目指した。

①　生活相談

利用者とその家庭生活に視点をおき、状態に合わせた個別援助計画の策定とそれに基づいたサービスの提供、また、やさしい言葉遣いと親しみやすい態度で利用者及びその家族との日々の連絡・相談により信頼関係の確立に努めた。また、担当者会議の場を活用し、情報報の共有化を図り、適切なサービス提供に取組んだ。

② 機能訓練

機能訓練指導員を中心に個別援助計画に基づいた効果的な各種の集団･個別リハビリ指導､日常動作訓練等、介護予防を念頭に実施し､利用者が在宅生活をより自立して継続できるよう援助した。そのために、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問して得た情報を基に、赤穂記念病院の理学療法士と共同で利用者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、その後 3 か月ごとに利用者の居宅を訪問した上で、利用者、又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていった。

その結果、介護予防・日常生活支援総合事業において利用者の利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった成果として、次年度から事業所評価加算が取得できるようになったことは評価できる。次年度も引続き、利用者が在宅生活をより自立して継続できるよう、機能訓練を通して援助する。

③ 介護サービス

くつろげる雰囲気の中で休養していただき、心身ともに健康であるよう促がしと見守りに努めるとともに、食事・入浴・排泄は、ADL の状況に応じた個別援助計画（サービス確認書）の周知徹底と転倒等の事故防止にも万全を期した。次年度も引続き、利用者の ADL に応じた適正なサービスを提供した。

④ 健康チェック

問診をはじめ、細心の観察力を養い血圧・検温等のバイタルチェックを実施し、身体の状況を把握して健康管理へのアドバイスを行なうとともに、主治医等に受診を促がし、疾病の早期発見・早期治療に努めた。また、感染症の多発時期（インフルエンザ・ノロウィルスなど）及び転倒・骨折が多発する冬季に向けて、注意を喚起するため文書を配布するなど、感染予防に積極的に取組んだ。次年度も引続き、利用者の心身の状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療に努めていく。

新型コロナウイルス対策として、利用者に注意喚起を行い、やすらぎ利用前の体温測定を依頼した。また、迎え時にも体温測定を実施し、センター玄関に設置した顔認証温度検知システムで、利用者、職員、来所者全員に検温を実施するなど、熱発者の早期発見に努めた。熱発者に対しては、受診を促した。施設内においては、来所持の手指消毒の徹底や、2 時間おきの施設内の換気を実施し、施設内の備品等の消毒を徹底した。

⑤ 送　迎

送迎は、安全・快適を最優先とし、車への乗降時の介助・走行中の車酔い・座席からの転落等には添乗員を配置することで万全を期す。また、送迎時の場所の確保と利用者の状態に応じて車椅子専用車両での送迎に努めた。

次年度も引続き、安全・快適な送迎を実施していく。

⑥ 入　浴

健康状態をチェックして安全な入浴に配慮するとともに、身嗜み・清潔保持の自立への支援の機会として取組んだ。特に、心身ともに疲れを癒すような入浴ができるよう雰囲気づくりに努めるため、入浴時間や介助のあり方については、利用者の希望に応じた対応に努めた。

また、皮膚疾患等の早期発見の場面としても捉え、異常があれば介護職員と看護職員との連携により、家族への連絡も積極的に実施した。次年度も引続き、心身ともに疲れを癒すような入浴を提供していく。

⑦ 食　事

利用者の嗜好と食生活を考慮し、楽しみある食事とするため、食事サービス委員会を中心として、年 4 回（令和 7 年 5 月 8 日、7 月 24 日、10 月 10 日、令和 8 年 2 月 18 日）の嗜好調査を実施し、個別嗜好の結果を踏まえ、献立への反映に取組んだ。また、利用者の身体状況に応じ、代替食や咀嚼の状況に応じた食事形態の提供に努めた。

次年度も引続き、旬の食材・適温・食事形態の工夫により、より満足いただける食事の提供に取組む。

１３　行事企画及び個別嗜好の充実

社会的交流の支援、趣味・嗜好の充足及び心身の機能回復・減退防止を図り、楽しみとしてある通所介護とするため、季節行事等を取り入れたことで、利用者により楽しんでいただくことができた。

また、ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図ったことで、行事運営の充実を図ることができた。

次年度も引続き、利用者が楽しんでいただける行事を企画していく。

≪令和 7 年度行事≫

実施月	プログラム(午前中)	実施月	プログラム(午前中)
令和 7 年 4 月	開所記念行事、バスハイク（お花見） カレンダー作り、誕生会	10 月	レクゲーム、室内運動会 カレンダー作り、誕生会
5 月	レクゲーム、料理教室 カレンダー作り、誕生会	11 月	レクゲーム、料理教室 カレンダー作り、誕生会
6 月	レクゲーム、創作活動 カレンダー作り、誕生会	12 月	忠臣蔵大会、クリスマス、忘年会、餅つき カレンダー作り、誕生会
7 月	七夕祭り、レクゲーム カレンダー作り、誕生会	令和 8 年 1 月	新年会、新春カルタ、すごろく、福笑い カレンダー作り、誕生会
8 月	夏祭り（盆踊り)、創作活動 カレンダー作り、誕生会	2 月	節分行事、バレンタイン カレンダー作り、誕生会
9 月	敬老会、レクゲーム カレンダー作り、誕生会	3 月	ひな祭り行事、レクゲーム カレンダー作り、誕生会

※　楽しみ作りの一環として、また、リハビリの実践の場として個別外出を随時実施した。

令和７年度　事業報告書

<table>
<tr><th colspan="5">認知症対応型デイサービスセンターやすらぎ（定員　１２名）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">稼働状況</td><td></td><td>目標</td><td>実績</td><td>差異</td></tr>
<tr><td>稼働率</td><td>７５.００％</td><td>９４.７９％</td><td>１９．７９％</td></tr>
<tr><td>人　数</td><td>９.００名／日</td><td>１１.３７名／日</td><td>２.３７名／日</td></tr>
<tr><td>平均要介護度</td><td>２.００</td><td>１.４９</td><td>－０.５１</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="4">①　第５期経営５か年計画（２年目）の推進
②　安定した事業運営への取組み
③　個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供
④　人材養成の積極的展開
⑤　在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携及
⑥　人権侵害防止の取組みの強化
⑦　感染症対策の強化
⑧　利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
⑨　運営推進会議の効果的運用
⑩　認知症カフェの効果的運用
⑪　防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化</td></tr>
<tr><td>総　括</td><td colspan="4">本年度は、当法人の基本理念に基づき第５期経営５か年計画の（２年目）として、以下の事業を取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んできた。
事業運営状況は、定員12名、年間運営日数308日、年間目標稼働率75.00%に対し年間実稼働率94.79%で19.79%の増、１日の目標利用者数9.00名に対し１日平均実利用者数11.37名で2.37名の増となった。目標平均要介護度2.00に対し実平均要介護度は1.49で0.51ポイントの減であり、予算達成することができた。
また、介護予防（要支援１、2）の登録人員は２名であった。
②　安定した事業運営への取組み
本年度も、認知症対応型通所介護事業所として通所介護事業所の他事業所との差別化を図るために、認知症対応型通所介護事業所としての「売りとなるサービス」として、生活相談員が利用者の家族等と面会し、それぞれの自宅に定期的に訪問することで、利用者一人一人の課題等を家族等と共有し、改善していく事で、利用者や家族が在宅で安定した生活を送れるようにするためのプログラムを実践し、その結果を担当ケアマネと共有することでプランにつなげることができた。課題解決に向けて協力し合っていく事で、家族や地域からの信頼を得ていくことができたことは評価できる。その結果、本年度、予算稼働率75.0%の達成につなげることができた。
次年度も引続き、認知症対応型通所介護事業所としての「生活相談員の在宅訪問」を確立させ、事業所の特徴を各居宅介護支援事業所にアピールすることで新規利用者確保につなげていきたい。
利用者個々の認知症状に応じて、脳トレを中心とした認知症進行予防に効果的なメニュー（音読・計算・書写・間違い探し・記憶力ゲーム等）を提供したほか、脳トレ等の実施過程において利用者に対し「良い評価」を行うことで「達成感」を感じてもらえるように取組んだ結果、利用者のやりがいにつながっただけではなく、職員との人間関係が構築されたことで利用者が当センターにおいて安心し、落着いて過ごせる「居場所作り」につながった。また、脳トレ等を実施した評価について、「認知症の進行予防」と「交流支援」の視点で評価ができるように実施記録の様式を策定し、利用毎に家族や介護者に対して状況報告及び実施に係る「まとめの報告」（2回／年）を行った。
その結果、「家に帰って家族と積極的に今日の出来事を話したり、家族の名前を呼ぶことが出来るようになった」等の状態変化に対する評価が得られるなど、在宅介護支援として大きく役割を果たすことができた。次年度も引続き、利用者個々の認知症状に応じた認知症予防プログラムを提供し、取組みの評価を家族にフィードバックしていく。
⑦　感染症対策の強化
（デイサービスセンターやすらぎ事業報告７に準ずる）</td></tr>
</table>

令和 7 年度

事業報告書

認知症対応型デイサービスセンター　**やすらぎ**

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 安定した事業運営への取組み
③ 個別援助計画に基づく自立支援及び専門的サービスの提供
④ 人材養成の積極的展開
⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携
⑥ 人権侵害防止の取組みの強化
⑦ 感染症対策の強化
⑧ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
⑨ 運営推進会議の効果的運用
⑩ 認知症カフェの効果的運用
⑪ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

本年度は、当法人の基本理念に基づき第 5 期経営 5 か年計画の（2 年目）として、以下の事業を取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んできた。

事業運営状況は、定員 12 名、年間運営日数 308 日、年間目標稼働率 75.00%に対し年間実稼働率 94.79%で 19.79%の増、1 日の目標利用者数 9.00 名に対し 1 日平均実利用者数 11.37 名で 2.37 名の増となった。目標平均要介護度 2.00 に対し実平均要介護度は 1.49 で 0.51 ポイントの減であり、予算達成することができた。

また、介護予防（要支援 1、2）の登録人員は 2 名であった。

≪四半期毎の利用状況≫

第 1 四半期（ 4 月～ 6 月）：　96.02%
第 2 四半期（ 7 月～ 9 月）：　97.92%
第 3 四半期（10 月～12 月）：　94.48%
第 4 四半期（ 1 月～ 3 月）：　90.74%

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

（デイサービスセンターやすらぎ事業報告 1 に準ずる）

2　安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、新規利用者を確保し、平均稼働率 75.0%の確保を行う。そのために、新規利用者等の確保については、赤穂市唯一の認知症対応型通所介護であることを地域包括支援センター・居宅介護支援事業所へより一層周知するとともに、機関紙等を通じて事業所の PR を広く地域に広報し、新規利用者等の確保に精力的に取組む。

本年度も、認知症対応型通所介護事業所として通所介護事業所の他事業所との差別化を図るために、認知症対応型通所介護事業所としての「売りとなるサービス」として、生活相談員が利用者の家族等と面会し、それぞれの自宅に定期的に訪問することで、利用者一人一人の課題等を家族等と共有し、改善していく事で、利用者や家族が在宅で安定した生活を送れるようにするためのプログラムを実践し、その結果を担当ケアマネと共有することでプランにつなげることができた。課題解決に向けて協力し合っていく事で、家族や地域からの信頼を得ていくことができたことは評価できる。その結果、本年度、予算稼働率 75.0%の達成につなげることができた。

次年度も引続き、認知症対応型通所介護事業所としての「生活相談員の在宅訪問」を確立させ、事業所の特徴を各居宅介護支援事業所にアピールすることで新規利用者確保につなげていきたい。

利用者個々の認知症状に応じて、脳トレを中心とした認知症進行予防に効果的なメニュー（音読・計算・書写・間違い探し・記憶力ゲーム等）を提供したほか、脳トレ等の実施過程において利用者に対し「良い評価」を行うことで「達成感」を感じてもらえるように取組んだ結果、利用者のやりがいにつながっただけではなく、職員との人間関係が構築されたことで利用者が当センターにおいて安心し、落着いて過ごせる「居場所作り」につながった。また、脳トレ等を実施した評価について、「認知症の進行予防」と「交流支援」の視点で評価ができるように実施記録の様式を策定し、利用毎に家族や介護者に対して状況報告及び実施に係る「まとめの報告」（2 回／年）を行った。

その結果、「家に帰って家族と積極的に今日の出来事を話したり、家族の名前を呼ぶことが出来るようになった」等の状態変化に対する評価が得られるなど、在宅介護支援として大きく役割を果たすことができた。次年度も引続き、利用者個々の認知症状に応じた認知症予防プログラムを提供し、取組みの評価を家族にフィードバックしていく。

3　個別援助計画に基づく自立支援及び専門的サービスの提供
（デイサービスセンターやすらぎ事業報告３に準ずる）
4　人材養成の積極的展開
（デイサービスセンターやすらぎ事業報告４に準ずる）
5　在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携
（デイサービスセンターやすらぎ事業報告５に準ずる）
6　人権侵害防止の取組みの強化
（デイサービスセンターやすらぎ事業報告６に準ずる）
7　感染症対策の強化
（デイサービスセンターやすらぎ事業報告７に準ずる）
8　利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
（デイサービスセンターやすらぎ事業報告８に準ずる）

9　運営推進会議の効果的運用

本年度は運営推進会議を年2回（第1回令和7年6月24日、第2回令和8年3月13日）開催し、当センター（認知症対応型通所介護）のサービスの現状を委員に報告し、サービスに対する指導・助言及び地域の高齢者福祉ニーズに対する意見の把握にもつながり、その内容を当センターのサービスに反映させることでサービスの質の向上に努めた。また、運営推進会議を通じて認知症対応型通所介護事業所としての専門性をより広く地域にアピールできる場となった。

しかし、会議の運営において、検討議題のテーマ性が明確になっていないなどの事前調整に課題が見られたため、次年度においては、事前に会議テーマを明確にしたうえで、委員会開催案内に検討内容等を通知することで、より充実した議論ができる会議となるように事前に十分な準備が必要である。

１０　認知症カフェの効果的運用

地域貢献事業の一環として、認知症の人やその家族、地域の人など誰もが気軽に参加できる「集いの場」として、情報交換するだけでなく、医療や介護の専門職が指導・助言することにより、認知症の人やその家族が、在宅や地域で安心して生活できるように支援していくことを目的とした「認知症カフェ」を開催し、本年度は延12日、参加者71名の利用があった。

次年度は広報活動に重点を置き、地域の方に利用してもらえるようにしていくとともに、利用された方が満足していただけるよう委員会において検討していく必要がある。

１１　防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
（デイサービスセンターやすらぎ事業報告１０に準ずる）

１２　利用者の介護・接客サービス
（デイサービスセンターやすらぎ事業報告１１に準ずる）

１３　行事企画及び専門的対応
（デイサービスセンターやすらぎ事業報告１２に準ずる）

令和７年度　事業報告書

やすらぎ居宅介護支援事業所

稼働状況

	目標	実績	差異
介護	１１５.００件	１１６.６７件	１.６７件
介護予防	１５.００件	１６.４０件	１.４０件
総合事業	１５.００件	１３.２５件	－１.７５件
合算	１４５.００件	１４６.３１件	１.３１件

重点項目

① 第５期経営５か年計画（２年目）の推進
② 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する
③ 人権侵害防止の取組みの強化
④ 安定した事業運営の取組み
⑤ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践
⑥ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携
⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運
⑧ 人材養成の積極的展開
⑨ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
⑩ 感染症予防対策の強化及び災害時の対応

総　括

本年度の事業運営状況は、要介護状態の新規依頼件数及び再利用は年間 55 件で、入院・入所及び死亡や予防への変更等による減少件数は年間 51 件で年間の給付管理件数は前年度比 72 件の増であった。年間の給付管理件数は月平均 116.67 件で 1.67 件の増となった。介護予防における依頼件数は月平均 29.6 件で前年度比 5.15 件の減となり、介護予防は予算を達成することができなかったが、介護との合算では予算を達成することができた。

④　安定した事業運営の取り組み

要介護高齢者の重度化・体調の変化による入院や介護者の高齢化・家族が市外に在住し要介護者が何かあった際にすぐに対応できないケースの増加等により、入所系サービスを希望するケースが継続している。そのような状況の中で居宅介護支援事業所として、身体的、精神的に自立した生活と家族介護負担の軽減を図り、少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で、安心して生活が送れるように支援していく事ができた。昨年度後半から、以前担当していた利用者の介護者が要介護状態になったケースの担当依頼が増えてきており、介護支援専門員として家族との信頼関係が構築されていることは評価できる。

⑩　感染症予防対策の強化及び災害時の対応

本年度もデイサービスセンターやすらぎが開催する感染症対策委員会に積極的に参画し、感染予防対策の意義・重要性について事業所内で周知を図った。また、デイサービスセンターやすらぎでノロウイルスによるクラスターが発生した際に居宅介護支援事業所としてどの様な対応が必要かを再認識することができた。次年度は、感染症対策マニュアルを見直し周知徹底を図ったうえで、BCP 対応訓練（感染症発生時対応訓練）に反映させる。

また、災害時の対応については必要な居宅サービスが継続的に提供できるように、利用者の緊急連絡先、避難先、かかりつけ医などの情報を最新のものに更新している。また、デイサービスセンターやすらぎの研修や訓練に参加することで、避難経路の確保や誘導などの理解を深めることができた。次年度も継続して利用者の情報に変更があればタイムリーに更新し、居宅介護支援事業所の特性に応じた研修及び訓練に取組んでいきたい。

令和 7 年度

事業報告書

やすらぎ　居宅介護支援事業所

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪基本方針≫

① 利用者の人権を擁護する。
② 保険・医療・福祉との連携の強化
③ 要援護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する
③ 人権侵害防止の取り組みの強化
④ 安定した事業運営の取組
⑤ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践
⑥ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用
⑦ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携
⑧ 人材養成の積極的展開
⑨ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
⑩ 感染症予防対策の強化及び災害時の対応

本年度は、当法人の基本理念に基づき第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として、以下の事業を取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んできた。

事業運営状況は、要介護状態の新規依頼件数及び再利用は年間 55 件で、入院・入所及び死亡や予防への変更等による減少件数は年間 51 件で年間の給付管理件数は前年度比 72 件の増であった。

年間の給付管理件数は月平均 116.67 件で 1.67 件の増となった。

介護予防における依頼件数は月平均 29.65 件で前年度比 5.15 件の減となり、介護予防は予算を達成することができなかったが、介護との合算では予算を達成することができた。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として「地域貢献への積極的展開」「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」「経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す」の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目を積極的に推進することができた。

2　地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する

在宅介護支援センター主催の認知症予防教室、介護技術講習、介護者教室、転倒予防教室に参加できる所は参加し、居宅介護支援事業所として知識技術を地域に福祉還元できた。

次年度も在宅介護支援センターと協力し教室等への参加し公益的事業に取組みたい。

3　人権侵害防止の取り組みの強化

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、デイサービスセンターやすらぎと協働開催する権利擁護委員会に積極的に参画し、人権擁護指針の更新を行うことができた。また研修への参加により高齢者の権利擁護について再認識する。また介護支援専門員のモニタリングに訪問時同行することで利用者の人権を尊重したケアマネジメントができているか確認することができた。

次年度も利用者の人権を尊重したケアマネジメントが出来るように、同行訪問を継続実施するとともにセルフチェックを行うことや、職員研修や各団体の開催する研修会への参加などにより人権擁護に取り組んでいく。

4　安定した事業運営の取組

要介護高齢者の重度化・体調の変化による入院や介護者の高齢化、家族が市外に在住し要介護者が何かあった際にすぐに対応できないケースの増加等により、入所系サービスを希望するケースが継続している。そのような状況の中での居宅介護支援事業所として、身体的、精神的に自立した生活と家族介護負担の軽減を図り、少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で、安心して生活が送れるように支援していく事ができた。

また、管理件数（介護）120 件、（予防）9 件、（総合事業）9 件を目標とし、法人の機関誌等の活用や介護者教室等への参加の機会を捉えて、事業所の存在・役割を PR しながら、地域包括支援センター・在宅介護支援センター・総合病院及び介護老人保健施設等との連携のほか、地域の診療所や薬局等への訪問依頼などにより新規依頼者の獲得に繋

げていく。昨年度後半から、以前担当していた利用者の介護者が要介護状態になったケースの担当依頼が増えてきており、介護支援専門員として家族との信頼関係が構築されていることは評価できる。
　また、デイサービスセンターやすらぎが計画する認知症カフェにも参画し新規依頼を確保していく。

5　自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践

　高齢者が可能な限り住み慣れた地域や在宅で自立した生活を継続していくために、高齢者自身の置かれている環境、身体状況や家族の関わり、地域社会との関係等について総合的にアセスメントを実施し、居宅介護計画、介護予防計画、介護予防ケアマネジメント及びインフォーマルサービスを含めたケアマネジメントを実施していくことができた。
　また、居宅サービス計画の適切な運用に際しては、訪問等によりモニタリングを実施していくことで、状態の変化に応じて、「要介護状態の区分変更」を申請し、効果的なサービスの調整を行い、在宅生活が継続できるように支援していくことができました。
　また、介護システム「ほのぼの」を活用し、フェイスシートの作成からアセスメント、居宅サービス計画、給付管理等の一連の業務の流れを効果的に実践することができています。

6　地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携

1）高齢者が自立した生活を維持・向上していく為には、多くの課題があり、関わる人も多様である。高齢者ができる限り自立した生活を継続できるように、各居宅サービス提供事業者が集まる「サービス担当者会議」を活用して本人や家族、地域包括支援センターや居宅サービス提供事業者が課題や生活に対する目標を共有し、協同的に支援していくことができました。
　また、法人内のデイサービス事業所との連携では、やすらぎセンターとの一体化への取り組みとして、法人事業所としての意識を明確にもって事業運営に取り組み、センターの職員として「職員相互に尊重し合い、謙虚に受け止める言動」を実践しており、ミーティング・委員会などに主体的に参加して情報の発信と受信をすることにより、センターとの一体化を更に強化していくことができた。

2）介護者の高齢化及び要援護高齢者の重度化に伴う健康管理は、より必要性が高くなる。
　また、主治医等との連絡を密にし、健康維持の為の留意点を各事業所間で共有して、統一性のある健康管理を次年度も図っていくことを続ける。

3）介護にかかる高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においては、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業所と連携の上で、早期対応・早期防止に努めています。

7　「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用

　介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者及び事業対象者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的、且つ、効果的に提供されるよう次年度においても、地域包括支援センターとの連携のもと効果的に運用し、サービスに結び付ける事で利用者の支援を行っていきたい。

8　人材養成の積極的展開

1）基本理念の周知徹底
　基本理念の意味を理解し、理念に基づいた事業を実践していくことの必要性を、研修を通じて、福祉に携わる専門職としての人材育成をしていくことができた。

2）従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。

①　新任職員指導
　本年度も、新任職員の採用はなかったが、次年度も新任職員の採用があればチューター及び書く職員協力のもとケアマネジメントの習得ができるように取り組みたい。

②　階層別研修
　職員個々の経験年数等により必要とされる知識・技術水準に応じて、個別の具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を明確にした研修計画に基づき研修を行った。適宜、管理者が研修目標の達成状況を検証し、必要に応じて改善措置を講じることで職員の資質向上に努めることができた。また研修の習熟度に応じて次年度の研修計画を策定していくことにする。

③　所内・派遣研修
　本年度も、ケアマネジメントにかかる基礎知識をはじめとして、介護保険制度や医療連携、障害福祉など、各団体が主催する研修会への参加やデイサービスやすらぎの職員研修にも参加し、専門知識と資質の向上に取り組めた。次年度も引き続き資質の向上に向けて各団体の主催する研修会やデイサービスやすらぎの職員研修会等に参加していく。

④　ケアプラン作成にかかる研修
　ケアプラン作成において、アセスメントシートから導かれる課題の捉え方やケアプラン内容を確認するとともに、随時ケース検討会を開催し、ケアマネの資質の向上に取り組むことができた。

3）人事考課制度の運用
　業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通じて信頼関係を構築し、事故の分析、目的意識の明確化を図り、今後も継続して就業意欲や向上心を培う機会としていきたい。

9　利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

1）利用者及び家族の満足度を量るためのアンケート調査の実施
　利用者満足度調査を令和 8 年 2 月に実施し、潜在化している声や意向を把握し、サービスに反映したケアマネジメントを意識することができた。また、アンケートに対する利用者・家族の評価は概ね良好であった。
　次年度も、施設独自のサービス満足度調査を実施することで、継続して利用者・家族の意向を聞取り、サービスに反映させていく。

２）サービス自己評価の実施

評価できる点として地域住民や地区民生委員などの協力による適切なケアマネジメントを実践し、地域包括支援センター・各サービス提供事業者・医療機関との連携を密にし、また、社会資源の情報などを把握し利用者・家族に情報提供することで利用者の支援に取組めた。

しかし、サービス自己評価からの課題であった定期的なマニュアルの見直しについては、今年度も計画的な改善には至らなかった。

次年度は、福祉サービス第三者評価を受審することで、サービスの質の向上に向けての課題を計画的に改善できるように取組み、また、適切なケアマネジメントが引続き実践できるように取組む。

１０　感染症予防対策の強化及び災害時の対応

１）BCP（業務継続計画）の策定及び訓練（シミュレーション）の実施

デイサービスセンターやすらぎと協同し、感染症発生時の対応について研修及び訓練（シュミレーション）に取組んだ。

２）感染症予防策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染症予防策の徹底や職員研修の実施により感染予防に努めた。
厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底していく。

①　感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

ⅰ）利用者には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、職員が訪問する際には訪問先で、家族等が施設を訪問する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には面接の中止等を調整することができた。

ⅱ）標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、訪問時にマスク着用のほか、手洗いやアルコール等による手指消毒を行い、距離を置いた面接を行ったことにより訪問時の感染は予防できた。

ⅲ）職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意した。その結果、職員間及び来訪者からの感染は予防できた。

ⅳ）感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染症等）予防策を照ってすることで感染を予防できた。

②　感染症対策委員会への参加

本年度もデイサービスセンターやすらぎが開催する感染症対策委員会に積極的に参画し、感染予防対策の意義・重要性について事業所内で周知を図った。また、デイサービスセンターやすらぎでノロウイルスによるクラスターが発生した際に居宅介護支援事業所としてどの様な対応が必要かを再認識することができた。次年度は、感染症対策マニュアルを見直し周知徹底を図ったうえで、BCP 対応訓練（感染症発生時対応訓練）に反映させる。

③　感染症発生時の対応

有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録していき、感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施することで職員の感染予防につながっている。

３）災害時における対応

災害時発生時において、必要な居宅サービスが継続的に提供できるように、利用者の緊急連絡先、避難先、かかりつけ医などの情報を最新のものに更新している。また、デイサービスセンターやすらぎの研修や訓練に参加することで、避難経路の確保や誘導などの理解を深めることができた。本年度も継続して災害発生時対応時訓練を行うことで安全な避難経路の確保や災害時に必要な物品を確認することができた。次年度も継続して利用者の情報に変更があればタイムリーに更新し、居宅介護支援事業所の特性に応じた研修及び訓練に取組んでいきたい。

令和７年度　事業報告書

在宅介護支援センターやすらぎ

		目標	実績	差異
稼働状況	地域包括支援センター 協力業務件数	３６０件／年	３５１件／年	－１６件／年

重点項目

① 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能強化
② 地域包括支援センターとの連携強化
③ 感染症予防対策の強化
④ 人材養成の積極的展開
⑤ 人権侵害防止の取組みの強化

総　括

本年度の事業の運営状況は、相談延件数は 428 件で前年度比 1 件の増、相談実人員は 410 名で前年度比 34 名の減、地域包括支援センター協力業務件数は年間延 351 件で前年度比 16 件の減となった。

地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化

高齢者の在宅支援の一つである地域包括支援センターのブランチ機能として、高齢者世帯や独居高齢者世帯等を中心に相談協力員、福祉推進委員との連携を密に行い、独居高齢者や高齢者世帯を対象に定期的に訪問し、基本情報やチェックリストを用いて、対象者の実態把握を行い、介護予防に努めてきた。

活動実績としては、相談延件数は 428 件で前年度比 1 件の増、相談実人員は 410 名で前年度比 34 名の減、地域包括支援センター協力業務件数は年間延 351 件で前年度比 16 件の減となった。

また、塩屋地区・西部地区で開催される民児協定例会に毎月参加し、地域との関係づくりとともに介護保険制度改正や行政機関からの情報提供及び介護予防教室開催等の連絡を行った。

更には、介護予防の拠点として小地域を対象に多くの地域高齢者に参加してもらいたいとの思いから、本年度も介護者教室等を企画し、参加人数の増加がみられた。「認知症予防教室」においては、塩屋地区・折方地区にて年 2 回（令和 7 年 6 月 4 日、令和 8 年 3 月 26 日）開催し、18 名の参加であったが、参加者は前年比 1 名の増加となった。また、「転倒予防教室」は、塩屋地区・新田地区にて年 2 回（令和 8 年 3 月 28 日、令和 8 年 3 月 31 日）開催し、19 名の参加、「介護者教室」は、大津地区・福浦地区で年 2 回（令和 8 年 3 月 24 日、令和 8 年 3 月 30 日）開催し、23 名の参加となった。昨年度と同様に、いずれの地区も認知症予防や転倒予防への関心は高く、脳トレや体操等を積極的に取組む姿勢がみられた。

・　人権侵害に対する早期対応・早期防止

高齢者虐待等の人権侵害が疑われる状況が確認された場合においては、地域包括支援センターと連携し、早期対応・早期防止できるように努めた。本年度も高齢者虐待等の人権侵害が疑われる状況はなかった。

④　人材養成の積極的展開

・　従事職員の資質の向上及び人材育成のための研修

本年度は、チューター制を活用した職員育成に取り組み、新任職員研修の進捗状況の検証やチューター制に対する職員の理解を深めたことで、チューター制を適正に活用できた。また、チューター制を効果的に活用するため、達成目標に沿った実践及び検証を行い、定期的な面談、日々の振返り、OJT による実地指導など、きめ細やかな指導を実施した結果、相談援助業務の基礎を習得することができた。次年度も継続して、効果的な運用に努める。

令和７年度

事業報告書

在宅介護支援センター　**やすらぎ**

≪基本理念≫

①　公益的事業の積極的取組み
②　人権を擁護する
③　発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④　医療・教育・福祉の連携強化
⑤　地域社会との共生

≪重点項目≫

①　地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化
②　地域包括支援センターとの連携
③　感染症予防対策の強化
④　人材養成の積極的展開

本年度は、上記基本理念に基づき、以下の事業を重点的に取組むとともに、桜谷荘季節行事等へも参画し、法人内事業所間の連携や職員間の交流に積極的に取組んできた。

在宅介護支援は、地域に一番近い相談できる場所として積極的に地域の高齢者宅を訪問して身体状況や生活状態を把握し、適時相談業務を行い、地域との関係を大切にして在宅支援をしてきた。

また、本年度の事業の運営状況は、相談延件数は 428 件で前年度比 1 件の増、相談実人員は 410 名で前年度比 34 名の減、地域包括支援センター協力業務件数は年間延 351 件で前年度比 16 件の減となった。

なお、相談内容は、例年と同様に医療・健康・介護保険が大部分を占めている。

1　地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化

高齢者の在宅支援の一つである地域包括支援センターのブランチ機能として、高齢者世帯や独居高齢者世帯等を中心に相談協力員、福祉推進委員との連携を密に行い、独居高齢者や高齢者世帯を対象に定期的に訪問し、基本情報やチェックリストを用いて、対象者の実態把握を行い、介護予防に努めてきた。

活動実績としては、相談延件数 428 件（電話相談 7 件、来所相談 2 件、訪問相談 419 件）で前年度比 1 件の減、相談実人員は 410 名で前年度比 34 名の減となった。

また、塩屋地区・西部地区で開催される民児協定例会に毎月参加し、地域との関係づくりとともに介護保険制度改正や行政機関からの情報提供及び介護予防教室開催等の連絡を行った。

更には、介護予防の拠点として小地域を対象に多くの地域高齢者に参加してもらいたいとの思いから、本年度も介護者教室等を企画し、参加人数の増加がみられた。「認知症予防教室」においては、塩屋地区・折方地区にて年 2 回（令和 7 年 6 月 4 日、令和 8 年 3 月 26 日）開催し、18 名の参加であったが、参加者は前年比 1 名の増加となった。また、「転倒予防教室」は、塩屋地区・新田地区にて年 2 回（令和 8 年 3 月 28 日、令和 8 年 3 月 31 日）開催し、19 名の参加、「介護者教室」は、大津地区・福浦地区で年 2 回（令和 8 年 3 月 24 日、令和 8 年 3 月 30 日）開催し、23 名の参加となった。昨年度と同様に、いずれの地区も認知症予防や転倒予防への関心は高く、脳トレや体操等を積極的に取組む姿勢がみられた。

2　地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターとの同行訪問や連絡調整により在宅での状態把握や目標を共有し、高齢者が自立した生活が継続できるように努めた。

また、地域包括支援センターが主催する地域ケア会議や在宅介護支援センター連絡会に毎月参加し、困難事例の検討や検証を行うことで、地域で生活する高齢者の情報共有に努め、課題解決に向けて取組んだ。

地域包括支援センター協力業務においては、年間目標 360 件に対し 351 件で 116 件の減となり目標を達成することが出来なかった。次年度は、地域包括支援センターと連携のもと、訪問対象者の状況を整理した「一人暮らし老人台帳」及び「高齢者世帯台帳」の内容の充実を図り、地域の高齢者が在宅で安心した生活が継続できる見守り支援及び環境整備に努める。

１）人権侵害に対する早期対応・早期防止

高齢者虐待等の人権侵害が疑われる状況が確認された場合においては、地域包括支援センターと連携し、早期対応・早期防止できるように努めた。本年度も高齢者虐待等の人権侵害が疑われる状況はなかった。

3　感染症予防対策の強化

訪問先の対象者の健康状態を確認し、マスクやゴーグルの装着、手指消毒を行ったうえで訪問を行った。また、必要に応じて、家には上がらず玄関先での対面等を行い、訪問先の方に安心感を持っていただくなどの配慮を行った結果、感染予防が図れた。

令和 8 年 1 月 19 日にデイやすらぎが開催した感染予防策の意義・重要性について研修に参加し、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図ると共に、業務継続計画を基に、訓練（シミュレーション）を実施した。

4　人材養成の積極的展開

1）基本理念の周知徹底

事業所内においては、基本理念の徹底と専門性の向上を図るために、やすらぎ居宅介護支援事業所との連携のもと、基本理念の研修に参加して、法人の中で在宅介護支援センターが何を担っているかという視点を確認することが出来た。

2）従事職員の資質の向上及び人材育成のための研修

本年度は、チューター制を活用した職員育成に取り組み、新任職員研修の進捗状況の検証やチューター制に対する職員の理解を深めたことで、チューター制を適正に活用できた。また、チューター制を効果的に活用するため、達成目標に沿った実践及び検証を行い、定期的な面談、日々の振返り、OJT による実地指導など、きめ細やかな指導を実施した結果、相談援助業務の基礎を習得することができた。

次年度も継続して、効果的な運用に努める。

在宅介護支援センターやすらぎが主催する教室関係においても、自身で企画・立案・連絡調整等を行い、適正に開催することが出来た。

また、外部研修においては、兵庫県在介協、赤穂市老施協等の研修会に参加し、在宅介護支援センターの動向等をはじめ、相談援助技術や高齢者介護の理解等、知識習得に努めた。

3）人事考課制度の運用

人事考課制度により、職員個々の自己評価と評価者との育成面接を継続して行い、自己成長シートを活用し、就業にかかる目的の明確化を図り、自己成長から人材育成へ、そして、信頼関係の確立に努めた。

次年度も引続き、本来の「人を育てる」と「信頼関係」という目的を達成していくよう、人事考課制度の一層の充実を図る。

令和７年度

事業報告書

桜谷荘　喀痰吸引等研修事業

≪基本理念≫

①　公益的事業の積極的取組み
②　人権を擁護する
③　発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④　医療・教育・福祉の連携強化
⑤　地域社会との共生

本年度は、当法人の基本理念に基づき本事業を実施した。

１　事業目的

介護保険施設や障害者支援施設等において、不特定多数の利用者に対し、適切に喀痰吸引等の医療行為が実施できる介護職員等を養成することを目的として取組んだ。

２　事業の実施主体

社会福祉法人桜谷福祉会

３　事業名及び所在地等

①　事 業 名 称　桜谷荘喀痰吸引等研修事業
②　事業所在地　兵庫県赤穂市塩屋３４５０－３８
③　事業連絡先　０７９１－４５－１８２０

４　事業の実施時期

・　令和７年４月１日～令和８年３月 31 日

５　終了証明証交付年月日

・　令和８年３月 31 日

６　事業の実施場所

①　講　　義：社会福祉法人桜谷福祉会　特別養護老人ホーム桜谷荘（兵庫県赤穂市塩屋 3450-38）
　　社会福祉法人桜谷福祉会　特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（兵庫県神戸市西区月が丘 1-41-12）
②　演　　習：社会福祉法人桜谷福祉会　特別養護老人ホーム桜谷荘（兵庫県赤穂市塩屋 3450-38）
　　社会福祉法人桜谷福祉会　特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（兵庫県神戸市西区月が丘 1-41-12）
③　実地研修：社会福祉法人桜谷福祉会　特別養護老人ホーム桜谷荘（兵庫県赤穂市塩屋 3450-38）
　　社会福祉法人桜谷福祉会　特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（兵庫県神戸市西区月が丘 1-41-12）

７　実施する研修課程等

①　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第２号研修を実施した。11：00～17：00
②　カリキュラムは、下記のとおり実施した。
③　研修講師は、医師・看護師の資格を有する３名が担当した。

		科目	時間数	日時	研修担当者
開校式		オリエンテーション	0.5	令和７年 ９月 19 日（金）11：00～17：00	松原部長
基本研	講義	人間と社会	1.0		
		保健医療制度とチーム医療	1.5		
		安全な療養生活	2.0		
		清潔保持と感染予防	1.0		
		健康状態の把握	1.0	９月 26 日（金）11：00～17：00	松原部長
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	5.0		
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	6.0	10 月 17 日（金）11：00～17：00	松原部長
		高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	6.0	11 月 14 日（金）11：00～17：00	松原部長
		高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	6.0	12 月 12 日（金）11：00～17：00	松原部長
		筆記試験		令和７年 12 月 19 日（金）11：00～17：00	松原部長
		科目	回数	日時	研修担当者
		口腔内の喀痰吸引	５回以上		

修	演習	鼻腔内の喀痰吸引	5回以上	令和8年1月13日（火）～ 令和8年2月2日（月）	松原部長他
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上		
		胃瘻又は腸瘻による経管栄養	5回以上		
		経鼻経管栄養	5回以上		
		救急蘇生法	1回以上		
実地研修		口腔内の喀痰吸引	10回以上	令和8年2月16日（月）～ 令和8年3月19日（水）	松原部長他
		鼻腔内の喀痰吸引	20回以上		
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上		
		胃瘻又は腸瘻による経管栄養	20回以上		
		経鼻経管栄養	20回以上		

8　受講資格

①　介護福祉士の資格取得を目指している者
②　男女を問わず、心身ともに健全である者
③　学歴は問わないが、高等学校卒業以上の学力があると認められる者
④　面接事業及び演習の参加に支障のない者

9　定員及び開講必要人数

本年度は、定員を20名（特養・桜谷荘の定員10名、特養・櫻ホーム西神の定員10名）、開講必要人数を1名として事業を進め、5名が本事業の研修を受講した。

１０　募集方法

本年度は一般公募として、令和7年4月1日から6月30日にかけて当法人ホームページに募集要項を掲載し、5名の応募があった。

１１　受講申込手続き及び受講者の決定方法

①　受講希望者から、令和7年7月7日までに特別養護老人ホーム桜谷荘へ受講申込書の提出があった。
②　申込者が定員を上回ることがなかったため、申込者5名全員が受講することとなった。

１２　受講者負担金

①　本年度の受講申込者5名のうち1名が、基本研修・実地研修ともに申込をし、受講者負担金は1人当たり　100,000円（保険料・テキスト代を含む・税込）とし、4名が、実地研修のみ申込をし、受講者負担金は1人当たり50,000円（保険料を含む・税込）とした。
②　受講者負担金は、受講決定後（令和7年7月15日付で受講決定通知書を交付）に令和7年7月28日までに研修課程に係る金額を所定の銀行口座に納付することとした。
③　研修期間中の交通費は受講者負担とした。

１３　研修終了の認定方法

基本研修（講義）を全て受講後の筆記試験と基本研修（演習）に合格し、実地研修を修了した者（本年度受講者5名全員が研修終了）に対し、令和8年3月31日付で修了書を交付した。

１４　安全管理体制

実地研修の実施において、ヒヤリハット事例を蓄積し、安全管理体制について協議した。また、基本研修（講義）時にも事例を紹介し、安全管理体制について注意を促し、介護職員等による喀痰吸引等の安全管理体制を促進した結果、本年度の事故発生件数は0件であった。

１５　修了者の管理及び都道府県への報告

①　修了者の管理
研修受講者の研修受講進捗状況及び修了者は「喀痰吸引等研修　研修修了者管理簿」によって管理した。
②　都道府県への報告
本年度の事業の実施結果報告として、令和8年4月27日付桜谷福発第7号をもって、「喀痰吸引等研修実施結果報告書」及び「喀痰吸引等研修　研修修了者管理簿」を兵庫県知事あて提出できるように準備した。

令和７年度　事業報告書

<table>
<tr><th colspan="5">児童養護施設さくらこども学園（定員　４２名）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">稼働状況</td><td colspan="2"></td><td>目標</td><td>実績</td><td>差異</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入所</td><td>稼働率</td><td>９０.００％</td><td>９３.３１％</td><td>３.３１％</td></tr>
<tr><td>人　数</td><td>３８名</td><td>３９.０８名</td><td>１.０８名</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時保護利用日数</td><td>－</td><td>１７０日</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">ショートステイ利用日数</td><td>３０日</td><td>５２日</td><td>２２日</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="5">①　第５期経営５か年計画（2 年目）の推進
②　人権侵害防止への取組み
③　養育・心理的支援・自立支援機能の充実
④　人材育成の積極的展開
⑤　食育の推進
⑥　苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
⑦　安心安全な生活環境の構築
⑧　地域子育て支援の展開</td></tr>
<tr><td>総　括</td><td colspan="5">本年度の事業運営状況は、入所定員 42 名に対して、入所児童年間延べ人数 469 名（月平 39.08 名）で目標入所児童年間延べ人数 456 名（月平均 38.00 名）に対して 1.08 名増、年間稼働率 93.31%と年間通じて目標年間稼働率の 90%以上の確保ができた。一時保護児童は年間 5 名、年間延べ利用日数 170 日で前年度比 456 日の減少であった。また、ショートステイ事業は年間 25 名、年間延べ利用日数 52 日で目標年間利用日数 30 日を達成した。
なお、家庭支援専門相談員が中心となり、こども家庭センター・保護者と連携し、家族再統合に取組み、6 名の家庭復帰に繋げることができた。
①　人権侵害防止への取組み
児童間暴力等への取組みの一環として、全児童への聴取り調査を毎月行い、結果については毎月の男子・女子会議と権利擁護委員会で検討した。暴力、いじめ等の早期発見に取組み、発生した事案については速やかに確認、対応することで解決を図った。早期解決の難しいケースについては、施設だけでなく、こども家庭センターや学校、保護者を交えて協議し、また医療受診や服薬治療を行う等、支援の幅を広げて対応した。
児童の特性や暴力に至る経緯は考慮しながらも、生活の中に暴力を持ち込まないことを原則とし、暴力問題について児童、職員皆で考えることで再発防止に努めた。しかし、児童間の不適切行為（わいせつ事案）が発生した。関係児童の居住空間を分けることと夜間の巡回強化で再発防止策を講じるともに、こども家庭センターに連絡し、協議をしながら対応を進めた。次年度は、児童に寄添う支援と聴取りの充実、それに夜間巡回の強化を図ることで、再発防止に努める。
また、職員からの不適切な関わりの防止にも取組んだが、本年度も昨年度に引続き、職員からの不適切な関わりの予防、早期発見、早期対応に取組んだ。職員研修や聴取り、全体集会等を通じて予防と早期発見に取組んだ。しかし、本年度は幼児より「職員から暴力や暴言を受けた。」と聞いた保護者が、職員からの不適切な関わりがあったのではないかと、こども家庭センターと本施設に申出る事案が 1 件発生した。調査の結果、職員の児童に対する関わりの配慮不足であった。次年度は、該当職員への個別の聴取りと指導を続けるとともに、全職員に対して、児童、保護者等への適切な関わりについての研修を行い、再発防止に努める。
②　学習支援の充実
通常の学習支援に加え、近隣の大学の学生による学習ボランティアを受入れたことで、児童への個別学習を充実させることができた。特に小学生については個別学習の環境が整い、学習に意欲的に取組もうとする児童も増えてきた。次年度も学習環境を整え、児童の学力の向上を図る。
③　新任職員指導
本年度は新任職員 4 名に対してスーパーバイザーによる新人勉強会を定期的に実施した。チューター制による新任職員指導については、チューターだけでなく様々な職員との対話の機会を持ち、業務についても職員配置等で新任職員のフォロー体制を作る等、施設全体で支援を行った。次年度は、スーパーバイザーの指導に加えて、2 年目職員がチューターとなり、施設全体で職員育成が出来る体制を構築する。</td></tr>
</table>

令和 7 年度

事業報告書

児童養護施設さくらこども学園

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪重点目標≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 人権侵害防止への取組み
③ 養育・心理的支援・自立支援機能の充実
④ 人材育成の積極的展開
⑤ 食育の推進
⑥ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
⑦ 安心安全な生活環境の構築
⑧ 地域子育て支援の展開

本年度は、当法人の基本理念に基づき第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として、以下の事業を取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んできた。

本年度の事業運営状況は、入所定員 42 名に対して、入所児童年間延べ人数 469 名（月平 39.08 名）で目標入所児童年間延べ人数 456 名（月平均 38.00 名）に対して 1.08 名増、年間稼働率 93.31%と年間通じて目標年間稼働率の 90%以上の確保ができた。一時保護児童は、学童棟に空き部屋が無かった為、年間 5 名、年間延べ利用日数 170 日で前年度比 456 日の減少であった。また、ショートステイ事業は、幼児の依頼が多く、年間 25 名、年間延べ利用日数 52 日で目標年間利用日数 30 日を達成した。

なお、家庭支援専門相談員が中心となり、こども家庭センター・保護者と連携し、家族再統合に取組み、6 名の家庭復帰に繋げることができた。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として経営計画検証委員会において計画に対する実践状況や検証を行った結果、概ね計画通り推移することができた。

次年度は、第 5 期経営 5 ヶ年計画の 3 年目として、「地域貢献への積極的展開」「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」「経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す」の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画を積極的に推進する。

2　人権侵害防止への取組み

本年度は職員から児童への不適切な関わりの防止とこどもの権利擁護の徹底を図るため、以下の取組みを実践した。

1）こどもの権利擁護への取組み

不適切な関わりの予防と職員の権利意識向上のため、年間を通じて職員研修を実施した。施設内虐待の事例、こどもの権利ノート、施設内虐待防止法、被措置児童虐待ガイドライン等、施設内虐待に関する知識を深め、意識を高めることで不適切とされる行為を回避し、児童に対する適切な関わりを心がけた。人権擁護チェックについては職員一人一人のセルフチェックと、施設としての取組みに対するチェックを行った。入所児童に対しては、児童全体集会を年 5 回（令和 7 年 4 月 26 日、5 月 23 日、7 月 18 日、12 月 24 日、令和 8 年 3 月 23 日）開催し、児童、職員で安全安心な生活について話し合い、1 年間の目標設定やグランドルールの決定、学期ごとの反省、聞き取り結果の報告等、年間を通じて児童と職員が一緒に権利擁護について学び守っていくことを確認した。またこどもの権利ノートに関する説明を行い、特に意見表明については、施設職員以外の相談窓口を活用することで、施設生活に関する悩みや困りごとを安心して相談できる体制について説明した。しかし、まだ人を傷つける言葉や暴言は園内の中に残っている。引き続き、児童との話し合い、心情の推察を行うとともに、権利擁護委員会が中心となって、人権侵害についての早期発見と早期解消に努める。

2）児童間暴力等への取組み

全児童への聞き取り調査を毎月行い、結果については毎月の男子・女子会議と権利擁護委員会で検討した。暴力、いじめ等の早期発見に取組み、発生した事案については速やかに確認、対応することで解決を図った。児童のパニックや情緒面の課題により発生し早期解決の難しいケースについては、施設内での指導だけでなく、こども家庭センターや学校、保護者を交えて協議し、また医療受診や服薬治療を行う等、支援の幅を広げて対応した。

児童の特性や暴力に至る経緯は考慮しながらも、生活の中に暴力を持ち込まないことを原則とし、暴力問題について児童、職員皆で考えることで再発防止に努めた。しかし、児童間の不適切行為（わいせつ事案）が発生した。中 1 男児が深夜に小 2 男児の居室に入り、衣服を脱がして局部を触ったりベッドに入ったという事案で、2 人の居住空間を分けることと夜間の巡回強化で再発防止策を講じるとともに、子ども家庭センターに連絡し、協議をしながら対

応を進めた。次年度は、児童に寄り添う支援と聴取りの充実、それに夜間巡回の強化を図ることで、再発防止に努める。

3）児童の自立活動の推進

本年度は児童の成長と自立を目指し、児童一人ひとりに個別の生活日課を作成し、自立支援計画に沿った一貫した生活支援を行うことで、児童の大人に対する信頼感を深め適切な愛着を形成することに取組んだ。その結果、まだいくつかの課題はあるが、職員と児童が生活支援における目標や課題を共有し、児童の成長とともに柔軟に生活スタイルを変化させることが少しずつできるようになり、集団生活における個別支援の体制を構築することに繋がった。また職員が児童一人ひとりに寄り添うことで、児童が愛着に関する欲求を言葉や行動で表現することが増えた。そのことは時に過渡の愛情欲求となり職員が対応に苦慮する場面もあったが、児童の情緒面の成長において必要な過程と捉え、職員と児童との適切な距離感や愛着障害について学ぶきっかけとなった。

次年度は、個別の生活支援をより確立するとともに、職員研修等を通じて児童の愛着形成に関する理解を深め、児童の自立を図る。

また、次年度は、年3回の「さくらこども学園連絡協議会」を再開する。各関係の地域役員に協力を得て、「地域の中のさくらこども学園」としての位置づけに努める。

4）職員からの不適切な関わりの防止

年度も昨年度に引き続き、職員からの不適切な関わりの予防、早期発見、早期対応に取組んだ。職員研修や聴取り、全体集会等を通じて予防と早期発見に取組んだ。しかし、本年度は幼児より「職員から暴力や暴言を受けた。」と聞いた保護者が、職員からの不適切な関わりがあったのではないかと、こども家庭センターと本施設に申出る事案が1件発生した。調査の結果、職員の児童に対する関わりの配慮不足であった。次年度は、該当職員への個別の聴取りと指導を続けるとともに、全職員に対して、児童、保護者等への適切な関わりについての研修を行い、再発防止に努める。

3　養育、自立支援機能の充実

1）養育機能の充実

本年度は、医療的支援等様々な配慮を必要とする児童が多く、より専門的な支援が受けられるよう、社会資源の活用を積極的に行った。幼児発達支援センターに1名の児童が通所した。また心身における医療的支援についても看護員、心理判定員を中心に病院と連携して支援したことで、児童が健康的な生活を送ることができた。次年度は、児童の入所時に、入所児童検討委員会を開催し、本施設がその入所児童にとって最適の支援が受けられる場所であるかどうかを判断したうえで入所の決定をする。

2）自立支援機能の充実

①　自立支援計画書の策定

全児童の自立支援計画をたてるにあたって、事前に入所に至る経緯とアセスメントシートを作成しケースの理解と課題整理を行い、進路希望調査票、長期支援計画の作成を通じて、児童の将来を見据えた年間計画を作成した。作成後は、男子・女子会議で進捗状況について確認し、年3回の再評価を通して新たな目標設定を行った。次年度は児童が日常生活を通じて自立に向かうための、より実践的な自立支援計画を作成する。

②　自立支援計画の活用

作成した自立支援計画を児童の支援に活用するために、毎月のスーパーバイズを通して自立支援計画の作成からケースの進捗、再評価による新たな課題設定に対して確認と助言を頂き、改善に取組んだ。アセスメントシートと長期支援計画、年間支援計画の関連付けを行い一貫した支援を行える体制を作り、年間支援計画の目標設定をより具体的にし、職員による共通した支援を行うことで、児童の成長を確認することができた。次年度は、本年度研修した支援計画を実践するための次の段階として、自立支援計画に基づく支援体制を確立するためのケース記録のまとめ方の様式について研修する。

③　自立に向けた支援体制の構築

本年度は児童の社会性と生活力を養うために、施設内における児童の共通ルールを可能な限り廃止し、個々の児童の課題や目標に応じた生活日課やルールを定め、日常の生活支援を通して成長と自立に向うための取組みを行った。生活ルールを児童共通のものから個々の生活に適したものに変更したことで、より児童の目標が明確になり、目標の変化に伴って児童との対話によりルールを変更できるなど、より生活に柔軟性を持たせることができた。児童の自立に関しては、特に高校生の就学に苦慮し、2 名の進路変更者を出した。今後、いかに就学を安定させ、社会的な自立を目指すかが課題となる。次年度は、より多角的な自立支援を行える体制を構築する。

④　地域・関係機関との連携

児童の支援においては、幼稚園・学校と定期的に協議する場を設けた事で、支援における課題を共有し、支援の統一化を図ることができた。

特に、幼稚園・学校での生活において特別な支援が必要な児童については、クラス担任と随時連絡を取り合い、必要に応じてこども家庭センターを交えた協議を行うことで、児童の状況を把握し、随時支援方針について検討することができた。次年度も引き続き、児童一人一人に関係機関と連携した対応ができる体制を築く。

⑤　家族支援の促進

本年度は家庭復帰を目指すケースについては、家庭支援専門相談員が中心となり、こども家庭センター、保護者と連携し、家族再統合に取組んだことで6名の家庭復帰に繋げることができた。家庭調整を継続しているケースについてはそれぞれの家庭環境、保護者・児童の意見を尊重した上で協議を重ねている。特に被虐待のケースに関しては、家庭環境の改善と児童の意思が重視されるため、次年度も慎重な確認のもとで家庭復帰に繋げる。

⑥　学習支援の充実

通常の学習支援に加え、近隣の大学の学生による学習ボランティアを受入れたことで、児童への個別学習を充実させることができた。特に小学生については個別学習の環境が整い、学習に意欲的に取組もうとする児童も増えてきた。次年度も学習環境を整え、児童の学力の向上を図る。

3）心理的支援の充実

本年度は、10 名の児童に対してカウンセリング、プレイセラピーを実施した。また 11 名の児童が精神科への定期受診と服薬治療を行い、内 2 名の児童が入院治療を行った。発達障害や精神疾患により心理的支援、また医療的支援を必要とする児童が増加したことで、教育機関や医療機関と連携し、より専門的な支援を行う体制づくりが必要となる。次年度は発達検査の理解を深め、児童の特性に適した支援を行う。

4　人材育成の積極的展開

1）法人基本理念の周知徹底

事業計画説明会を始め、職員会議、棟会議の機会を利用した施設内研修を随時開催することで周知徹底を図った。また、基本理念に基づく施設としての取組みについて確認し、子育てサロンや権利擁護委員会・自立支援計画等、施設業務と基本理念との関連付けを行った。その結果、基本理念に関する理解は深まった。よって、次年度は一つ一つの業務内容、業務に対する職員の姿勢が理念に基づいたものとなっているかを検討し、更なる定着を図る。

2）新任職員指導

本年度は新任職員として児童指導員 3 名保育士 1 名が入職した。スーパーバイザーによる新人勉強会を定期的に実施した。チューター制による新任職員指導に加えて、チューターだけでなく様々な職員との対話の機会を持ち、業務についても職員配置等で新任職員のフォロー体制を作る等、施設全体で支援を行った。次年度は、スーパーバイザーの指導に加えて、2 年目職員がチューターとなり、施設全体で職員育成が出来る体制を構築する。

3）施設内研修

マニュアル等の基本業務、食育、感染症予防などの研修を行い基本業務の徹底を図った。また施設内虐待防止に関する職員研修を行い、児童の権利擁護に努めた。感染症予防に関する取組み、愛着障害や発達障害に関する研修等多くの研修を行ったことで、職員のスキルアップに繋がった。次年度は研修が実践に反映されるよう、研修内容の更なる充実と、業務確認等改善状況の把握に取組む。

4）ケースカンファレンスの充実

本年度は兵庫大学小倉教授と中国短期大学平尾准教授にスーパーバイザーとして年間を通じて指導を受けた。ケースカンファレンスを通じてケース記録のとり方や活用の仕方、また個々の児童のケースワークについても職員一人一人に丁寧な指導を受けたことで、自立支援計画と適切な記録に基づいた支援について職員の意識を高めることが出来た。次年度もこの取組みを継続し、本年度学んだことを活かし、より質の良い支援を行える体制を構築する。

5）施設外研修

本年度は権利擁護や職員間連携に関する研修に計画的に参加し、施設内における適切な支援のあり方について学んだ、外部研修の内容については施設内で研修報告を行い、職員間での理解を図った。次年度も職員の支援力向上に向け研修に積極的に参加する。

6）職員実地指導（ＯＪＴ）機能と職員間連携の充実

本年度は職員の生活支援現場における実地指導を行うにあたり主任、養護課長による現場を主体とした支援を徹底した。職員にとって確認、相談が出来る存在が常に現場におり、OJT 指導を受けられることで安心感が得られた。次年度もこの体制を継続し、職員育成を行う。

7）人事考課制度の効果的運用

自己成長シートでの目標設定に始まり年間を通じて自己の定めた目標について評価し、考課者からの助言を聞く事で、職員としての規範意識や課題、また、自己の成長について確かめることができた。また、評価基準と自己成長シートの達成度を数値化し、総合的な評価を行ったことで、職員一人一人の現状と課題を整理することができた。その結果、自身の課題と向き合い、職員としての目標を確かめる機会となり、考課者にも職員に対して助言する立場としての自覚が芽生え、現場での OJT に活かすことができた。来年度は、相対評価での人事考課に取組む。

8）委員会活動

事業運営に関する各委員会の役割を明確にし、全職員が委員会活動に関わる事で、全職員が主体的に責任を持って取組むことができた。

また、各委員会活動状況の周知については、職員会議等で報告・説明を行い、各委員会活動に対する全職員の理解を図るとともに、必要事項については共通認識のもと実践できるよう努めた。よって、次年度も引続き、各委員会を中心とした活動に対して全職員で取組める体制づくりを構築する。

9）実習内容の充実

本年度は実習生の目的や課題を確認し、不安などを理解し適切な支援を伝えていくことで、学生の実習に取組む姿勢や施設に対する印象も大きく変わってくるため、全職員が実習生に、有意義な実習体験をさせる。という意識で接した。次年度も現場の先輩として支援の姿を伝える指導で実習生の学びに繋げる。

5　食育の推進

本年度は、家庭的な食育の推進に加え、児童一人一人の発達に応じた食育に取組んだ。

偏食、低体重等、個々の課題を理解し、普段の食事を通して少しずつ改善を図っていくことで、バランスの良い栄養摂取や体重増加等、健康面の改善に繋がった。次年度も引き続き、家庭的で豊かな食卓の中で、児童の体調・健康増進に繋がる食育に取組む。

1）家庭的な食育の推進

普段食事を共にする機会のない児童、兄弟姉妹とのふれあいの場を作ることを目的に、各ユニットでの食事に加え定期的に全児童で会食する機会を設けた。食事委員会で「こどもたちが食べたいメニュー」「職員が食べさせたいメニュー」等検討し、和食、中華、洋食等、趣向を凝らした取組みを行い大変好評で、食育の取組みとして定着することができた。次年度も児童に食の楽しみを伝えるとともに、食の学びに繋げた取組みを行う。

2）季節感を出した児童参加型の行事

【食育行事実施状況】

＜令和７年度行事実施表＞

行　　事			
令和７年　　４月　２日	お花見弁当作り	10月31日	ハロウィンメニュー
5月４日・5日	柏餅作り・GW行事	12月21日	クリスマスメニュー
5月　5日	こどもの日メニュー	30日	もちつき
7月　7日	七夕メニュー	31日	年越しそば
24日	土用の丑の日	令和８年　　１月　１日	お節料理
8月14日	お盆行事	2月　3日	節分
9月19日	月見団子	3月　3日	ひな祭りメニュー
9月23日	お彼岸おはぎ作り	3月23日	卒園、卒業お祝い会

3）安心・安全な食事の提供

①　食中毒予防を含む感染症予防マニュアルの徹底

衛生環境委員会にて食中毒防止、感染症予防マニュアルについて見直しを行い、施設内研修で周知した。また、児童の飲食、職員の飲食についても感染症予防の観点から注意を促すことで食事中の感染予防に努め、児童、職員の意識も向上した。次年度も引続き、食中毒・感染症予防に取組む。

②　感染症予防、衛生管理を目的とした業務手順表の徹底

感染予防の観点から厨房職員の衛生管理を徹底するために業務手順表について検討し、厨房職員だけでなく保育士、児童指導員等の厨房入室時における手洗い等衛生管理を徹底した。

その結果、職員の意識向上に繋がり厨房内の衛生状態が保たれた。また保育士、児童指導員等に周知することで、厨房内の衛生管理について全職員で取組むことができた。次年度も引続き、取組みを継続するとともに、必要に応じて手順表の改訂を行う。

③　ユニットでの感染症予防、衛生管理の手順表の徹底

食事の際の消毒等ユニット内における感染症対策の手順を定め、施設内研修で周知した。その結果 5 ユニット全てにおいて衛生管理が徹底されるよう職員の意識が向上した。次年度も引続き、取組みを継続する。

④　食物アレルギー、刻み食等配慮を必要とする児童に応じたマニュアルの改定と徹底

児童の健康状態に配慮し、安心・安全な食事を提供するために、食物アレルギーに関する研修会を行い、職員間で徹底した。また、ユニット毎に児童の持病、疾病、服薬状況等を確認できる一覧を作成し、児童の健康状態の把握と職員間連携の徹底を図った。次年度も状況に応じて適宜マニュアル、一覧等を改訂し、児童の健康状態の把握と安全な食事の提供を図る。

6　苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

入所児童・保護者からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受付窓口、担当者を配置し、苦情解決に向けた啓発と再発予防に取組んだ。

その結果、令和７年度の苦情受付件数は１件であった。（詳細は、2－4）参照。）

7　安全で安心な生活環境の構築

1）防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

火災を想定した消火・避難訓練を毎月 1 回行い、児童と職員に火災時の避難誘導方法について周知を図った。宿直時間帯を想定した訓練、水害対応訓練等を実施し、また職員対象に消火器、消防設備取り扱い説明を行う等、防火、防災に対する職員の共通認識を図った。その結果、学園内の防災設備に関する理解が深まるとともに、地域の避難場所等を周知することができた。よって、次年度は児童・職員ともに防災意識の向上を図るため、様々なケースを想定しての訓練を実施する。

【訓練実施状況】

令和７年　　４月４日	消火・避難訓練（日勤帯想定）	10月 26日	消火・避難訓練（日勤帯想定） 地震対応訓練
5月６日	消火・避難訓練（宿直帯想定） 火災設備取扱い訓練	11月24日	消火・避難訓練（日勤帯想定）
6月24日	水害対応訓練	12月　28日	消火・避難訓練（日勤帯想定）
7月20日	消火・避難訓練（日勤帯想定）	令和８年　　１月18日	消火・避難訓練（日勤帯想定） 地震対応訓練
8月３日	消火・避難訓練（宿直帯想定）	2月23日	消火・避難訓練（日勤帯想定）
8月30日	消火避難訓練	3月29日	消火・避難訓練（宿直帯想定）
9月23日	消火・避難訓練（宿直帯想定）		

2）保健・衛生・健康管理及び感染症対策の強化

①　入所児童の衛生・健康管理

本年度は看護師を中心に入所児童の健康管理を行った。身体測定を毎月実施し、全児童に対して毎朝の検温、幼児については排便確認を行うことで日常の健康状態把握に努めた。また、健康教育として手洗い教室を１回、視力低下予防（目の愛護）教室を２回、虫歯予防（いい歯を目指す）教室を２回、熱中症予防教室を１回、食物アレルギー教室を 1 回、ケガや火傷予防教室を 1 回実施した。いずれも予防方法だけでなく、体の仕組みや予防効果等、詳しく丁寧に伝えたことで理解が深まり、意識の向上に繋がった。次年度も健康教育をより充実させ、児童の衛生・健康に対する意識向上を図る。

②　生活環境の整備

入所児童の衣類、排泄、生活空間の清掃、身だしなみ等については、チェック表により確認を行い、清潔な身

体、生活環境作りを行った。その結果、児童の意識が向上し、各自の身だしなみや、清潔感を意識することができるようになった。次年度も引続き、この取組みを継続して行う。

③　入所児童への性教育の実施

本年度は性教育マニュアルを改定し「明日への一歩」と題し、幼児から高校生まで年代に応じて身体や性に関する指導計画を立て支援した。性に関する理解や課題については個人差があるため、全児童に対して計画通りに実践していくことについては課題があるため、次年度はマニュアル研修を充実させ、職員が児童の状態に合わせて計画を立て支援できる体制を作る。

3）感染症対策の強化

本年度も昨年度に引続き感染症予防に努めた。その結果、新型コロナウィルス感染者が児童 2 名、職員 1 名、 インフルエンザ感染者が児童 30 名、職員 5 名、胃腸炎が児童 2 名、職員 0 名、手足口病が児童 0 名、職員 0 名であった。昨年度と比較してインフルエンザ罹患者が激増となったため、インフルエンザ発生時の感染拡大防止対策を見直した。次年度も感染症予防についての対策を強化し、引続き徹底する。

4）業務継続計画に基づいた避難訓練

本年度は、昨年度作成した BCP（業務継続計画）をもとに、水害を想定した訓練を行った。浸水に備えて垂直避難を行うにあたって生活用品や備蓄職の移動、児童の安否所在確認、職員の緊急招集等、状況をより具体的に想定しマニュアル化する必要があることを確認した。次年度も訓練を通じて対策への意識を高める。

8　地域子育て支援の展開

1）子育てサロン

【実施状況】

月	開催数	保護者	こども	計
令和7年　5月	1回	1名	2名	3名
6月	2回	0名	0名	0名
7月	2回	3名	5名	8名
8月	0回	0名	0名	0名
9月	2回	1名	2名	3名
10月	2回	2名	2名	4名
11月	2回	3名	1名	2名
12月	0回	0名	0名	0名
令和8年　1月	1回	0名	0名	0名
2月	1回	0名	0名	0名
3月	1回	0名	0名	0名

本年度は計 14 回開催し、延べ 20 名の参加があった。次年度は感染症予防を徹底し、看護師長や心理判定員等専門職による子育て相談等も取入れ利用者増加に繋げる。

2）里親開拓

本年度は、夏季ホームステイ事業に 2 名、冬季ホームステイ事業に 1 名、春季ホーム指定事業に 1 名の児童が参加し、また週末里親による定期外泊、里親候補者との定期面会や外出を随時行った。里親とのマッチングについては 1 名の児童に対して取組み、里親委託には至った。次年度も児童のニーズに配慮し必要に応じて里親支援を行う。

3）ショートステイ事業

ショートステイ事業については相生市より 9 名、太子町より 1 名、たつの市より 1 名、赤穂市より 2 名の委託を受け、延べ 13 回、38 日間の利用となった。本年度はショートステイの利用数が減少したが、特定の家庭が定期的に利用するケースがあった。次年度もそれぞれのニーズに応じた受入れを行う。

9　行事予定

本年度は学校行事、地域行事等多くの行事が開催された。施設行事については感染症対策に十分配慮した形で行事を実施した。その結果、児童、職員ともに、趣向を凝らした行事を計画し楽しむことができた。次年度も児童、職員が主体となり、多くの行事を企画、実施する。

＜令和 7 年度行事実施表＞

令和 7 年　4 月　2 日	お花見	10 月 12 日	五実興産招待旅行
5 月　1 日	小学校遠足	10 月 19 日	日吉神社秋祭り
5 月 3～6 日	GW行事	10 月 29 日	幼稚園運動会
6 月　7 日	小学校運動会	11 月　3 日	ふるさと祭り
6 月 16 日	小学校まち探検	11 月 12 日	小学校音楽会
7 月 26 日	幼児棟行事	11 月 23 日	グランドゴルフ大会
8 月　4 日	女子棟行事	12 月 17 日	法人クリスマス会
8 月　7 日	法人盆踊り	12 月 24 日	クリスマス会
8 月　7 日	男子棟行事	12 月 30 日	もちつき
8 月 15 日	お盆行事	令和 8 年　1 月 1～3 日	初詣
8 月 20 日	あこうパン買い物体験	1 月 12 日	とんど
8 月 23 日	光浄寺たくみさん夏祭り	2 月　3 日	節分豆まき
9 月 15 日	法人敬老会	3 月　1 日	県養協ドッヂボール大会
9 月 27 日	赤穂特別支援学校運動会	3 月 21 日	東条湖おもちゃ王国
10 月　6 日	赤穂西中学校体育祭	3 月 23 日	卒業卒園お祝い会

令和７年度　事業報告書

<table>
<tr><th colspan="5">くるみ保育園（定員　４０名）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">稼働状況</td><td colspan="2"></td><td>目標</td><td>実績</td><td>差異</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入所</td><td>稼働率</td><td>１１４.２０％</td><td>１１５.２１％</td><td>１.０１％</td></tr>
<tr><td>人　数</td><td>４５.６８名</td><td>４６.０８名</td><td>０.４名</td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育利用者数</td><td>―</td><td>９５６名</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時保育利用者数</td><td>３００名</td><td>３０５名</td><td>+５名</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="5">①　第５期経営５か年計画（２年目）の推進
②　子どもの最善の利益につながる“保育のトライアングル”の充実
③　子どもの人権擁護の取組み
④　子どもの健康管理体制の強化
⑤　防災対策を強化し子どもの命を守る
⑥　「ネウボラ・セリジェ」活動の地域への展開
⑤　防災対策の取組み
⑥　「ネウボラ・セリジェ」活動の地域への展開
⑦　安定した保育園運営の確立</td></tr>
<tr><td>総　　括</td><td colspan="5">本年度の事業運営状況は、定員 40 名、年間稼働率 115.21％で予算目標稼働率 114.20％に対して 1.01％の増であり、達成できた。
一時預かり保育事業は、年間目標 300 名に対し、年間利用者数 305 名で５名の増であり目標を上回る結果となった。また、延長保育事業は、年間 956 名（月平均 79.7 名）であった。
①　子どもの最善の利益につながる“保育のトライアングルの充実
本年度も子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の育ち及び個性を尊重し、“やってみたい”“遊びたい”という気持ちを受け止めて環境を整え、子どもの興味や関心広げる保育を実践した。子どもの思いを受け止め対応する中で保育士との信頼関係もできて、毎日を安心して過ごし、友だちと過ごす楽しさを味わい、自己を発揮する育ちにつなげることができた。次年度も継続する。
②　子どもの人権擁護の取り組み
「人権勉強会」を園内で「保育園職員委員会」が主となり毎月開催した。人権擁護について全職員で学び、子ども主体の保育体制が保たれているかの振返りを繰り返すことで人権に対する意識が高まった。本年度も、事例検討研修・エピソード研修を実施した。グループワークやポストイット形式に加え、言葉の言い換えや「褒め言葉あいうえお」などゲーム形式も取り入れた。人権セルフチェックの職員間の保育姿勢の確認の項目として「したことがある」「したことがない」に加え、「見たことがある」の欄も作り自分以外の他者の視点も設け、より深い振り返りを行った。職員同士の声掛けや協力体制の必要性も確認できたのでから今後の人権擁護の取組みの整理につなげていき、実践に活かしていく。
③　「ネウボラ・セリジェ」の活動の地域への展開
子育て支援事業は青空保育やベビーマッサージ、本年度は土曜日の離乳食講習会（５月と９月の２回）・わらべうた遊び・ペインティング遊びを開催することで、参加者が増え好評だった。次年度もさらに積極的に子育て支援委員会が中心となり、楽しめる保育体験遊び（絵の具、制作、運動）などを計画し地域の子育て支援活動に尽力する。また、地域の子育て世代の「かかりつけ相談機関」としての役割を担えるように、保育園各専門職と共に取組み発育健康相談や食事相談などを行う。
⑧　職員が成長する職場づくり
施設内研修のテーマ「五感を通して季節を感じ、個々の感性を豊かにする」では、五感を刺激する遊びを考え、話合いを重ね実践した結果、遊びの幅が広がり、園外に出た時などに子ども自身から「気持ちいいね」や「さむいね」など五感を表す言葉が出てきた。その言葉が五感に繋がっていると職員も意識して気づくことができた。次年度も更に五感について考え、五感についての遊びだけではなく環境面も考える事で子どもも職員も成長できる保育に取組む。</td></tr>
</table>

令和 7 年度

事業報告書

くるみ保育園

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実
③ 保育園における人権擁護の取組み
④ 子どもの健康支援
⑤ 防災対策の取組み
⑥ 「ネウボラ・セリジェ」活動の地域への展開
⑦ 安定した保育園運営の確立
⑧ 職員が活躍する職場づくり

本年度は、当法人基本理念に基づき第 5 期経営 5 カ年計画の 2 年目として、以下の事業及び保育園 6 園共通の課題に取組む計画を立てスタートした。

本年度の事業運営状況は、定員 40 名、年間稼働率 115.21%で予算目標稼働率 114.20%に対して 1.01%の増であり、達成できた。

一時預かり保育事業は、年間目標 300 名に対し、年間利用者数 305 名で 5 名の増であり、目標を上回る結果となった。また、延長保育事業は、年間 956 名（月平均 79.7 名）であった。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目に取組んだ。地域に向けた子育て支援活動“ネウボラ・セリジェ”の来園形式の行事実施を行い、各ネウボラ活動に参加が見られたが、特に夏まつりには多数の参加者があり、親子でイベントを楽しみ好評だった。前期はベビーマッサージの参加者がいなかったのが一時預かりの方や見学者の方に誘い掛けたことで、ベビーマッサージに 11 月 4 組、12 月 1 組、2 月に 2 組と利用してくれる方がいた。離乳食講習会も 5 月は在園児の保護者が多かったが 11 月には、地域の方（見学者）3 組の参加者がいた。引続き積極的に取組む。

次年度も「地域貢献の積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す」の 3 つの重点項目が十分に実施できるように、計画的に事業を推進する。

2　子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実

「子ども・保護者・職員の 3 者（＝トライアングル）」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと、保育園で充実した毎日を送ることができる保育の実践をおこなった。3 者への対応は以下のように実践した。

1）子どもの人権を擁護し、子どもの笑顔があふれる保育をおこなう

子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の育ち及び個性を尊重し、“やってみたい”“遊びたい”という気持ちを受け止めて環境を整え、子どもの興味や関心広げる保育を実践した。子どもの思いを受け止め対応する中で保育士との信頼関係もできて、毎日を安心して過ごし、友だちと過ごす楽しさを味わい、自己を発揮する育ちにつなげることができた。次年度も継続する。

2）保護者とともに子どもを育てる楽しさを感じる保育を行う

子ども主体の保育実践の様子は、ドキュメントシートやよい子ネットの配信を通して日々保護者と共有した。送迎時に園での食事の様子やお友だちとの関わりの様子、体調面等を口頭で伝えると共に保護者懇談会では日々の様子の動画を流したり、保護者同士が話合うグループワークを取り入れた。結果、家庭での様子を話されることが増えまた保護者の心配事の相談も受けるようになった。相談には担任初め職員間で共有して丁寧に対応し、保護者が子どもの成長を見守る助言を伝え、子育ての喜びが持てるように心がけた。「クラス関係なく子どもを見てくれているので安心感がある」という意見をアンケートでいただいた。各行事は予定通り行い、早めに周知することで保護者の参加も確保でき、子どもの成長を喜び合う場となった。次年度も継続して親子の様子を見守り、保護者を支え共に子育てをする。

3）職員が“保育に携わる喜びを感じる”保育を実践し、検証することから保育の質の向上をめざす。

乳幼児期に子どもの興味関心に基づく主体的な活動を促す環境を整えることは、それぞれの活動の中で子どもが十分に遊び込み遊びの楽しさを経験する保育につながることを、職員全員で共有し取組んだ。遊びの環境を発達に合わせて継続的に変えていくことで保育計画の立案も見通しが持て、職員は保育実践の楽しみを感じることができ、保育力の向上にもつながった。

3　保育園における人権擁護の取組み

法人保育園合同研修として、「子どもの人権擁護を考える part７」に取組んだ。「人権勉強会」を園内で「保育園職員委員会」が主となり毎月開催した。人権擁護について全職員で学び、子ども主体の保育体制が保たれているかの振返りを繰り返すことで人権に対する意識が高まった。本年度も、事例検討研修・エピソード研修を実施した。グループワークやポストイット形式に加え、言葉の言換えや「褒め言葉あいうえお」などゲーム形式も取入れた。人権セルフチェックの職員間の保育姿勢の確認の項目として「したことがある」「したことがない」に加え、「見たことがある」の欄も作り自分以外の他者の視点も設け、より深い振返りを行った。職員同士の声掛けや協力体制の必要性も確認できたので、今後の人権擁護の取組みの整理につなげていき、実践に活かす。

4　子どもの健康支援

1）子ども一人一人の健康の保持及び増進に取組む。

①　子どもの成長を把握する「身体測定」「各健診」を定期的に実施し、その結果は、速やかに保護者と共有し、子どもの健康管理に努めた。

②　緊急事態発生時対応訓練を、日ごろから、子どもの育ちに関する情報を把握し、それらをもとに発症が考えられる様々な症状“SIDS”や“アナフィラキシーショック”の対応、“大けが”“窒息”発生対応訓練を計画的に実施し、不測の事態に備えるようにした。繰返し行うことで全員が具体的な行動を体験でき学びにつながった。継続していく。

③　保健・衛生に関する研修の徹底

日々の子どもの姿を把握し、子どもの体調の異変に気付き急変時に適切な対応ができるように「嘔吐処理研修」など緊急時を想定した訓練を実施した。

【緊急事態発生時対応訓練】

実施日	訓練種類	実施内容
令和７年４月 25 日	SIDS 発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
５月 29 日	SIDS 対応訓練クラス懇談会で共有	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
６月 28 日	窒息発生対応訓練	応急手当、心肺蘇生、消防連絡訓練
７月 24 日	てんかん発生対応訓練	応急手当、消防連絡訓練
８月 29 日	けいれん発生対応訓練	応急手当、消防連絡訓練
９月 12 日	大けが発生対応訓練	心肺蘇生、消防連絡訓練
10 月 23 日	ｱﾅﾌｨﾗｷｼｰ発生対応訓練	応急手当、心肺蘇生、消防連絡訓練
11 月 6 日	SIDS 対応訓練	応急手当、AED、消防連絡訓練
12 月 22 日	SIDS 対応訓練	応急手当、AED、消防連絡訓練
令和８年１月 21 日	大けが発生対応訓練	応急手当、消防連絡訓練
２月 20 日	痙攣対応訓練	応急手当、消防連絡訓練
３月 23 日	SIDS 発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練

2）感染症対策

子ども健康状態の把握と様々な感染症発生防止対策として日々の施設内の消毒作業を徹底した。

3）感染症発症時の対応

感染症発症時の対応については、法人の“新型コロナウイルス対応指針”“感染症対策マニュアル”対応及び国・尼崎市の指導に従い行った。感染症が発生した際は、感染症に応じた消毒方法で感染拡大防止に努めた。保護者にも掲示で周知しを行い、体調不良が見られた際は早めの受診を助言した。

4）園全体で取組む「健康管理体制」の強化

感染症はじめ園児に関する疾病・怪我について正しい知識の理解及び対応ができるようにスタッフ会議内で看護員中心に職員全員で学びの場をもつことで知識の習得につなげた。今後も継続し園全体で健康管理の対応力を上げる。

5　防災対策を強化し子どもの命を守る

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「保育所保育指針」に基づき、安全で安心できる保育環境の整備に取組んだ。特に、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不測の事態に備えた必要な対策とその訓練を行い、全ての職員がそのねらいや内容を理解する学びの時間を設けた。

1）防災対策

防災訓練で毎月の消火・避難訓練は災害別に実施し、想定できる各種災害の対応訓練を実施した。地震の最終避難場所の名和小学校、火災の最終避難場所の尼崎さくら保育園まで避難する訓練を経路の確認しながら行った。また、保護者参加の訓練、特に防災に関する話し合いは年２回のクラス懇談会で取上げ、保護者とともに子どもの安全確保の体制を確保する体制を整えた。

2）施設内外の安全管理対策の強化

毎月「安全点検」を実施し、施設や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意した。施設や備品の不具合の対応は、不備が生じたら速やかに本部に連絡し、専門業者に相談し対応した。しかし、ヒヤリ・ハットの件数が少ないことなど危機管理意識については十分でなく、今後も些細な変化や危険度を察知できる力をつけていく必要がある。

【消火・避難訓練】

令和７年 ４月 24 日	集　合	平日午前（園児 36 名、職員 16 名） 「非常ベルの音を知り保育士の指示に従う」ことを伝えた。
５月 22 日	火災（消火・通報）	平日午前（園児 38 名、職員 20 名） 民家より出火、階段を使用し、玄関外に避難した。
６月 26 日	火災（消火・通報）	平日午前（園児 39 名、職員 20 名） 厨房より出火、避難滑り台を使用し園庭西側に避難した。
７月 ９日	不審者対応（園内）	玄関が閉まっていたので園庭に侵入（園児 36 名、職員 23 名） 園庭に侵入した不審者が避難滑り台より上ってきたので、入り口／窓から遠い位置に避難した。

24 日	火災（消火・通報）	平日午前（園児 42 名、職員 20 名） 民家より出火、階段を使用し、玄関外に避難した。
8 月 21 日	火災（消火・通報）	平日午前（園児 45 名、職員 18 名） 民家より出火、階段を使用し、玄関外に避難した。
29 日	火災（消火・通報） 台風・水害	平日午前（園児 40 名、職員 18 名） 民家より出火、階段を使用し、玄関外に避難した。
9 月 30 日	火災（消火・通報） 消防署との合同訓練	平日午前（園児 47 名、職員 20 名） 調理室より出火、避難滑り台を使用、園庭に避難した。 水消火器を使用。（尼崎北消防署消防士 3 名の指導）
10 月 23 日	延長保育時 火災（消火・通報	夕方延長保育時間帯　園児 4 名、職 3 名） 民家より出火、園庭から外に避難した
11 月 1 日	少人数訓練 火災（消火・通報）	土曜日午前（園児 8 名、職員 6 名） 民家より出火、階段を使用し、玄関外に避難した。
11 月 21 日	火災（消火・通報）	平日午前（園児 42 名、職員 21 名） 民家より出火、階段を使用し、玄関外に避難した。
12 月 23 日	火災（消火・通報）	平日午前（園児 47 名、職員 20 名） 民家より出火、階段を使用し、玄関外に避難した。
令和８年 1 月 22 日	地震・火災 （名和小学校）	平日午前（園児 40 名、職員 19 名） ３階コンセントから出火、階段を使用し、名和小学校に避難した。
22 日	火災（消火・通報）	平日午前（園児 40 名、職員 19 名） 3 階のコンセントより出火、階段を使用、名和小学校に避難した。
2 月 26 日	火災（消火・通報）	平日午前（園児 49 名、職員 20 名） 調理室より出火、避難滑り台を使用、園庭に避難した。
3 月 13 日	火災（消火・通報）	平日午前（園児 49 名、職員 20 名） 調理室より出火、避難滑り台を使用、園庭に避難した。
26 日	不審者対応	園外で遭遇（園児 49 名、職員 23 名） 公園で不審者に遭遇し、園に応援依頼を入れ警察に連絡し他職員が迎えに行った。

6 「ネウボラ・セリジェ」の活動の地域への展開

子育て支援事業は青空保育やベビーマッサージ、本年度は土曜日の離乳食講習会（5 月と 9 月の 2 回）・わらべうた遊び・ペインティング遊びを開催することで、参加者が増え好評だった。次年度もさらに積極的に子育て支援委員会が中心となり、楽しめる保育体験遊び（絵の具、制作、運動）などを計画し、地域の子育て支援活動に尽力する。また、地域の子育て世代の「かかりつけ相談機関」としての役割を担えるように、保育園各専門職と共に取組み発育健康相談や食事相談などを行う。

7 安定した保育園運営の確立

本年度は安定した保育園運営の目標稼働率達成が夏になった。理由は、早期の 0 歳児の入園希望は少なく 1 歳誕生日前後の入園を希望するためである。今後も待機児童減少等さまざまな要因で運営が厳しくなることは予想されるため、乳児保育園のよいところを具体的にアナウンスしたりネウボラ活動など地域から参加できる活動を提示していく。一時預かり、保育体験等の参加から入園につながるように地域のニーズも踏まえた取組みを考え園の存在をアピールする。

地域に奉仕する活動として、年 2 回のクリーン作戦に参加するとともに、散歩時には公園清掃も行った。次年度も引続き地域の奉仕活動に取組む。

8　職員が活躍する職場づくり

1）法人基本理念の周知・徹底

昨年度同様毎月のスタッフ会議の中で、基本理念に沿った各クラスの年齢に応じた関わりや取組みが出来ているかをエピソード研修で検証し、専門職としての意識を高めた。

2）職員のやりがいが育つ職場環境作りに努める

職員が仕事を通して成長できる職場となるように、幹部会議など部別の会議に参加する事で職員同士が切磋琢磨し学ぶ意欲を高めたり、委員会に参加することで保育園の運営に携わっている意識を持ち、自分の役割を認識するように関わった。次年度もそれぞれのキャリアに応じた保育力の獲得に取組み、意欲が継続できる職場環境を整える。

3）保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

施設内研修のテーマ「五感を通して季節を感じ、個々の感性を豊かにする」では、五感を刺激する遊びを考え、話合いを重ねて実践した結果、遊びの幅が広がり、園外に出た時などに子ども自身から「気持ちいいね」や「さむいね」など五感を表す言葉が出てきた。その言葉が五感に繋がっていると職員も意識して気づくことができた。次年度も更に五感について考え、五感についての遊びだけではなく環境面も考える事で子どもも職員も成長できる保育に取組む。

法人合同研修の「教育保育要領・保育所保育指針を学ぶ」（関西学院短期大学／立花准教授）では、自分たちが日々取組んでいる保育を保育指針に照らし合わせて考え、実践・検証を積み重ねる中で子どもの成長を感じることができ、職員のやりがいと喜びにつながった。子どもを知ること、寄添うことの大切さを学んだ。次年度も引続き子ども一人一人との関わりを大切にしながら、保育所保育指針や法人基本理念を元に子どもに寄添った保育を心がけ、実践・検証を重ね、更なる職員の保育力の向上を目指す。

【階層別研修】スーパーバイザー：関西学院短期大学／立花准教授

回数	日時	参加対象者
第 1 回	令和 7 年　7 月 1 日	法人基本理念、保育所保育指針に基づいた職員指導を学ぶ
第 2 回	9 月 11 日	法人基本理念、保育所保育指針に基づいた職員指導を学ぶ
第 3 回	12 月 20 日	検証会議（研究発表）

4）園内委員会

委員会の目的を理解して、積極的に取組む姿が見られた。次年度も各委員会と保育現場の共同の取組みをさらに進める。

5）人事考課制度の効果的運用

法人指導の下、各考課者は担当考課者の進捗を見守りながら面接等を丁寧に行い、自己の業務についての分析、目的意識の明確化を図り成長に導くことに努めた。考課者は、キャリアパス及び職員一人一人の資質を捉えた職員育成を行った。結果自己の課題と向き合うことができ、それぞれに成長がみられた。次年度も一人一人の職員が自身の成長を確認できる取組みを継続する。

令和７年度　事業報告書

<table>
<tr><td colspan="6">幼保連携型認定こども園　石屋川くるみ保育園【定員：７９名（１号　９名、２・３号　７０名)】</td></tr>
<tr><td rowspan="8">稼働状況</td><td colspan="3"></td><td>目標</td><td>実績</td><td>差異</td></tr>
<tr><td rowspan="6">入所</td><td rowspan="2">１号</td><td>稼働率</td><td>３３.３３％</td><td>８８.８９％</td><td>５５.５６％</td></tr>
<tr><td>人　数</td><td>3.００名</td><td>8.００名</td><td>5.００名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2・3 号</td><td>稼働率</td><td>１１４.２９％</td><td>１０６.４３％</td><td>－７.８４％</td></tr>
<tr><td>人　数</td><td>８０.００名</td><td>７４.５０名</td><td>－５.５０名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">合算</td><td>稼働率</td><td>１０５.０８％</td><td>１０４.４３％</td><td>－０.６３％</td></tr>
<tr><td>人　数</td><td>８３.００名</td><td>８２.５０名</td><td>－０.５０名</td></tr>
<tr><td colspan="3">延長保育利用者数</td><td>―</td><td>2,９８８名</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">一時保育利用者数</td><td>５００名</td><td>３３５名</td><td>－１６５名</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="5">①　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
②　子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実
③　教育・保育現場における人権擁護の取組み
④　子どもの健康支援
⑤　防災対策の取組み
⑥　「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする
⑦　安定した幼保連携型認定こども園運営の確立
⑧　職員が活躍する職場づくり</td></tr>
<tr><td>総　　括</td><td colspan="5">本年度の事業運営状況は、1 号定員 9 名、年間稼働率 88.89%で予算目標稼働率 33.33%に対して 55.56%の増、2 号・3 号定員 70 名、年間稼働率 106.43%で予算目標稼働率 114.28%に対して 7.84%の減、合算定員 79 名、年間稼働率 104.43%で予算目標稼働率 105.06%に対して、0.63%の減であり、予算達成できなかった。
一時預かり保育事業は、年間目標 500 名に対し、年間利用者数 335 名で 165 名の減であり、達成できなかったが、昨年度の一時預かり保育年間利用者数 175 名の倍増となった。延長保育事業は年間 2,988 名（月平均 249.0 名）であった。
① 教育・保育現場における人権擁護の取組み
法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁合同検討会」にアップデートし、園内での取組みの検証及び 6 園各園でおきる人権に関する事案について共に考える機会を年 2 回設けた。職員が他園で発生した事案や、具体的な取組みを知ることで視野が広がり、自園の取組みが一人よがりなものではなく、真に子どもの人権擁護に繋がる活動であるかを客観的に考える機会となり、自園での話し合いがより積極的に展開されるように変化した。また、自園の取組みを他園に伝え助言を受けたことで、職員が自園の人権擁護の取組みに主体的に向き合うようになった。
“Let’s　人権擁護”を園内の合言葉とし「人権を守ることは身近な課題だ」と捉えながら園内の不適切保育の防止に取組んだ。昨年度に引続き、保護者と園が一体となって子どもの人権を守れるよう、園の取組みをドキュメントシートにまとめて年 3 回掲示をおこなった。本年度は“子どもの人権擁護”に重点を置いて取組んだが、次年度は大人も子どもも心地よく安心して過ごせる環境の充実に向け、園全体の人権擁護の取組みを継続する。
②「ネウボラ・セリジェ」活動を地域の子育て支援活動の核とする
子育て支援委員会が中心となって保育園の HP や園外掲示板、園だよりなど様々なツールを通して、ベビーマッサージ・身体測定・子育て相談を地域子育て家庭に周知した結果、「ネウボラ・セリジェ」への参加数の維持に繋がり、また継続して活動に参加されたご家庭からは入園や一時預かりへと繋がった。
昨年度に引き続き、地域の子育てサークルへの出張保育に加え、新たな取組みとして、灘区社会福祉協議会からの依頼による「出前おやこ館」に毎月 1 回職員を派遣し出張保育に取組んだ。社会福祉協議会との関係性の構築によって地域の子育てニーズの把握がしやすくなるという利点があった。会場が私立親和女子高校の子育て支援ルームで、高校生が家庭科の授業の一環として「出前おやこ館」に参加しており、高校生への保育園の役割周知や保育職の魅力を伝える機会となった。
各出張先で「ネウボラ・セリジェ」の案内をすることで、ベビーマッサージや園庭開放への参加に繋がったため、地域に必要とされる子育て支援の拠点として、更なる発展を目指す。</td></tr>
</table>

令和 7 年度

事業報告書

幼保連携型認定こども園　**石屋川くるみ保育園**

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実
③ 教育・保育現場における人権擁護の取組み
④ 子どもの健康支援
⑤ 防災対策の取組み
⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする
⑦ 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立
⑧ 職員が活躍する職場づくり

本年度は、当法人基本理念に基づき、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として、以下の事業及び保育園 6 園の共通の課題に取組む計画を立てスタートした。

本年度の事業運営状況は、1 号定員 9 名、年間稼働率 88.89%で予算目標稼働率 33.30%に対して 55.59%の増、2 号・3 号定員 70 名、年間稼働率 106.43%で予算目標稼働率 114.29%に対して 7.84%の減、合算定員 79 名、年間稼働率 104.43%で予算目標稼働率 105.06%に対して、0.63%の減であり、予算達成できなかった。

一時預かり保育事業は、年間目標 500 名に対し、年間利用者数 335 名で 165 名の減であり、達成できなかったが、昨年度の一時預かり保育年間利用者数 175 名の倍増となった。延長保育事業は年間 2,988 名（月平均 249.0 名）であった。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は「地域貢献の積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す」の 3 つの重点項目への取組みとして、地域子育て支援活動“ネウボラ・セリジェ”のさらなる充実として、ベビーマッサージや離乳食講習会、園庭開放、保育体験などへの参加者を安定的確保した。新たな取組みとして灘区社会福祉協議会主催の“出前おやこ館”や“地域子育てサークル”への出張保育を通して、園の子育て支援活動をアピールすることができ、園見学やベビーマッサージ、離乳食講習会への参加に繋げることができた。次年度も“出前おやこ館”“子育てサークル”から出張保育の依頼があるため、引続き当園の子育て支援の取組みを積極的に推進する。

2　子どもの最善の利益に繋がる“教育・保育のトライアングル”の充実

本年度も、乳幼児期の教育・保育を通して「子ども・保護者・職員の 3 者（＝トライアングル）」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと保育園で充実した毎日を送れるよう、支援を行った。

昨年度までは運動会を塚町広場で開催していたが、御影小学校の体育館での開催へと変更した。天候に左右されず、観覧スペースを十分に取ることができ、子ども達が生き生きと活動する姿を披露できたことが保護者の安心につながった。クラスごとに開催した親子体験活動では、「普段、子ども達が園で楽しんでいること」を親子で経験することで、家庭での子どもと保護者の“遊び”に繋げることができた。

保護者懇談会は、保育者が教育・保育について伝えるだけの場にならないよう、保護者同士が子育ての楽しさや悩みを共有する機会とした。

子どもの育ちを保護者と共有し、共に喜び合える経験を通して職員の“教育・保育に携わる喜び”へと繋げ、教育保育のさらなる充実を目指す。

3　教育・保育現場における人権擁護の取組み

法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育園部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、園内での取組みの検証及び 6 園各園でおきる人権に関する事案について共に考える機会を年 2 回設けた。職員が他園で発生した事案や、具体的な取組みを知ることで視野が広がり、自園の取組みが一人よがりなものではなく、真に子どもの人権擁護に繋がる活動であるかを客観的に考える機会となり、自園での話合いがより積極的に展開されるように変化した。また、自園の取組みを他園に伝え助言を受けたことで、職員が自園の人権擁護の取組みに主体的に向合うようになった。

“Let’s　人権擁護”を園内の合言葉とし「人権を守ることは身近な課題だ」と捉えながら園内の不適切保育の防止に取組んだ。昨年度に引続き、保護者と園が一体となって子どもの人権を守れるよう、園の取組みをドキュメントシートにまとめて年 3 回掲示をおこなった。本年度は“子どもの人権擁護”に重点を置いて取組んだが、次年度は大人も子どもも心地よく安心して過ごせる環境の充実に向け、園全体の人権擁護の取組みを継続する。

4　子どもの健康支援

1）子ども一人一人の健康の保持及び増進に取組む。

子どもの成長・健康状態を把握するため「身体測定」「各健診」を定期的に実施した。健診等の結果は速やかに保護者と共有し、家庭と共に子どもの健康管理に努めた。緊急事態発生時対応訓練は「SIDS」「アナフィラキシーショック」「大怪我」「窒息」を想定して毎月実施し、特に心肺蘇生や窒息解除などの基本的な手技の獲得に向けた実技訓練を丁寧に行った。

本年度は看護員が配置され、主任看護員の指導のもと保育園保健業務を学び、また看護会議を通して他施設の看護員と連携し、子どもの健康支援の充実に取組んだ。

【緊急事態発生対応訓練】

実施日	訓練種類	実施内容
令和 7 年 4 月 12 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
5 月 26 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
8 月 15 日	アナフィラキシー発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
8 月 27 日	けいれん発作対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
9 月 11 日	てんかん発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
9 月 24 日	大けが対応訓練	応急手当、消防連絡訓練
10 月 20 日	窒息対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
11 月 2 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
12 月 24 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
令和 8 年 1 月 24 日	窒息対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
2 月 26 日	アナフィラキシー対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
3 月 5 日	大けが対応訓練	応急手当、消防連絡訓練

2）感染症対策

本年度もクラス間の玩具の共有を最小限にするとともに、感染症が発生しているクラスと他クラスの接触を控えるための教育保育環境の整備を行った。また継続的な取組みとして、「けんこう保育」の中で子どもに手洗いの正しい方法や耳・鼻・喉の話を伝え、子どもの感染症予防への意識を高めることに努めた。感染症発生時は速やかに保育者間で情報共有すること、保護者へは感染症掲示板等を活用して速やかな情報提供を行った。

しかしながら 11 月 6 日から 11 月 26 日にかけ、インフルエンザ A 型の感染者が子ども 44 名、職員 6 名の計 50 名となる事案が発生した。感染拡大の背景には園外保育のバス移動時に発熱した児が、後にインフルエンザ A 型と診断され、結果的に同一バスで過ごした子どもや職員が次々と発症した。幼児クラスのみでの集団感染だったため、生活空間を工夫することで乳児クラスへの感染拡大を防ぐことができ、また一時預かり事業への影響も見られなかった。この反省を活かし、次年度もマニュアルに基づいた対策を徹底し、様々な感染症のクラスター発生を予防する。

3）感染症発生時の対応

法人の感染症マニュアルに基づいた対応及び、国・神戸市の指導のもと対応を行った。感染症発生時の保護者への周知方法として、園内の感染症掲示板への記載やよい子ネットでの配信等、緊急度に応じた方法を選択した。毎月の感染症発生状況の集計や感染拡大予防の取組みなどは園だよりにて保護者に報告した。インフルエンザ A 型流行時の保健所への報告は即日行い、保健師による電話による指導を受けた。今後も感染症流行を防ぐための行政との協力体制の強化を継続する。

5　防災対策の取組み

1）防災対策

毎月の消火・避難訓練は災害別に実施し、想定できる各種災害の対応訓練を実施した。東灘消防署との合同消火・避難訓練では 1～5 歳児全員が消防車に触れたり乗ったりする機会を持ち、消防隊による「いのちを守るためのお話」を真剣に聞く姿が見られた。次年度も様々な想定のもと、毎月訓練を行うとともに、消防署や地域資源を活用することで、子どもたちがより身近に「防災・減災」の必要性を感じ、命を守る行動をとることができるよう訓練に取組む。

また、BCP を理解するための勉強会をスタッフ会議内で実施し、BCP に基づいた訓練にも全職員で取組んだ。これらの取組みを掲示物にまとめて保護者にも共有し、保護者とともに子どもの安全確保の体制の強化を実践した。

【消火・避難訓練】

実施日	訓練種類	実施内容
令和 7 年 4 月 21 日	火災 消火・避難訓練	平日午前（園児 78 名、職員 21 名） 放送に従い玄関ホールまで集合訓練を実施。
5 月 23 日	火災 消火・避難訓練 （171 訓練）	平日午前（園児 77 名、職員 19 名） 放送に従い子どもの安全を確保して園庭に避難した。 保護者と共に災害伝言ダイヤルの使用訓練を行った。
6 月 23 日	火災 （浜田公園へ避難）	平日午前（園児 77 名、職員 19 名） 放送に従い玄関ホールまで避難し、その後東明公園へ避難。 幼児クラスは浜田公園に避難した。
7 月 22 日 ～26 日	火災・不審者対応訓練 消火・避難訓練	平日午前（園児 75 名、職員 20 名） 園内に侵入しようと試みる不審者あり。クラスごとに窓から離れた安全な場所へ避難。 職員はさすまた使用の訓練を実施した。
9 月 1 日	台風・水害 BCP シミュレーション訓練 火災	平日午前（園児 75 名、職員 21 名） 大雨で石屋川の氾濫を想定。2 階保育室への垂直避難を実施し、避難先で 1 時間過ごしたあと非常食を食べた。
9 月 29 日	火災　消火・避難 （避難滑り台を使った避難）	平日午前（幼児のみ 43 人、職員 7 人） 放送に従い子どもの安全を確保し、避難用滑り台を使って園庭に避難した。

11 月 8 日	火災　消火・避難 （少人数）	土曜日午前（園児 20 名、職員 8 名） 放送に従い玄関ホールまで避難する。
12 月 12 日	火災　消火・避難 （東灘消防署合同避難訓練）	平日午前（園児 71 名、職員 22 名） 放送に従い全クラス玄関まで避難。「いのちを守るためのおはなし」を消防隊から聞く。 玄関ホールで水消火器を使った消火訓練、その後消防車への乗車体験。
令和 8 年 1 月 16 日	地震　消火・避難 （引き渡し訓練）	平日午前（園児 80 名、職員 19 名） 地震発生、東明公園に避難。お迎え時間に合わせ、保護者へ引き渡しを行った。
1 月 27 日	地震　津波・消火避難 （地域連携）	平日午前（園児 80 名、職員 19 名） 放送に従い全クラス玄関⇒東明公園に避難。その後マルヤナギの 4 階に避難した。
2 月 7 日	火災　消火・避難 （少人数）	土曜日午前（園児 22 名、職員 6 名） 放送に従い玄関ホールまで避難する。
3 月 13 日	不審者対応・消火 （園外で遭遇）	平日午前（園児 15 名、職員 3 名） 園外（塚町広場）で不審者に遭遇。園に連絡し応援を要請した。

2）施設内外の安全管理対策の強化

毎月、計画に基づき「安全点検」を実施した。施設や備品・遊具・玩具等、教育・保育環境の安全性の確認を行い、施設や備品の不具合や老朽化などによる故障や破損には速やかに対応することで不慮の事故防止に取組んだ。

3）ヒヤリ・ハットが出しやすい職場の雰囲気作りに取組み、環境研究委員会が中心となって、毎月検証を行った。

職員の安全管理に対する意識を高めることで重大事故の発生防止に努めた。

6　「ネウボラ・セリジェ」活動を地域の子育て支援活動の核とする

1）幼保連携型認定こども園運営力を活かした子育て支援活動の推進

子育て支援委員会が中心となって保育園の HP や園外掲示板、園だよりなど様々なツールを通して、ベビーマッサージ・身体測定・子育て相談を地域子育て家庭に周知した結果、「ネウボラ・セリジェ」への参加数の維持に繋がり、また継続して活動に参加されたご家庭からは入園や一時保育へと繋がった。

2）「子どもを地域で育てる」活動の推進

昨年度に引続き、地域の子育てサークルへの出張保育に加え、新たな取組みとして、灘区社会福祉協議会からの 依頼による「出前おやこ館」に毎月 1 回職員を派遣し出張保育に取組んだ。社会福祉協議会との関係性の構築によって地域の子育てニーズの把握がしやすくなるという利点があった。また、会場が私立親和女子高校の子育て支援ルームで高校生が家庭科の授業の一環として「出前おやこ館」に参加しており、高校生への保育園の役割周知や保育職の魅力を伝える機会となった。

各出張先で「ネウボラ・セリジェ」の案内をすることで、ベビーマッサージや園庭開放への参加に繋がったため、地域に必要とされる子育て支援の拠点として、更なる発展を目指す。

7　安定した幼保連携型認定こども園運営の確立

本年度は 4 月時点で 84 名の定員 120%でスタートできたが、途中転居により在園児数が減少した。保育室の面積基準の関係上、補充可能なクラスが限られており、入園希望があっても受入れることができず、目標達成に至らなかった。一時保育のニーズは 0 歳児・1 歳児を中心に安定しており、目標の 500 名には満たなかったが 300 名を超える利用があった。一時保育の安定した需要があるため、1 号認定の確保も視野に入れ、受入れを強化する。

次年度も、地域に必要とされる施設であり続ける為、行政や子育てサークル・社会福祉協議会などの社会資源との連携や近隣施設との関係を深める。次年度も引き続き教育・保育の活動の場として使用している近隣公園の清掃活動に取組む。

8　職員が活躍する職場づくり

1）法人基本理念の周知・徹底

毎月のスタッフ会議で日々の教育・保育場面を振り返りながら基本理念と整合性が保たれた保育が実践できているかを振り返り、専門職としてのより良い教育・保育の実践への意識付けへと繋げた。

2）職員が活躍を実感できる職場づくりに努める

委員会活動への参加や研修への参加・職員同士の学びの共有などを通して、園運営に主体的に関わっている意識を持てるよう職員育成を行った。また、各会議ではグループワークなどを取入れ、職員それぞれが意見を交わせる雰囲気づくりに取組んだ。幹部職員は職員との対話時間を確保するよう努めた。

新人育成において、年度途中でチューターが変更になるというイレギュラーが発生したが、新人職員とチューター職員、幹部職員が連携を密にすることで、職員が安心して職務を全うできるよう園全体で職員育成に取組んだ。

次年度もキャリアアップ研修をはじめ、キャリアに沿った様々な研修や会議に参加し、一人ひとりが学ぶ機会・成長を実感できる機会が持てるよう職場環境を整える。引続き職員間の対話の機会を大切にし、それぞれが主体的に園運営に関わることで職員のモチベーション向上に繋げる。

3）幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく職員の資質向上の推進

昨年度に引続き、子どもがより主体的に遊び込める環境作りとして園庭改造をはじめとした環境整備に取組んだ。「五感を通した様々な経験ができる教育・保育」をテーマに、子どもが土、草花、木、様々な生き物と安全にふれあえる環境を構成し、また、発達に応じた季節感のある感触遊びを展開した。子どもが自らの意思で遊びを展開し、遊びこむ姿を大切にした計画・実践・振り返りを、年間を通して行った。

法人合同研修として「法人基本理念と繋がる教育・保育実践とその指導」について引続き 1 年間指導を受ける予定であったが、職員体制が整わず、初回のみの参加となり発表までまとめ上げることができなかった。しかし、各園の取組みの発表を聞き、スタッフ会議で共有したことで、次年度に向けて職員の意欲を高めることに繋がったため、学びを今後の実践研究へと生かしていく。

【階層別研修　法人基本理念と繋がる教育・保育実践とその指導】　スーパーバイザー：聖和短期大学／立花先生

回数	日時	参加対象者
第 1 回	令和 7 年 7 月 1・2 日	萩原副主任・清水保育教諭・山口保育教諭
第 2 回	9 月 11・18 日	不参加
第 3 回	12 月 20 日	研究発表　プレゼン大会：園長・萩原副主任・山口保育教諭

4）園内委員会

各委員会が「保育園運営において必要不可欠な存在である」という意識のもと会議を開催し、教育・保育の質の向上を目指した。また保育園職員委員会が中心となりながら毎月のスタッフ会議で子どもの人権擁護に関する学びの機会・意見を交わす機会を設けた。保育園職員だけにとどまらず、子どもの人権擁護への意識や園の取組みを保護者と共有することで、園内外に関わらず子どもの人権が守られる環境作りを実践した。今年度は自園の取組みを 6 園で共有し、それぞれの取組みをさらに深めることに繋げた。次年度は、大人の人権擁護にも視野を広げ、園に関わる全ての人が心地よく過ごせる環境作りに取組む。

5）人事考課制度の推進

目標設定から対話の時間を大切にし、職員一人ひとりがキャリアパスに基づいた目標を主体的に設定し目標達成に向けて努力する姿を肯定的に捉えながら育成面談を行った。職員それぞれの資質を捉え、職員の努力を肯定することで職員との信頼関係を築き、必要な指導をより効果的に伝えることで目標達成をサポートした。人事考課制度の推進にあたり、職員の役割を明確化にするため 6 園で内容の整理を行ったものを、次年度から活用する。

令和７年度　事業報告書

幼保連携型認定こども園　神戸さくら保育園【定員：７９名（１号　９名、２・３号　７０名)】

				目標	実績	差異
稼働状況	入所	１号	稼働率	３３.３３％	５５.５６％	２２.２３％
			人　数	３.００名	５.００名	２.００名
		２・３号	稼働率	１１４.２９％	１１２.７４％	－１.５５％
			人　数	８０.００名	７８.９２名	－１.０８名
		合算	稼働率	１０５.０６％	１０６.２２％	１.１６％
			人　数	８３.００名	８３.９２名	０.９２名
	延長保育利用者数			―	１,３４５名	－
	一時保育利用者数			５００名	１２２名	－３７８名

重点項目

①　第５期経営５か年計画（２年目）の推進
②　子どもの最善の利益につながる“教育・保育のトライアングル”の充実
③　教育・保育現場における人権擁護の取組み
④　子どもの健康支援
⑤　防災対策の取組み
⑥　「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする
⑦　安定した幼保連携型認定こども園運営の確立
⑧　「こども誰でも通園制度」の推進

総　括

事業運営状況は、1 号定員 9 名、年間稼働率 55.56％で予算目標稼働率 33.33％に対して 22.23％の増、2 号・3 号定員 70 名、年間稼働率 112.74％で予算目標稼働率 114.29％に対して 1.55％の減、合算定員 79 名、年間稼働率 106.22％で予算目標稼働率 105.06％に対して、1.16％の増であり、予算達成できた。

一時預かり保育事業は、年間目標 500 名に対し、年間利用者数 122 名で 378 名の減であり、達成できなかった。また、延長保育事業は年間 1,481 名（月平均 123.42 名）で近年、利用率が減少している。

昨年度のモデル事業であった「こども誰でも通園制度」は、本年度から「乳幼児等通園制度支援事業」で本格始動した。利用状況は、0 歳児の利用が多く、子育てニーズの課題が在化した。

①　法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取組みの検証及び 6 園各園でおきる人権に関する事案について考えていく場を年３回設けた。いくつかのエピソードから子どもの人権を守る大切さと難しさを学んだことで、自園で起きた事案を園全体で考える仕組みができた。職員間で話合いをすることで課題・解決策を導くことができ、その後の教育・保育の連携体制ができ不適切な関わりを防ぐことができた。引続き、意見を出合える関係性を維持し、日々の活動の中での人権を意識する。

②　本年度は、園内で行う“ネウボラ活動“は、年間計画を園だより及びホームページに掲載し多数の参加者を確保した。また、地域の子育てサークル参加に加え、灘区社会福祉協議会の実施する「出前おやこ館」に石屋川くるみ保育園と協力して参加した。職員が子育て支援の助言者として出向き、乳幼児の遊びの提供や保護者支援を、公益的事業として実施した。

また、神戸市立の中学校で開催される中学生対象の「救急救命講習会」に児童部門の看護主任が参加した。本年度は 6 校に参加した。次年度も積極的に地域の公益的な福祉活動に積極的に参加する。

③　本年度はモデル事業から「子ども子育て支援法」において「乳幼児等通園制度支援事業」としての位置づけとして実施した。利用状況は圧倒的に０歳児の利用ニーズが高くすべてに対応することはできなかった。１歳児・２歳児の利用ニーズが低いとこいう課題も顕著となった。

令和 8 年度以降は「乳幼児等のための支援給付」として全国で実施される「給付制度」となり、0 歳児の一時預かりにつながる延長預かりや面談加算等の新たな仕組みができる。実践による確実な収益と地域への宣伝効果を得られるように積極的に取組む。

令和 7 年度

事業報告書

幼保連携型認定こども園　**神戸さくら保育園**

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 子どもの最善の利益につながる“教育・保育のトライアングル”の充実
③ 教育・保育現場における人権擁護の取組み
④ 子どもの健康支援
⑤ 防災対策の取組み
⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする
⑦ 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立
⑧ 「こども誰でも通園制度」の推進
⑨ 職員が活躍する職場づくり

本年度は、当法人基本理念に基づき第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として、以下の事業及び保育園 6 園共通の課題に取組む計画を立てスタートした。

事業運営状況は、1 号定員 9 名、年間稼働率 55.56%で予算目標稼働率 33.33%に対して 22.23%の増、2 号・3 号定員 70 名、年間稼働率 112.74%で予算目標稼働率 114.29%に対して 1.55%の減、合算定員 79 名、年間稼働率 106.22%で予算目標稼働率 105.06%に対して、1.16%の増であり、予算達成できた。

一時預かり保育事業は、年間目標 500 名に対し、年間利用者数 122 名で 378 名の減であり、達成できなかった。また、延長保育事業は年間 1,481 名（月平均 123.42 名）で近年、利用率が減少している。

昨年度のモデル事業であった「こども誰でも通園制度」は、本年度から「乳幼児等通園制度支援事業」で本格始動した。利用状況は、0 歳児の利用が多く、子育てニーズの課題が顕在化した。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、神戸市においては、「こども誰でも通園制度」のモデル事業開始など“子育て施策”により一層重点を置く方針が出されていることから、「地域貢献の積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す」の 3 つの重点項目が十分に実施できるように、従来の取組みを見直し事業を推進した。

2　子どもの最善の利益につながる“教育・保育のトライアングル”の充実

本年度も、乳幼児期の教育・保育を通して子どもの人権を大切にし、子ども一人一人の育ち及び個性を尊重し育てた。特に、子どもが主体的に参加できる活動を子どもとともに考えて行い、保育者もともに楽しみ、園内外での活動に子どもの五感に働きかける関わりを増やした。1 月には園舎西側に園庭が完成し、子どもたちの心身が伸びやかに育つ活動の場が確保された。

保護者支援においては、子どもの養育が困難な家庭が増えたため、クラスだけでなく園全体で親子の様子を見守った。これまでの保護者懇談会をグループワーク形式に変えたことで保護者同士の関係ができ、子どもの最善に利益を保障する教育・保育を保護者とともに行う重要性の理解につながり、保護者の保育園への安心と信頼を得ることができた。

また、職員が子どもの成長を正確にとらえた教育・保育を計画→実践→検証を積み重ね、職員自身が充実感を得て「教育・保育に携わる喜び」を感じるよう職員間の連携を心掛けた。

3　教育・保育現場における人権擁護の取組み

法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育部門人権擁護合同検討会」にアップデートし、これまでの取組みの検証及び 6 園各園でおきる人権に関する事案について考えていく場を年 3 回設けた。いくつかのエピソードから子どもの人権を守る大切さと難しさを学んだことで、自園で起きた事案を園全体で考える仕組みができた。職員間で話合いをすることで課題・解決策を導くことができ、その後の教育・保育の連携体制ができ不適切な関わりを防ぐことができた。引続き、意見を出合える関係性を維持し、日々の活動の中での人権を意識する。

4　子どもの健康支援

子ども一人一人の健康の保持及び増進に取組んだ。近年増えている“窒息”の防止と発生時の対応訓練を強化した。感染症対策および感染症発生時の対応は、生活環境の衛生管理の徹底と感染症に対する知識とその対応について定期的に学ぶ機会を設けたことで重大な感染拡大はなかった。

【緊急事態発生対応訓練】

実施日	訓練種類	実施内容
令和7年　4月　5日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
5月 16 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
6月　5日	アナフィラキシー発生対応訓練、エピペン講習	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
7月　3日	てんかん発作対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
8月　6日	窒息発生時対応訓練、けいれん発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
9月 16 日	大けが対応訓練	応急手当、消防連絡訓練
10 月 29 日	アナフィラキシー発生対応訓練、エピペン講習	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
11 月　7日	SIDS・窒息対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
12 月　3日	SIDS 対応訓練、知識習得確認	応急手当、消防連絡訓練
令和8年　1月 15 日	大けが対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
2月 12 日	けいれん発作対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
3月 17 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練

5　防災対策の取組み

毎月の消火・避難訓練は災害別に実施し、想定できる各種災害の対応訓練を実施した。また、保護者参加の訓練を計画実施した。防災に関する話合いは年 2 回のクラス懇談会で取上げ、2 月にはマラソン大会と引き渡し訓練を同時開催することで多数の保護者の参加を得て実施した。

また、BCP（業務継続計画）に基づいた訓練及び BCP（業務継続計画）を全職員で理解する勉強会を定期的に行い、緊急事態宣言発令時に活用できるようにした。内容の見直しも正確な情報の下、迅速に行った。

毎月の消火・避難訓練は災害別に実施し、想定できる各種災害の対応訓練を実施した。特に“訓練したつもり”とならないように、実施計画作成に時間を取り、確実に訓練に取組む態勢を整えた。

安全な教育・保育環境の整備を環境研究委員会が中心となり進めた。誤飲窒息事故の原因となる玩具のサイズについては全職員で意識し、安全な玩具を子どもたちに用意した。事故発生時は、原因の解明と再発防止策を導き全体共有した。

【消火・避難訓練】

実施日	訓練種類	実施内容
令和7年 5月2日	火災　（集合訓練） 消火・避難訓練	平日午前（園児名、職員名） 放送に従い、0~1 歳児は保育室内で集合した。2~5 歳児は玄関ホールへ集合。
6月2日	火災 消火・避難訓練	平日午前（園児名、職員名） 放送に従い、0~1 歳児は玄関ホール、2~5 歳児は避難用滑り台で 1 階駐車場まで避難した。
6月 24 日	水害 消火・避難訓練	平日午前（園児名、職員名） 地震による液状化現象対策で浸水を想定、乳児は保育室からの脱出練習、幼児クラスは 3 階ランチルームに避難した。
7月 25 日	不審者対応 消火・避難訓練	平日午前（園児名、職員名） 放送に従い、各クラスで身を守る行動をとる。
8月 22 日	台風・水害 消火・避難訓練	平日午前（園児名、職員名） 地震発生後、津波警報が発令の為全園児 3 階へ垂直避難。その後備蓄も移動させた。
9月 30 日	地震・津波警報 （BCP に基づく訓練）	平日午前（園児名、職員名） 地震発生後、津波警報が発令の為全園児 2 階へ垂直避難。その場で 30 分待機訓練。
10 月 24 日 26 日	火災　消火・避難 （朝・夕の少人数）	10/24 は延長時（園児名、職員名）10/26 は土曜日（園児名、職員名） 放送に従い子どもの安全を確保し、玄関ホールに避難した。
11 月 29 日	火災 消火・避難訓練	平日午前（園児名、職員名） 調乳室より出火。2 階クラスは避難滑り台を使用して駐車場まで避難した。
12 月 24 日	近隣火災 （二次避難訓練）	12/12 は 0,1 歳児（園児名、職員名）12/18 は 2～5 歳児（園児名、職員名） 0,1,2 歳児は浜田公園まで避難。3～5 歳児は大和公園まで避難した。
令和8年 1月 21 日	地震 （非常食体験）	平日午前（園児名、職員名） 放送に従い身を守るポーズの訓練をした。その後は阪神淡路大震災の話と、非常食を実際に教育・保育者が調理し、非常食を作り食べる経験をした。
2月 25,27 日	近隣火災・消火 引渡し訓練	2/25 は 0,1,2 歳児（園児名、職員名）2//27 は 3~5 歳児（園児名、職員名、保護者家庭） 園外火災発生。乳児は駐車場へ避難、幼児 3 クラスは大和公園に避難した。行事（マラソン大会）と組み合わせ保護者にも参加を呼びかけ多数の参加があった。
3月 27 日	不審者対応・消火 （園外で遭遇）	平日午前（園児名、職員名） 玄関より不審者が侵入。子どもたちは保育室にて安全に待機できる訓練を実施。

6　「ネウボラ・セリジェ」活動を地域の子育て支援活動の核とする

本年度は、園内で行う“ネウボラ活動“は、年間計画を園だより及びホームページに掲載し多数の参加者を確保した。また、地域の子育てサークル参加に加え、灘区社会福祉協議会の実施する「出前おやこ館」に石屋川くるみ保育園と協力して参加した。職員が子育て支援の助言者として出向き、乳幼児の遊びの提供や保護者支援を、公益的事業として実施した。

また、神戸市立の中学校で開催される中学生対象の「救急救命講習会」に児童部門の主任看護員が参加した。本年度は 6 校に参加した。

次年度も積極的に地域の公益的な福祉活動に積極的に参加する。

7　安定した幼保連携型認定こども園運営の確立

国が目指す「こどもまんなか社会」は、幼保連携型認定こども園においては、子どもが主体となって生活できる場や遊びに夢中になれる環境づくりの構築が重要と捉え、また、それらを保護者のニーズに合わせた方法で、発信し、成長の喜びを一緒に感じられるような関係づくりの構築にも尽力し、子どもの最善の利益につなげた。

また、少子の時代の幼保連携型認定こども園の運営については、ネウボラセリジェで行う子育て支援の活動を定期開催としたり、「こども誰でも通園制度」にもモデル事業から取組むことで、地域の子育て家庭への情報発信が充実できた。今後も、日常的に地域に関わり、地域に必要とされる子育て支援だけでない社会福祉施設を目指す。

8　「こども誰でも通園制度」の推進

本年度はモデル事業から「子ども子育て支援法」において「乳幼児等通園制度支援事業」としての位置づけとして実施した。利用状況は圧倒的に0歳児の利用ニーズが高くすべてに対応することはできなかった。1歳児・2歳児の利用ニーズが低いとこいう課題も顕著となった。

令和8年度以降は「乳幼児等のための支援給付」として全国で実施される「給付制度」となり、0歳児の一時預かりにつながる延長預かりや面談加算等の新たな仕組みができる。実践による確実な収益と地域への宣伝効果を得られるように積極的に取組む。

9　職員が成長する職場づくり

本年度も、保育園職員委員会が中心となり毎月エピソード研修を行った。「基本理念の理解」、「子どもの人権擁護」については、日々の教育・保育実践の中での自身や他者の教育・保育姿勢を振り返ることを重要視した。特に職員個人のキャリアに応じた教育・保育力の養成に取組み、法人内及び外部研修に計画的に参加した。スーパーバイズ講師の指導の下、幹部職員の職員育成力の向上にも取組んだ。一人一人の職員がキャリアに応じた教育・保育力を発揮するにあたり思いのぶつかりも出たが、話合う時間を持つことでその後の連携は徐々に改善された。

園内委員会は、委員会の役割及び会議体の整理が必要となり、子どもの育ちに加え職員体制も現状に応じた内容に見直しをかけながら進めた。次年度は、新たな仕組みの委員会活動を通して子どもの育ちを支える。

人事考課制度の推進にあたり、職員の役割を明確化にするため6園で内容を整理した。次年度から活用する。

【階層別研修／中堅職員の育成・障害児巡回指導】　スーパーバイザー：関西学院短期大学／立花准教授

研修内容	日時	参加対象者
障害児保育 巡回指導第1回	令和7年6月18日	神戸さくら
階層別研修 第1回	令和7年7月1日 2日	階層別研修1−A 階層別研修1−B
階層別研修 第2回	9月11日 18日	階層別研修2−A 階層別研修2−B
障害児保育 巡回指導第2回	令和7年12月12日	神戸さくら
階層別研修 第3回	令和7年12月20日	法人保育部門園内発表会

令和７年度　事業報告書

幼保連携型認定こども園　西宮セリジェ保育園【定員：１０５名（1号　１５名、２・３号　９０名)】

				目標	実績	差異
稼働状況	入所	１号	稼働率	２０.００％	７５.００％	２５.００％
			人　数	３.００名	１１.２５名	８.２５名
		２・３号	稼働率	１１８.８９％	１１９.５４％	０.６５％
			人　数	１０７.００名	１０７.５８名	０.５８名
		合算	稼働率	１０４.２９％	１１３.１７％	８.８８％
			人　数	１１０.００名	１１８.８３名	８.８３名
	延長保育利用者数			―	１,９０３名	－
	一時保育利用者数			３００名	３８６名	８６名
	休日保育利用者数			３００名	３２６名	２６名

重点項目

①　第５期経営５か年計画（2年目）の推進
②　子どもの最善の利益につながる“教育・保育のトライアングル”の充実
③　教育・保育現場における人権擁護の取組み
④　子どもの健康を支援
⑤　防災対策の取組み
⑥　「ネウボラ・セリジェ」の活動を、地域の子育て支援活動の核とする
⑦　安定した幼保連携型認定こども園運営の確立
⑧　職員が活躍する職場づくり
⑨　福祉サービス第三者評価の受審

総　括

事業運営状況は、1号定員15名、年間稼働率75.00％で予算目標稼働率20.00％に対して55.00％の増、2号・3号定員90名、年間稼働率119.54％で予算目標稼働率118.89％に対して0.65％の増、合算定員105名、年間稼働率113.17％で予算目標稼働率104.29％に対して、8.88％の増であり、予算達成した。

一時預かり保育事業は、年間目標300名に対し、年間利用者数386名で86名の増であり、目標は達成した。休日保育事業は年間目標300名に対し、年間利用者数326名で26名の増であり、目標は達成した。また、延長保育事業は年間1,903名（月平均158.5名）の利用があった。

①　幼保連携型認定こども園における人権擁護の取組み

法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考えるpart7」を「保育部門人権擁護合同検討会」とし、これまでの取組みの検証及び6園各園でおきる人権に関する事案について考えた。報告し合うことで、他園の取組みを知り、自園に活かすことができた。“人権すごろく”は、職員の思いを伝合ういい機会となった。次年度は人権擁護委員会が中心となり、人権について学ぶ機会をつくる。

②　職員が活躍する職場づくり

日々の子どもの様子、教育・保育実践の感想や気づきを話合い、“対話の時間”を持つことで、振返りから子どもたちの育ちに繋がる活動を考えることに繋げた。短い時間でも子どもの様子や教育・保育のことを伝合う、職員が互いの思いを知り信頼関係を深めたことで、日々の教育・保育実践に安心とゆとりをもって取組むことができた。

本年度は、施設内研修のテーマ「生きる力を育む教育・保育」とし、「生きる力」の基礎として意欲や人と関わる力などが身につけられる活動を各クラスで考え、教育・保育を行ったが、検証ができておらず、子どもたちの成長にどのように繋がったかという結果をまとめることができなかった。次年度は教育・保育実践の振返りを行うことで「生きる力を育む教育・保育」の進捗状況を確認しながら検証する。

③　福祉サービス第三者評価の受審

本年度は、令和7年10月29日、11月11日に第三者評価機関の（株）H.Rコーポレーションによる福祉サービス第三者評価を受審し、令和8年3月31日付で受診結果をWAMNETで公表した。受審する際に、幹部だけで対応するのではなく、担任や委員長等、それぞれの役割を説明することで、各職員が自分の役割を再認識するとともに、自園に必要な取組みについて再認識する機会となった。

令和 7 年度

事業報告書

幼保連携型認定こども園　**西宮セリジェ保育園**

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪教育・保育理念≫

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な教育・保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

≪教育・保育目標≫

① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
② かんがえる子ども（創造性を育てる）
③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

≪基本方針≫

① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する
④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 子どもの最善の利益につながる“教育・保育のトライアングル”の充実
③ 幼保連携型認定こども園における人権擁護の取組み
④ 子どもの健康を支援
⑤ 防災対策の取組み
⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を、地域の子育て支援活動の核とする
⑦ 安定した幼保連携型認定こども園運営の確立
⑧ 職員が活躍する職場づくり
⑨ 福祉サービス第三者評価の受審

事業運営状況は、1 号定員 15 名、年間稼働率 75.00％で予算目標稼働率 20.00％に対して 55.00％の増、2 号・3 号定員 90 名、年間稼働率 119.54％で予算目標稼働率 118.89％に対して 0.65％の増、合算定員 105 名、年間稼働率 113.17％で予算目標稼働率 104.29％に対して、8.88％の増であり、予算達成した。

一時預かり保育事業は、年間目標 300 名に対し、年間利用者数 386 名で 86 名の増であり、目標は達成した。休日保育事業は年間目標 300 名に対し、年間利用者数 326 名で 26 名の増であり、目標は達成した。また、延長保育事業は年間 1,903 名（月平均 158.5 名）の利用があった。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

「地域貢献の積極的展開」「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」「経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す」という 3 つの柱に取組む中で、「周辺の保育園や小学校との交流を増やし、地域との関わりを広げる」を目標とした。鳴尾北保育所や小松小学校と定期的に交流する事ができた。次年度は、少子の時代における保育園運営を念頭に置き、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」ことを目標に、ネウボラ・セリジェ活動の見直しを行い、発信力を強化し、事業を推進する。

2　子どもの最善の利益につながる“教育・保育のトライアングル”の充実

1）子どもの人権を擁護し、子どもの笑顔があふれる教育・保育をおこなう

子どもの成長や月齢に合った教育・保育の計画を立て、各クラスで子どもが主体となる教育・保育を実施した。子どもの姿を見て、必要な活動を取入れることで、興味を持ち、楽しく取組む姿に繋がった。

2）保護者とともに子どもを育てる楽しさを感じる教育・保育を行う

各クラスからのよい子ネット送信を週 2～3 回と決めることで、クラスに偏りがなくよい子ネットでクラスの活動を伝えることができた。絵本研究委員会が中心となり、HP に行事の記事を更新した。引続き計画的に発信し、教育・保育の内容や子どもの成長について興味を持ってもらうようにする。

3）職員が“教育・保育に携わる喜びを感じる”教育・保育を日々の活動の中で実践し、検証することから教育・保育の質の向上を目指す。

定期的に保育内容検討委員会を開催し、日々の保育や行事の見直しを行うことで、子どもに必要な活動を開催時期等考慮した実践、行事の課題や反省を次年度に繋げることができた。

3　幼保連携型認定こども園における人権擁護の取組み

法人保育園合同の取組みとして「子どもの人権擁護を考える part7」を「保育部門人権擁護合同検討会」とし、これまでの取組みの検証及び 6 園各園でおきる人権に関する事案について考えた。報告し合うことで、他園の取組みを知り、自園に活かすことができた。“人権すごろく”は、職員の思いを伝合ういい機会となった。次年度は人権擁護委員会が中心となり、人権について学ぶ機会を設ける。

4　子どもの健康支援

1）子ども一人一人の健康の保持及び増進に取組む

子どもの成長を把握する「身体測定」「各健診」を定期的に実施した。結果は、速やかに保護者と共有し、子どもの健康管理に努めた。また、季節性感染症が時季外れに発症したため、年間を通して感染症対策が必要であった。その都度、子どもの健康面の確認と必要な対策を考えた。緊急事態発生時対応訓練は、“窒息対応”を追加し、訓練と研修を行い予防に取組んだ。

2）感染症対策

換気や掃除を徹底し、衛生管理をしっかりと実施したことで、感染症が拡大することはなかった。施設内（教材・玩具類及び備品含む）の消毒作業は、感染症の種類に沿った消毒対応をこれからも継続する。また、“けんこう活動”で手洗いやうがいの仕方を丁寧に伝えることで、子どもたちが感染症予防に関心を持って手洗いやうがいをする姿に繋がった。

3）感染症発生時の対応

今年度、新型コロナウイルスの感染者はでなかったが、秋と冬にインフルエンザが発症した。その日に掲示板で周知し、新規感染者が 10 名を超えた時点で保健所へ報告した。次年度は感染が拡大しないように、日々の教育・保育の見直しや消毒を徹底する。

実施日	訓練種類	実施内容
令和 7 年　4 月 28 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡
5 月 29 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡
6 月 26 日	アナフィラキシー発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡
7 月 22 日	てんかん発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡、知識習得確認①
8 月 25 日	けいれん発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡、知識習得確認②
9 月 30 日	大けが発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡
10 月 20 日	アナフィラキシー発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡、知識習得確認③
11 月 28 日	窒息発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡
12 月 24 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡
令和 8 年　1 月 19 日	大けが発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡
2 月 18 日	けいれん発生対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡、知識習得確認④
3 月 27 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡

5　防災対策の取組み

安全点検後、対策など、環境整備に力を入れた。BCP（業務継続計画）に基づいた訓練として、保護者参加型の訓練をよい子ネット送信だけではなく、災害を想定し、“引渡しカード”を使用した訓練を行った。また、4・5 歳児は 3 階会議室で備蓄食の昼食を食べる訓練も行った。

実施日	訓練種類	実施内容
令和 7 年 4 月 23 日	集合・消火	平日午前（園児 95 名、職員 30 名） 放送に従い、保育室内の安全な場所に集合した。
5 月 28 日	火災・消火	平日午前（園児 114 名、職員 31 名） 放送に従い園内階段で玄関ホールまで避難した。幼児は防災頭巾を着用して避難した。「おはしも」を伝えた。保護者によい子ネットで訓練を送信した。
6 月 25 日	地震・消火	平日午前（園児 104 名、職員 31 名） 放送に従い保育室内の安全な場所で身を守り、二次避難で園内階段で 2 階ホールまで避難した。
7 月 23 日	火災・消火	平日午前（園児 107 名、職員 32 名） 放送に従い、外階段を使用し園舎東側の駐車場に避難した。防災教室・通報訓練も行った。
8 月 28 日	台風水害 ・消火	平日午前中（園児 110 名、職員 18 名） 放送に従い 3 階屋上に避難した。
9 月 24 日	不審者対応 （園内）	平日午前（園児 106 名、職員 30 名） 放送に従い子どもの安全を確保し、各クラスでカーテンを閉め、出入り口にイスなどを置き侵入防止対応をした。子どもたちに「いかのおすし」を伝えた。
10 月 11.18 日	火災・消火 （少人数）	土曜日午前（11 日園児 8 名、職員 6 名）（18 日園児 14 名、職員 6 名） 少人数を想定して土曜日に訓練を行った。
11 月 26 日	火災・消火 （少人数）	平日午前（園児 94 名、職員 29 名） 放送に従い園内階段で玄関ホールまで避難した。幼児は防災頭巾を着用して避難した。保護者によい子ネットで訓練を送信した。お迎え時に引渡しカードで BCP の訓練も行った。
12 月 24 日	火災・消火	平日午前（園児 108 名、職員 28 名） 屋上から出火を想定し、外階段等の避難経路を使って 1F 駐車場へ避難した。
令和 8 年 1 月 16 日	地震・津波	平日午前（園児 112 名、職員 35 名） 地震による二次災害を想定し防災頭巾を着用して屋上に避難した。
2 月 25 日	火災・消火	平日午前（園児 106 名、職員 30 名） 屋上から出火を想定し、外階段等の避難経路を使って 1F 駐車場へ避難した。
3 月 11 日	不審者対応 （園外）	平日午前（園児 101 名、職員 31 名） 散歩に行っているクラスからの電話連絡で、保育園から保育教諭 数名は迎えに行く。また、園の方に向かっているという連絡で園内も不審者対応の体制を取り、各クラスで出入り口にイスなどを置き侵入防止対応をした。子どもたちに「いかのおすし」を伝えた。

6　「ネウボラ・セリジェ」活動を、地域の子育て支援活動の核とする

地域の子育て親子に向けて、毎月行事を実施した。ネウボラ・セリジェ活動の年間計画は、手作りの掲示板に毎月貼りだしたり HP に掲載したりして発信した。反響は大きく、掲示物を見た地域の方の参加が増えた。

7　安定した幼保連携型認定こども園運営の確立

安定した保育園運営を継続させるために、予算稼働率 120%の達成に向け、入所園児の確保の他、一時預かり・延長保育の各事業に取組んだ。休日保育の新規登録や利用が減り、年間の利用者数が減ったが目標の 300 名は達成した。引続き、休日保育・一時預かり保育のどちらも地域のニーズに合わせた受入れ体制を整え対応する。

地域の清掃活動日にも参加し、戸崎公園の清掃を自主的に行った。

8　職員が活躍する職場づくり

1）法人基本理念の周知・徹底

スタッフ会議で話合いをし、周知徹底した。特に「人権を擁護する」や「発達支援・自立支援に向けたサービスの確立」については自分たちが行っている教育・保育のどの部分が理念に繋がっているのかということを丁寧に伝えたことで、意識を統一することができた。職員一人一人が基本理念の意味を理解しながら教育・保育ができるように、次年度も話合いを実施する。

2）職員が活躍を実感できる職場づくりに努める

日々の子どもの様子、教育・保育実践の感想や気づきを話合い、“対話の時間”を持つことで、振返りから子どもたちの育ちに繋がる活動を考えることに繋げた。短い時間でも子どもの様子や教育・保育のことを伝合う、職員が互いの思いを知り信頼関係を深めたことで、日々の教育・保育実践に安心とゆとりをもって取組むことができた。

3）幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく職員の資質向上の推進

本年度は、施設内研修のテーマ「生きる力を育む教育・保育」とし、「生きる力」の基礎として意欲や人と関わる力などが身につけられる活動を各クラスで考え、教育・保育を行ったが、検証ができておらず、子どもたちの成長にどのように繋がったかという結果をまとめることができなかった。次年度は教育・保育実践の振返りを行うことで「生きる力を育む教育・保育」の進捗状況を確認しながら検証する。

【階層別研修・基本理念と保育指針を学ぶ】スーパーバイザー：関西学院短期大学／立花准教授

- 「対象者研修」（令和 8 年 7 月 1・2 日）
- 「保育部門研究発表会」（令和 8 年 12 月 20 日）

9　福祉サービス第三者評価の受審

本年度は、令和 7 年 10 月 29 日、11 月 11 日に第三者評価機関の（株）H.R コーポレーションによる福祉サービス第三者評価を受審した。受審する際に、幹部だけで対応するのではなく、担任や委員長等、それぞれの役割を説明することで、各職員が自分の役割を再認識するとともに、自園に必要な取組みについて再認識する機会となった。

1）保護者の満足度を量るためのアンケート調査の実施

教育・保育サービスに満足しているという意見が多い一方で、「欠席連絡をしていても伝わっていないことがる」「連絡ノートのアプリ化希望」「子どもの様子をもっと伝えてほしい」との意見があった。連絡ツールの見直しも進めながら、職員間でしっかりと連携を取り子どもの様子を伝え、保護者が安心できるようにする。

2）サービス自己評価の実施

環境設定、表現活動、異年齢児保育、特別カリキュラム等を通して、子どもの様々な興味関心を引出し、それに応えられる教育・保育に取組んでいることや、職員が働きやすく復職しやすい環境づくりに努めていることに評価を得た。改善点としては、マニュアルの検証・見直しの記録を残すことや HP のタイムリーな更新が望ましいとの事だった。マニュアルの検証・見直しは毎年実施しているので、わかりやすく記録し、職員に周知する。HP については、更新しているが、タイムリーの更新できるようにしっかりと担当を決める。

3）評価結果の公表

評価結果を 3 月にインターネット（WAMNET）で公表し、保護者にも周知した。また、保護者アンケートの意見への対応について、3 月の保護者説明会で伝えた。

令和７年度　事業報告書

<table>
<tr><th colspan="5">西北セリジェ保育園（定員　９０名）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">稼働状況</td><td colspan="2"></td><td>目標</td><td>実績</td><td>差異</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入所</td><td>稼働率</td><td>１１８.８９％</td><td>１１９.６３％</td><td>０.７４％</td></tr>
<tr><td>人　数</td><td>１０７.００名</td><td>１０７.６７名</td><td>０.６７名</td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育利用者数</td><td>―</td><td>2,７２０名</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時保育利用者数</td><td>３００名</td><td>２７９名</td><td>－２１名</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="5">①　第5期経営5か年計画（2年目）の推進
②　子どもの最善の利益につながる“教育・保育のトライアングル”の充実
③　子どもの人権擁護の取組み
④　子どもの健康支援
⑤　防災対策の取組み
⑥　「ネウボラ・セリジェ」の活動を、地域の子育て支援活動の核とする
⑦　安定した保育園運営の確立
⑧　職員が活躍する職場作り
⑨　福祉サービス第三者評価の受審</td></tr>
<tr><td>総　括</td><td colspan="5">事業運営状況は、園児定員は 90 名、年間稼働率 119.63％で予算目標稼働率 118.89％に対して 0.74％の増であり、達成できた。
また、一時預かり保育は、年間目標 300 名に対し、年間利用者数 279 名（月平均 23.2 名）と昨年度より 197 名増加したが、目標を下回る利用結果となった。
なお、延長保育事業は積極的に実施し、年間 2,720 名（月平均 226.6 名）と昨年度より 236 名増えた。
①　子どもの最善の利益につながる“保育園のトライアングル”の充実
保護者参加型運動会、保育参加、「どんぐりクエスト」、試食会など、子ども目線での楽しさ、嬉しさを保護者と共有する機会を持った。また、季節行事の内容や進め方を、“子どもの生活に根付いた形”に変えて進めていった。クラス毎に、生活の中で継続的に行事を味わう時間と場をつくることで、子ども達が主体的、意識的に行事に取組めるようになった。子ども同士の会話が増えたり、目的意識をもって友達と取組む姿が見られたり、年齢ごとの育ちに応じた内容を楽しむことができたので、次年度も引続き、生活の中での行事を大切にする。
②　子どもの人権擁護の取組み
毎月のスタッフ会議で人権研修を行った。子どもの人権、職員の人権、保護者の人権、をテーマにグループワークをし、職種・キャリアに拘わらず、保育者としての視点から必要な気づきを共有した。また、クラスを超えて協力しあえる職場環境を構築することで保育が安定し、子どものペースを尊重した穏やかな関りが増えた。次年度は、さらにチームワークを強化し、職員同士が保育の視点で必要なことを「発信できる、聞入れられる」関係性を確立していくことで、子どもの最善の利益を共に考え保障する。
③　福祉サービス第三者評価の受審
保育サービスに満足しているという意見が多い一方で、「行事が簡素化されたように感じる」「子どもの様子をもっと詳しく伝えてほしい」との意見があった。行事については、3月の保護者説明会でスライドを用いて1年間の保育内容を改めて説明した。行事の内容や進め方を、“子どもの生活に根付いた形”に変えて進めてきたことについて理解を得ることができ、「多様な経験をたくさんさせてもらっていることがよく分かった」等のコメントをいただいた。子どもの様子の伝え方については、送迎時の口頭の伝達が不足する時間帯があることが反省としてあがった。送迎ラッシュ時の保護者対応について配慮するとともに、引き続き写真配信、園だより、連絡ノート等で総合的に子どもの育ちを伝えていき、保護者が安心できるようにする。
また、一人一人の興味関心や欲求に応答的に関わりながら、発達をとらえた保育をしている点が評価された。食事場面のマニュアルの内容が薄いとの指摘があったので、６園の主任保育士、厨房主任・副主任で内容を整理していく予定である。</td></tr>
</table>

令和 7 年度

事業報告書

西北セリジェ保育園

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 子どもの最善の利益につながる“教育・保育のトライアングル”の充実
③ 子どもの人権擁護の取組み
④ 子どもの健康支援
⑤ 防災対策の取組み
⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を、地域の子育て支援活動の核とする
⑦ 安定した保育園運営の確立
⑧ 職員が活躍する職場作り
⑨ 福祉サービス第三者評価の受審

本年度は、当法人の基本理念に基づき第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として、以下の事業及び保育園 6 園共通の課題に取組んだ。

事業運営状況は、園児定員は 90 名、年間稼働率 119.63%で予算目標稼働率 118.89%に対して 0.74%の増であり、達成できた。

また、一時預かり保育は、年間目標 300 名に対し、年間利用者数 279 名（月平均 23.2 名）と昨年度より 197 名増加したが、目標を下回る利用結果となった。

なお、延長保育事業は積極的に実施し、年間 2,720 名（月平均 226.6 名）と昨年度より 236 名増えた。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目に取組んだ。

「地域貢献の積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す」の 3 つの重点項目が十分に実施できるように、特に、地域に向けた子育て支援活動“ネウボラ・セリジェ”の活動に力を注いだ。

2　子どもの最善の利益につながる“保育園のトライアングル”の充実

「子ども・保護者・職員の 3 者（＝トライアングル)」のそれぞれが尊重され、信頼関係のもと保育園で充実した毎日を送れる保育の実践を大切にした。3 者への対応は以下のように実践した。

1）子どもの人権を擁護し、子どもの笑顔があふれる保育を行う

毎月のスタッフ会議で人権研修を行った。子どもの人権、職員の人権、保護者の人権、をテーマにグループワークをし、職種・キャリアに拘わらず、保育者としての視点から必要な気づきを共有した。また、クラスを超えて助合える職場環境を構築することで保育が安定し、子どものペースを尊重した穏やかな関りが増えた。次年度は、さらにチームワークを強化し、職員同士が必要なことを「発信できる、聞入れられる」関係性を確立していくことで、子どもの最善の利益を共に考え保障する。

2）保護者とともに子どもを育てる楽しさを感じる保育を行う

毎日の子どもたちの園生活での様子を、送迎時や連絡ノート、またクラス懇談会や掲示物で知らせた。

本年度も、保護者参加型運動会、保育参加、「どんぐりクエスト」、試食会など、子ども目線での楽しさ、嬉しさを保護者と共有する機会を持った。また、季節行事の内容や進め方を、“子どもの生活に根付いた形”に変えて進めていった。クラス毎に、生活の中で継続的に行事を味わう時間と場をつくることで、子ども達が主体的、意識的に行事に取組めるようになった。子ども同士の会話が増えたり、目的意識をもって友達と取組む姿が見られたり、年齢ごとの育ちに応じた活動を楽しむことができたので、次年度も引続き、生活の中での行事を大切にする。

3）職員が“保育に携わる喜びを感じる”保育を実践し、検証することから保育の質の向上を目指す。

子どもの生活面の援助や環境について、保育内容検討委員会で定期的に現場検証、課題抽出、改善まで取組んだ。クラスを超えて協力しながら改善できたことで、職員は孤立を感じることなく保育を進めることができた。

3　子どもの人権擁護の取組み

毎月のスタッフ会議で人権擁護の取組みについて話合った。セルフチェックの実施と分析結果の共有を年 2 回行うことで、自園の傾向を明確にしながら取組めた。また、人手が必要な場面や、子どもの感情が高ぶっている時に、クラスを超えて職員同士が協力しあえる関係性が築けており、安心して保育をすることができた。次年度も人権セルフチ

ェックを実施し保育の姿勢を定期的に振り返り、互いを大切に思う心を養う保育をする。

4　子どもの健康支援

1）子ども一人一人の健康の保持及び増進に取組み、子どもの命を守る

本年度は、「身体測定」「各健診」を定期的に実施し、また、内科・歯科健診は年 2 回、他の健診は年 1 回行い 子どもの健康管理に努めた。

緊急事態発生時対応訓練を毎月計画的に行い、職員が共通理解のもと非常事態に適切な行動ができるように努めた。

【緊急時対応訓練】

4 月	14 日	SIDS 対応訓練
5 月	23 日	SIDS 対応訓練
6 月	23 日	けいれん発生時対応
7 月	9 日	けいれん発生時対応訓練
8 月	22 日	けいれん発生時対応→中止
9 月	2 日	窒息対応訓練
10 月	24 日	大けが対応訓練
11 月	25 日	アナフィラキシー対応訓練
12 月	20 日	SIDS 対応訓練
1 月	20 日	大怪我発生対応訓練
2 月	20 日	けいれん発生対応訓練
3 月	20 日	SIDS 対応訓練

2）感染症対策

引続き感染症予防に努めた。常に換気し、毎日使用した玩具の消毒や、子ども・職員の健康観察をこまめに行った。

3）感染症発症時の対応

感染症発症状況を保護者にこまめに知らせ、感染症の早期発見と拡大予防のご協力をお願いした。

5　防災対策の取組み

1）毎月の消火・避難訓練は災害別に計画し、想定できる各種災害の対応訓練を実施した。また、保護者参加の訓練、防災に関する話合いも計画し、保護者とともに子どもの安全確保に取組んだ。

【消火・避難訓練】

4 月	25 日	火災集合
5 月	28 日	火災（保護者参加型）よい子ネット配信
6 月	20 日	火災（高畑公園へ二次避難）
7 月	20 日	台風・水害
8 月	21 日	不審者対応（園内）
9 月	12 日	少人数
	20 日	少人数
10 月	29 日	消防署合同
12 月	7 日	火災（深津小学校）
12 月	15 日	火災（外階段、高畑公園）（引き渡し訓練、171）
1 月	15 日	不審者対応（園外）
2 月	10 日	津波（垂直避難）
3 月	20 日	火災（地域合同）

6「ネウボラ・セリジェ」の活動を、地域の子育て支援活動の核とする

引続き、地域開放型行事（お誕生日会、人形劇、コンサート）を実施したり、手作り玩具の制作キットの配布、わらべうたベビーマッサージ、セリジェカフェ、発育測定、育児相談等を実施した。リピーターの中には次年度の入園を希望する方もおり、園の取組みを評価していただいた結果となった。

7　安定した保育園運営の確立

幼児の幼稚園長期休暇中の利用や乳児のリフレッシュ利用のニーズが多かった。乳児の一時預かりを受入れられる職員体制が整ったため、地域の一時保育のニーズに応えることができた。次年度も、地域の方が安心して利用できる施設としての役割を果たす。

8　職員が活躍する職場づくり

1）法人基本理念の周知・徹底

スタッフ会議で毎月人権研修を行い、項目別に確認することで子どもの気持ちに寄添った保育を行った。

2）職員が活躍を実感できる職場づくりに努める

職員の思いに寄り添い、対話・連携を大切にしながら一人一人が主体的に保育ができるようにした。新任職員研修の「チューター制」はチューターと新任職員の信頼関係を築き、職員育成に繋がった。新人研修の進捗状況は新人、チューター、管理職で定期的に面談をして共有した。周りの職員の協力も得て、次年度に安心してチューターを任せられるレベルまで育成できた。

3）保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

法人合同研修の「階層別研修・基本理念と保育指針を学ぶ」(関西学院短期大学／立花先生)」を開催した。

園長としては、保育園運営が厳しくなっていく状況を正確に把握し、自律した運営ができるように、特に職員育成、園の広報方活動に力を入れ責務を果たす。

【階層別研修・基本理念と保育指針を学ぶ】スーパーバイザー：関西学院短期大学／立花准教授

・　「対象者研修」（令和 7 年 7 月 1・2 日）
・　「研究発表会」（令和 8 年 12 月 20 日）

4）園内委員会

本年度は、委員会活動に主体的に取組む姿が見られた。「保育園職員委員会」が中心となり人権研修を毎月行い、人権について改めて意識して取組む機会を作った。

5）人事考課制度の効果的運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の業務についての分析・目的意識の明確化を図り向上心を培う一助であることを理解し、考課者は信頼関係の構築からから始め、キャリアパス及び職員一人一人の資質を捉えた職員育成を行った。また、期毎の面接の他に、必要に応じて面接を行い、職員がやりがいを感じられる環境作りに努めた。

9　福祉サービス第三者評価の受審

保育サービスの質の公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。

1）保護者の満足度を量るためのアンケート調査の実施

保育サービスに満足しているという意見が多い一方で、「行事が簡素化されたように感じる」「子どもの様子をもっと詳しく伝えてほしい」との意見があった。まず、行事の目的や実施方法について十分に意図を伝えきれていなかった点を反省し、3 月の保護者説明会ではスライドを用いて 1 年間の保育内容を改めて説明した。行事の内容や進め方を、“子どもの生活に根付いた形”に変えて進めてきたことについて理解を得ることができ、「多様な経験をたくさんさせてもらっていることがよく分かった」等のコメントがあった。また、子どもの様子の伝え方については、送迎時の口頭の伝達が不足する時間帯があることが反省として挙がった。送迎ラッシュ時の保護者対応について配慮するとともに、引続き写真配信、園だより、連絡ノート等で総合的に子どもの育ちを伝えていき、保護者が安心できるようにする。また、保護者アンケートの意見への対応について、3 月の保護者説明会で伝えた。

2）サービス自己評価の実施

一人一人の興味関心や欲求に応答的に関わりながら、発達をとらえた保育をしている点が評価された。食事場面のマニュアルの内容が薄いとの指摘があったので、6 園の主任保育士、厨房主任・副主任で内容を整理する予定である。

3）評価結果の公表

評価結果を 2 月にインターネット（WAMNET）で公表し、保護者にも周知した。

令和７年度　事業報告書

<table>
<tr><th colspan="5">尼崎さくら保育園（定員　７０名）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">稼働状況</td><td colspan="2"></td><td>目標</td><td>実績</td><td>差異</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入所</td><td>稼働率</td><td>１１８.５７％</td><td>１２０.００％</td><td>1.４３％</td></tr>
<tr><td>人　数</td><td>８３.００名</td><td>８４.0名</td><td>1.００名</td></tr>
<tr><td colspan="2">延長保育利用者数</td><td>―</td><td>2,５９８名</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時保育利用者数</td><td>３００名</td><td>３７２名</td><td>７２名</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="5">①　第５期経営５か年計画（2 年目）の推進
②　子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実
③　保育園における人権擁護の取組み
④　子どもの健康支援
⑤　防災対策の取組み
⑥　「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする
⑦　安定した保育園運営の確立
⑧　職員が活躍する職場づくり</td></tr>
<tr><td>総　　括</td><td colspan="5">事業運営状況は、定員 70 名、年間稼働率 120.00%で予算目標稼働率 118.57%に対して 1.43%の増であり、達成できた。
一時預かり保育は年間目標 300 名に対し、本年度は年間利用者数 372 名（月平均 31 名）で目標を上回る利用結果となった。
また、延長保育事業も積極的に実施し、年間利用者数総計 2,598 名（月平均 216.5 名）うち一時間利用者 309 名（月平均 25.8 名）の利用があった。引続き、保護者のニーズに対応し、子どもの福祉についても今後考える。
①　保育園における人権擁護の取組み
「子どもの人権擁護を考える part7」に取組んだ。「人権勉強会」を園内で「保育園職員委員会」が主となり毎月開催し、本年度は「“見えないありがとう”に気づいていこう」をテーマに掲げた。結果、感謝の気持ちの言葉が増え、また相手を思いやる気持ちが持てるようになり、職員同士認め合う気持ちが深まった。職員の心の変化は、園内で不適切な関りが発生することがないように自己の対応を振り返られるようになった。さらに話し合う場を設けたことで、職員間の連携や支え合いが深まり、子どもの特性に応じた対応が安心してできるようになった。引続き、声を掛け合える職場環境づくりに努める。
②　「ネウボラ・セリジェ」活動を地域の子育て支援活動の核とする
子育て支援事業の取組みは、ホームページを通し、“おはなし会”や“お父さんとあそぼう会”等の取組みが浸透してきている。“お父さんとあそぼう会”では、「父親同士の交流が　深まって良かった」との声が聞けた。また、地域に向けた “ネウボラ♡セリジェ”は育休中の参加者が多かった。母親同士の交流や助言を得られることでゆっくり子育てができるようになり、入所に向けて不安が軽減されているという声が聞かれた。
次年度も、“ネウボラ♡セリジェ”や“おはなし会”“お父さんとあそぼう会”等の取組みを継続する。
③　安定した保育園運営の確立
すべての子どもが健やかに成長できるように、地域の関係機関との連携を行いながら、子どもが守られる環境を作るよう努めた。子どもの成長に応じた対応に対して「安心できます」と保護者の安心感も得たので、引続き、関係機関や保護者との連携を行い、子どもが健やかに育つ環境づくりに努める。
④　職員が活躍する職場づくり
本年度の施設内研修のテーマは「体幹を鍛える遊びを学び、心身ともにたくましい子どもを育てる part3」とし、運動遊びの計画を行い、見通しを持った保育に取組む中、子どもが楽しいと感じる保育・子どもが“やってみたい”“挑戦してみよう”と思える保育に繋がり、子ども達もできることが増えたことにより達成感を感じられ、また職員のやりがいにも繋がる保育となった。また、昨年度のバージョンアップの学びとして「法人基本理念とつながる保育実践とその指導」についてスーパーバイザーの指導を受けた。取組みから 6 園での実践発表会において、職員の保育の振返りができ、次の意欲につながった。職員のさらなる成長に向け学びを継続する。</td></tr>
</table>

令和 7 年度

事業報告書

尼崎さくら保育園

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実
③ 保育園における人権擁護の取組み
④ 子どもの健康支援
⑤ 防災対策の取組み
⑥ 「ネウボラ・セリジェ」の活動を地域の子育て支援活動の核とする
⑦ 安定した保育園運営の確立
⑧ 職員が活躍する職場づくり

本年度は、当法人の基本理念に基づき第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として、以下の事業及び保育園 6 園共通の課題に取組んだ。様々な感染症の発生も見られたが、適正な対応のもと、感染拡大に繋がらないように、子どもの健康管理を最優先し保護者とも連携をとりながら子どもたちの成長を支える“遊びと生活”を確保していった。

事業運営状況は、定員 70 名、年間稼働率 120.00%で予算目標稼働率 118.57%に対して 1.43%の増であり、達成できた。

一時預かり保育は年間目標 300 名に対し、本年度は年間利用者数 372 名（月平均 31 名）で目標を上回る利用結果となった。

また、延長保育事業も積極的に実施し、年間利用者数総計 2,598 名（月平均 216.5 名）うち一時間利用者 309 名（月平均 25.8 名）の利用があった。引続き、保護者のニーズに対応し、子どもの福祉についても今後考える。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として今までの取組みに加え、より地域の方に知っていただくためにネウボラ・セリジェの年間計画を立てて、掲示板に掲示し、保護者にも案内した。

特に、地域に向けた子育て支援活動“ネウボラ♡セリジェ”は育休中の参加が多かった。母親同士の交流や助言を得られることからゆっくり子育てができるようになり、入所に向けて不安が軽減されているという声が聞かされた。

本年度も “お父さんとあそぼう会”等を開催し、さらに「父親同士の交流が深まって良かった」との声が聞けた。

次年度も地域に向けた子育て支援活動“ネウボラ♡セリジェ”の活動に力を注ぎ、「地域貢献の積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す」の 3 つの重点項目が十分に実施できるように、計画的に事業を推進する。

2　子どもの最善の利益に繋がる“保育園のトライアングル”の充実

1）子どもの人権を擁護し、子どもの笑顔があふれる保育をおこなう

昨年度に引続き、本年度も一人一人の子どもの思いに寄添い、その育ち・生活リズム等を尊重し安心して過ごせる関わりを心がけた。保育園生活では、体力づくりができるように毎日、体操やリレー等に取組んだ。友達と遊びを考え様々なルールを学び活動に意欲的に取組み、体と心の成長が見られた。

2）保護者とともに子どもを育てる楽しさを感じる保育を行う

保護者が、子どもの成長に伴う不安を感じたときは、個々の状況に応じて悩みや思いに共感し、アドバイスを繰返し行うことで、保護者の養育力の向上につなげた。保護者同士で支えあう姿も増え、保育園運営に際しても協力的であった。

本年度も、保育参観の際に試食会を行った。実際に子ども達の日常の姿を見ることで保育の楽しさや友達との関り、食事の雰囲気や食べている味や量等が分かり安心したとの意見があったので、次年度も継続する。

職員間で、子どもへの関わりに苦戦したとき、どうしたらいい環境になるかを日々、職員と共に考え、実践していくことを繰返す中で、保育の質の向上へつながり、結果、安心して預けられる園となった。

3）職員が“保育に携わる喜びを感じる”保育を日々の活動の中で実践し、検証することから保育の質の向上を目指す

『心』にも大きく影響を与える自然体験を取入れ、子どもたちが「やれる・やれない」等を頭で考える前に「感性で動く」気持ちを育てた。実践に向けて“遊びのレパートリー”を増やし、“保育の内容の目的”を確認しながら、毎日の保育に取組み、子どもの育ちを丁寧に見守ってきた。また、季節に応じた行事の由来を子どもたちと職員がともに学ぶなど互いの理解を確かめ合うことは、職員の達成感につながった。引続き、保育の目的を確認し合い、職員間で協力し、よりよい保育に取組む。

3　保育園における人権擁護の取組み

「子どもの人権擁護を考える part7」に取組んだ。「人権勉強会」を園内で「保育園職員委員会」が主となり毎月開催し、本年度は特に、「“見えないありがとう”に気づいていこう」をテーマに掲げた。結果、感謝の気持ちの言葉が増え、また相手を思いやる気持ちが持てるようになり、職員同士認め合う気持ちが深まった。職員の心の変化は、園内で不適切な関りが発生することがないように自己の対応を振り返られるようになった。さらに話し合う場を設けたことで、職員間の連携や支え合いが深まり、子どもの特性に応じた対応が安心してできるようになった。引続き、声を掛け合える職場環境づくりに努める。

4　子どもの健康支援

1）子ども一人一人の健康の保持及び増進に取組み、子どもの命を守る。

①　子どもの成長を把握する「身体測定」、「各健診」を定期的に実施し、その結果を速やかに保護者と共有し、子どもの健康管理をした。本年度も手洗い・うがい、室内の換気を周知し、感染予防に努めた。

②　緊急事態発生時対応訓練を計画的に実施した。日々、子どもの育ちに関する情報を把握し、それらをもとに発症が考えられる様々な症状“SIDS”や“アナフィラキシーショック”の対応、“大けが”発生対応訓練を計画的に実施し、不測の事態に備えた。

③　保健・衛生に関する研修の徹底

子どもの体調の異変に気づき、急変時に適切な対応をできるよう、保育園で過ごす子どもの姿を日々、観察した。

また、「けんこう保育」を計画的に行い、けんこうな体を作るためにどうしたらいいのかを子どもたちと学ぶ時間を持つことで、子どもの意識を深めることができた。また、本年度は“いのちのたいせつさ”についても学んだ。引続き、「自分も他者も大切」に思える包括的性教育への学びや小児保健の知識を習得し、職員全員が知識を深められるように取組む。

【緊急事態発生時対応訓練】

実施日	訓練種類	実施内容
令和 7 年 4 月 24 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
5 月　9 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
6 月 23 日	アナフィラキシー対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
7 月 22 日	けいれん対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
8 月　7 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
9 月 19 日	大けが対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
10 月 15 日	アナフィラキシー対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
11 月 28 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
12 月 12 日	SIDS 対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
令和 8 年　1 月 24 日	大けが対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練
3 月　2 日	けいれん対応訓練	心肺蘇生、AED、消防連絡訓練

2）感染症対策

様々な感染症予防対策として、子どもの過ごす生活環境を衛生管理の徹底を中心に整えた。また、施設内（教材・玩具類及び備品含む）の消毒作業や室内の換気に努めた。

3）感染症発症時の対応

感染症発生時の対応については、法人の“感染症ガイドライン”に基づいた対応および、国・尼崎市の指導のもと対応した。

4）園全体で取組む「健康管理体制」の強化

職員間で、感染症に応じた消毒作業を行う等の共通認識のもと実践したことで様々な感染拡大を防ぐことが出来た。また、疾病や怪我の対応について、その都度、適切な対応ができるように看護師や嘱託医と連携を図った。次年度も引続き、正しい知識と理解のもと対応ができる体制を整える。

5　防災対策の取組み

1）防災対策

防災訓練では、子ども達にも避難の大切さと注意を伝えた。職員も臨機応変な連携できるように引続き、防災対策の知識の習得と様々な状況を想定した訓練を計画的に実施していく。

2）施設内外の安全管理対策の強化

施設内外の設備や用具の安全管理を徹底し、毎月「安全点検」を行い、安全管理に努めた。しかし、ヒヤリハットへの意識が浅いことが課題と捉え、次年度はヒヤリハットへの意識を深め事故防止に努める。

なお、毎月の消火・避難訓練・危機管理発生対応訓練は計画通り実施した。また、本年度は、法人保育園で緊急時対応訓練として「アナフィラキシー発生時対応訓練」「けいれん発生時対応訓練」「大けが発生時対応訓練」に加え「窒息対応訓練」を行い、保健面の対応について徹底することができた。

【消火・避難訓練】

実施日	訓練種類	実施内容
令和 7 年 4 月 18 日	集　合	平日午前（園児 72 名、職員 18 名） 非常ベルの音を知り、保育士の言葉がけで保育士のもとに集まる。
5 月 27 日	火災 （消火・通報）	平日午前（園児 79 名、職員 18 名） 階段を使用し、園庭西側に避難した。よいこネットで保護者に配信訓練をした。
6 月 26 日	火災 （消火）	平日午前（園児 76 名、職員 18 名） １階調乳室より出火、職員１名消火訓練した。
7 月 2 日	火災（防火教室） （消火・通報）	平日午前（園児 74 名、職員 19 名） 1 階調理室より出火、階段・避難滑り台を使用、園庭に避難した。園庭にて、消火訓練の様子を見学した。

8 月 22 日	風水害	平日午前（園児 75 名、職員 16 名） 風水害により庄下側の氾濫を想定し、2 階に避難した。
8 月 27 日	火災 （消火・通報）	平日午前（園児 73 名、職員 18 名） 調理室より出火、非常階段・滑り台を使用、園庭に避難した。
9 月 25 日	火災 （消火・通報）	平日午前（園児 75 名、職員 18 名） 調理室より出火、非常階段を使用、乳児はテラスより避難した。
9 月 29 日	不審者 （通報）	平日午前（園児 73 名、職員 17 名） 保育士の指示に従い集合する。おはなしシアターで不審者の対応を学んだ。
10 月 18 日	少人数訓練 火災（消火・通報）	土曜日午前（園児 12 名、職員 6 名） 階段を使用し、玄関外に避難した。
11 月 21 日	地　震	平日午前（園児 70 名、職員 21 名） 地震後の避難方法を知る。「おはしも」の確認をした。 お迎え時、引き渡しカードを使用した訓練をした。
12 月 26 日	火災 （消火・通報）	平日夕方（延長時間）（園児 5 名、職員 3 名） 調理室より出火、非常階段を使用、乳児はテラスより避難した。
令和 8 年 1 月 16 日	地震・津波	平日午前（園児 71 名、職員 18 名） 地震後の避難方法を知る。「おはしも」の確認をし、名和小学校まで避難した。
1 月 27 日	火災 （消火・通報）	平日午後（園児 77 名、職員 18 名） 調理室より出火、非常階段を使用、乳児はテラスより避難した。
2 月 25 日	火災 （消火・通報）	平日午前（園児 70 名、職員 20 名） 調理室より出火、非常階段を使用、乳児はテラスより避難した。
3 月 26 日	火災 （消火・通報）	平日午前（園児 73 名、職員 18 名） 調理室より出火、非常階段・滑り台を使用、園庭に避難した。

6　「ネウボラ・セリジェ」活動を地域の子育て支援活動の核とする

1）保育園運営力を活かした子育て支援活動の推進

子育て支援事業の取組みは、ホームページを通し、“おはなし会”や“お父さんとあそぼう会”等の取組みが浸透してきている。“お父さんとあそぼう会”では、「父親同士の交流が深まって良かった」との声が聞けた。

また、地域に向けた “ネウボラ♡セリジェ”は育休中の参加者が多かった。母親同士の交流や助言を得られることでゆっくり子育てができるようになり、入所に向けて不安が軽減されているという声が聞けた。

次年度も、“ネウボラ♡セリジェ”や“おはなし会”“お父さんとあそぼう会”等の取組みを継続する。

2）「子どもを地域で育てる」活動の推進

当園が持つ専門性を発揮し、保護者や地域の方のニーズに応える活動を計画した。地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図り、子育ての悩みを抱えた家庭や保護者の疾病により子育てに負担を抱えている家庭に一時預かり保育の提供や相談対応を受けた。

また、恒例の尾浜町商店街の祭りに出店したり、近隣の高齢者施設を子どもたちと訪問し、ともに楽しい時間を過ごすことができた。

次年度も地域に根付いた様々な交流を、子どもたちが地域の一員として育つことも目的として継続する。

7　安定した保育園運営の確立

1）国が目指す「こどもまんなか社会」の施策に対応できる保育力を身につける

すべての子どもが健やかに成長できるように、地域の関係機関との連携を行いながら、子どもが守られる環境を作るよう努めた。子どもの成長に応じた対応に対して「安心できます」と保護者の安心感も得たので、引続き、関係機関や保護者との連携を行い、子どもが健やかに育つ環境づくりに努める。

2）少子の時代の保育園の運営課題に取組む

本年度も、安定した保育園運営の目標稼働率、一時預かり事業の目標を達成した。引続き、利用者の確保につなげる。

3）地域に必要とされる社会福祉施設になる

地域に必要とされる社会福祉施設になるために、地域の公園の清掃活動を幼児組の子どもと一緒に行った。

8　職員が活躍する職場づくり

1）法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、基本理念の大切さを再度伝え、特に“人権を擁護する”に特化したが、日々の業務が理念に沿って進められているか、基本理念に沿って保育を進められているかの確認や大切さを学ぶ機会が少なかったので、次年度は深められるように努める。

2）職員が活躍を実感できる職場づくりに努める

保育園職員委員会を中心に、職員が働きやすい環境を作るためにテーマを掲げたことで、職員間の協力体制や声を掛合う関わりが増え、働きやすさを職員が感じていた。引続き、テーマを掲げ、働きやすい環境づくりに努める。

3）保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

本年度の施設内研修のテーマは「体幹を鍛える遊びを学び、心身ともにたくましい子どもを育てる part3」とし、運動遊びの計画を行い、見通しを持った保育に取組む中、子どもが楽しいと感じる保育・子どもが“やってみたい”“挑戦してみよう”と思える保育につながり、子ども達もできることが増えたことにより達成感を感じられ、また、職員のやりがいにも繋がる保育となった。

昨年度のバージョンアップの学びとして「法人基本理念とつながる保育実践とその指導」についてスーパーバイザーの指導を受けた。取組みから 6 園での実践発表会において、職員の保育の振返りができ、次の意欲につながった。

職員のさらなる成長に向け学びを継続する。

【階層別研修／中堅職員の育成・障害児巡回指導】　スーパーバイザー：聖和短期大学／立花先生

研修内容	日時	参加対象者
階層別研修 第１回	令和７年７月 １日 ７月 ２日	階層別研修１－A 階層別研修１－B
階層別研修 第２回	８月 21 日 ９月 11 日	階層別研修２－A 階層別研修２－B
階層別研修 第３回	令和７年 12 月 20 日	階層別研修　法人保育園内発表会
障害児保育 巡回指導第１回	令和７年 06 月 10 日	障害児保育巡回指導１―A
障害児保育 巡回指導第２回	10 月 20 日	障害児保育巡回指導 2―A

4）園内委員会

従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が委員会活動を行ったが、委員会開催が課題であった。委員会の意義・目的を職員全員で話合い、理解を深める取組みが必要である。

本年度も「保育園職員委員会」で“働きやすい環境を作る”をテーマに掲げ、職員間で支えあい、声を掛合う関係ができ、各委員会においても改善の意見が交わしやすくなった。次年度もテーマを持ち、取組む。

5）人事考課制度の推進

被考課者は自己評価及び考課者との面談で自己の業務を目標に沿った進捗を確認しながら振り返った。考課者はOJT での指導で、キャリアパス及び職員一人一人の資質を捉えた職員育成に積極的に取組んだ。また、保育部門としてキャリアパスの見直しを行い、階層別に成長目標設定が明確になったので、引続き職員一人一人が自己の成長を感じながら日々業務に取組むよう育成する。

令和７年度　事業報告書

<table>
<tr><th colspan="6">一時預かり事業　さくらルーム</th></tr>
<tr><td rowspan="4">稼働状況</td><td></td><td></td><td>令和７年度</td><td>令和６年度</td><td>前年度対比</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一時</td><td>実績人数</td><td>１,１３４名</td><td>１,０６９名</td><td>６５名</td></tr>
<tr><td>目標人数</td><td>２,４００名</td><td>２,４００名</td><td>―</td></tr>
<tr><td>差　　異</td><td>－１,２６６名</td><td>－１,３３１名</td><td>―</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="5">①　第５期経営５か年計画（２年目）の推進
②　子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底
③　子どもの最善の利益につながる保育及び教育的視点を持った保育の実践
④　子どもの人権擁護の取組み
⑤　少子時代の中での一時預かり事業に期待される役割を果たす
⑥　職員が活躍する職場づくり</td></tr>
<tr><td>総　　括</td><td colspan="5">本年度は西宮市から西宮市立こども未来センター一時預かり事業者として、委託契約の 10 年目となり、当法人に基本理念に基づき法人保育園６園の協力のもと、以下の事業に取組んだ。
事業運営状況は、令和７年度の登録者数は 474 名でそのうち新規 77 名であった。年間運営日数は 242 日、延べ申込者数 1,134 名、延べキャンセル数 206 名、延べ利用者数 928 名、利用率 81.60%、一日平均 3.8 名であった。
②　子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底
利用の際、保護者と子どもの育ちや体調等を共有し、お迎えに来た時にはどのように過ごしたかを丁寧に伝えた。また、その様子を個々に記録し、次の利用に備えた。
さくらルームはセンター内の清掃が入るが、玩具や環境の消毒は毎日行った。また、玩具や環境の安全点検を毎月行い、安全に遊べる環境を整えた。次年度も引続き、保護者が安心して預けられる、子どもが安全に遊べるように保護者対応や環境整備を徹底する。
③　子どもの最善の利益につながる保育及び教育的視点を持った保育の実践
子どもの月齢に合わせた丁寧な関わりをした。乳児は無理のないようふれあい遊びをし、幼児は楽しめる制作あそびや机上遊びを準備した。短時間、不定期という利用の中で子どもの育ちや思いを尊重することで信頼関係を築いた。次年度も引続き、月齢にあった活動を計画し、実施する。
④　子どもの人権擁護の取組み
定期的に話合いの時間を作り、子どもへの対応について意見を交換した。子どもへの困った場面を事案として話合うことで、同じ子どもを対応する時や、他児でも同じような場面になった時には、話合いでの助言を活かした。次年度も、話合いの時間は作り、子どもの人権についてしっかりと意識して保育する。
⑥　職員が成長する職場づくり
西北セリジェ保育園の子育てサポート委員会に所属し、同じ地域の子育て支援施設として活動した。さくらルームの部屋を利用することはできないが、さくらルームの制作あそびを“制作キット”として準備し、毎月法人内６保育園のネウボラセリジェ活動で配布した。次年度も引続き、西北セリジェ保育園の子育て支援委員会に所属し、地域に向けた活動を行う。
緊急時発生時訓練として、西宮セリジェ保育園の看護員がさくらルームに行き、大けが、窒息、けいれん等が発生した際の対応について訓練を行った。最低限必要な心肺蘇生法も訓練の中ですることで、実践的な対応を学ぶことができた。</td></tr>
</table>

令和 7 年度

事業報告書

一時預かり事業　**さくらルーム**

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪保育理念≫

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

≪保育目標≫

① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
② かんがえる子ども（創造性を育てる）
③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

≪基本方針≫

① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底
③ 子どもの最善の利益につながる保育及び教育的視点を持った保育の実践
④ 子どもの人権擁護の取組み
⑤ 少子時代の中での一時預かり事業に期待される役割を果たす
⑥ 職員が活躍する職場づくり

本年度は西宮市から西宮市立こども未来センター一時預かり事業者として、委託契約の 10 年目となり、当法人に基本理念に基づき法人保育園 6 園の協力のもと、以下の事業に取組んだ。

事業運営状況は、令和 7 年度の登録者数は 474 名でそのうち新規 77 名であった。年間運営日数は 242 日、延べ申込者数 1,134 名、延べキャンセル数 206 名、延べ利用者数 928 名、利用率 81.60%、一日平均 3.8 名であった。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

“さくらルームだより”をセンター内に掲示し、さくらルームでの活動をセンター利用者に見やすいように掲示した。次年度も「地域貢献の積極的展開」「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」「経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す」という 3 つの柱に取組む中で、センター内での一時預かり事業の周知を目標とし、利用者を増やせるように事業を推進する。

2　子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底

利用の際、保護者と子どもの育ちや体調等を共有し、お迎えに来た時にはどのように過ごしたかを丁寧に伝えた。また、その様子を個々に記録し、次の利用に備えた。

さくらルームはセンター内の清掃が入るが、玩具や環境の消毒は毎日行った。また、玩具や環境の安全点検を毎月行い、安全に遊べる環境を整えた。次年度も引続き、保護者が安心して預けられる、子どもが安全に遊べるように保護者対応や環境整備を徹底する。

3　子どもの最善の利益につながる保育及び教育的視点を持った保育の実践

子どもの月齢に合わせた丁寧な関わりをした。乳児は無理のないようふれあい遊びをし、幼児は楽しめる制作あそびや机上遊びを準備した。短時間、不定期という利用の中で子どもの育ちや思いを尊重することで信頼関係を築いた。次年度も引続き、月齢にあった活動を計画し、実施する。

4　子どもの人権擁護の取組み

定期的に話合いの時間を作り、子どもへの対応について意見を交換した。子どもへの困った場面を事案として話合うことで、同じ子どもを対応する時や、他児でも同じような場面になった時には、話合いでの助言を活かした。次年度も、話合いの時間は作り、子どもの人権についてしっかりと意識して保育する。

5　少子時代の中での一時預かり事業に期待される役割を果たす

センター内に一時預かり事業があるということを知らなかったという保護者がいたので、受付で再度案内してもらえるようにした。受入れ体制は整えているので、次年度はさらに利用者を増やせるようにセンター内での発信方法を考え、実施する。

6　職員が成長する職場づくり

西北セリジェ保育園の子育てサポート委員会に所属し、同じ地域の子育て支援施設として活動した。さくらルームの部屋を利用することはできないが、さくらルームの制作あそびを“制作キット”として準備し、毎月法人内 6 保育園のネウボラセリジェ活動で配布した。次年度も引続き、西北セリジェ保育園の子育て支援委員会に所属し、地域に向けた活動を行う。

緊急時発生時訓練として、西宮セリジェ保育園の看護員がさくらルームに行き、大けが、窒息、けいれん等が発生した際の対応について訓練を行った。最低限必要な心肺蘇生法も訓練の中ですることで、実践的な対応を学ぶことができた。

令和７年度　事業報告書

特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（定員　８０名）
地域密着型特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（定員　２０名）

			目標	実績	差異
稼働状況	ユニット	稼働率	９７.５０％	９６.４０％	－１.１０％
		平均要介護度	４.００	３.８３	－０.１７
	地域密着型	稼働率	９５.００％	９７.７０％	２.７０％
		平均要介護度	４.００	３．４６	－０.５４
	特養合算	稼働率	９７.００％	９６.９０％	－０.１０％
		平均要介護度	４.００	３.６９	－０.３１
	空床 SS 含む合算	稼働率	９８.００％	９７.７０％	－０.２３％
		平均要介護度	４.００	３.７８	－０.２２

重点項目

①　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
②　社会福祉施設としての専門的知識・技術を地域に還元する
③　人権侵害防止の取組みの強化
④　入居者視点にたったケアの基本に立ち返る
⑤　感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
⑥　地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
⑦　人材養成の積極的展開
⑧　安定した事業運営への取組み

総　括

本年度の事業運営状況は、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（定員 80 名）（以下、ユニット型という）及び地域密着型特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（定員 20 名）（以下、多床室という）において、ユニット型の稼働率は 96.40%（目標 97.50%に対し 1.1 ポイント減）、多床室は 97.90%（目標 95.00%に対し 2.90 ポイント増）となった。合算稼働率は 96.90%（目標 97.00%に対し 0.1 ポイント減）と概ね目標を達成したものの、11 月 30 日から 12 月 10 日にかけて発生したインフルエンザクラスターの影響により入院者数が増加し、空床ショートステイを含めた稼働率は 97.70%（目標 98.00%に対し 0.30 ポイント減）と未達となった。

また、平均要介護度はユニット型 3.83（前年度比 0.01 ポイント増）、多床室は 3.46（同 0.04 ポイント減）、合算 3.78（同 0.09 ポイント増）となり、全体として予算目標を達成することができなかった。

④　入居者視点にたったケアの徹底

本年度は、人権侵害防止委員会を中心に、不適切ケアアンケートや接遇に関するアンケートを実施し、結果を踏まえた改善策の検討を行うことで、接遇意識の向上に取組んだ。また、各委員会においてマニュアルの見直しを行い、現状に即した内容へ更新するとともに、施設全体での周知・共有を図った。さらに、5S 活動を通じて施設内の環境整備と安全確保に努めた。

次年度は、入居者に寄り添った丁寧な言葉かけを徹底し、小さな変化に気づく力を養うことで、その人らしい生活の継続を支援する。また、施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、入居者および家族の意思を尊重した個別支援を推進するとともに、職員一人ひとりがケアプランの理解を深め、実践につなげていく。

⑤　感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

本年度は、感染症予防委員会を中心に、新型コロナウイルスおよびインフルエンザをはじめとした感染症対策について職員への注意喚起や各現場へのフィードバックを行い、感染予防に取組んだが、令和 7 年 11 月 30 日から 12 月 10 日にかけて新型インフルエンザ A 型のクラスターが発生した。感染対策の徹底により重症化を防ぎ、早期終息に至ることができた。

次年度は、感染症予防委員会の牽制機能を一層強化し、診療所医師との連携を図りながら、最新の情報に基づいた迅速な初動対応を徹底することで、日常的な感染対策の質向上と再発防止に努める。また、感染状況に応じてイベントの中止等も含めた適切な判断を行う。

⑧　介護報酬改定に伴う対応策の検討及び安定した事業運営への取組み

本年度は、予算目標稼働率の達成に向け、早期入居調整や入院対策に加え、医療機関・居宅介護支援事業所等への営業活動を強化し、待機者確保や空床期間の短縮に努めた。また、空床ショートステイについても積極的に受入れ調整を行ったが、延べ利用日数は昨年度 355 日に対し本年度 332 日となり、特養と空床ショートステイ合算の稼働率向上には至らなかった。一方で、加算要件の適合状況を確認するための裏付け資料を整備し、新たに 4 項目の加算を適正に取得することができた。

次年度も、予算稼働率の確保とあわせて、適正な加算取得・運用に継続して取組む。

令和 7 年度

事業報告書

特別養護老人ホーム　**櫻ホーム西神**
地域密着型特別養護老人ホーム　**櫻ホーム西神**

≪基本理念≫
① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪基本方針≫
① 福祉施設としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する
② 入居者の自己選択を尊重する
③ 安心・安全・安楽な生活を保障する
④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する
⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する

≪重点項目≫
① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 社会福祉施設としての専門的知識・技術を地域に還元する
③ 人権侵害防止の取組みの強化
④ 入居者視点にたったケアの基本に立ち返る
⑤ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
⑥ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
⑦ 人材養成の積極的展開
⑧ 安定した事業運営への取組み

本年度は、法人基本理念に基づき、各事業に取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んだ。

事業運営状況については、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（定員 80 名）（以下、ユニット型という）及び地域密着型特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（定員 20 名）（以下、多床室という）において、ユニット型の稼働率は 96.40%（目標 97.50%に対し 1.1 ポイント減）、多床室は 97.90%（目標 95.00%に対し 2.90 ポイント増）となった。合算稼働率は 96.90%（目標 97.00%に対し 0.1 ポイント減）と概ね目標を達成したものの、11 月 30 日から 12 月 10 日にかけて発生したインフルエンザクラスターの影響により入院者数が増加し、空床ショートステイを含めた稼働率は 97.70%（目標 98.00%に対し 0.30 ポイント減）と未達となった。

また、平均要介護度はユニット型 3.83（前年度比 0.01 ポイント増）、多床室は 3.46（同 0.04 ポイント減）、合算 3.78（同 0.09 ポイント増）となり、全体として予算目標を達成することができなかった。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として、経営計画検証委員会において計画に対する実践状況の検証を行った結果、概ね計画どおり推進することができた。

次年度も引き続き、第 5 期経営 5 か年計画の 3 年目として、「地域貢献への積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す」の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画を積極的に推進していく。

2　社会福祉施設としての専門的知識・技術を地域に還元する

本年度は、月が丘ふれあいのまちづくり協議会が主催する定例会等へ参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めた。

また、認知症対応型通所介護さくらさくと協働し、運営推進会議を 2 か月に 1 回開催することで、地域住民との意見交換の場を確保した。さらに、施設周辺の清掃活動を毎月継続するとともに、その取組内容を各会議にて報告することで、地域との関係強化に努めた。

広報活動として、「櫻さくら通信」を年 2 回（令和 7 年 9 月、令和 8 年 3 月）発行し、介護保険制度や施設の取組を発信することで、家族及び地域への情報提供に努めた。

次年度は、福祉施設としての役割を再整理するとともに、地域ニーズを踏まえた実効性の高い地域貢献事業を展開し、地域との連携強化を図る。

3　人権侵害防止の取組みの強化

本年度は、重点項目である「入居者視点にたったケアの基本に立ち返る」を意識し、職員都合ではなく入居者本位の支援を徹底することで、人権侵害防止に対する意識向上に取組んだ。人権侵害防止委員会を年 6 回開催するとともに、全職員を対象とした研修を年 2 回実施し、高齢者虐待および身体拘束防止に関する理解の向上に努めた。

また、11 月に実施した「不適切ケアアンケート」の結果をもとに課題を抽出し、事例検討研修を実施することで、

職員間での共有と意識向上につなげた。さらに、過年度に発生した事故を踏まえ、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躾）活動を年間を通して実施し、施設内ラウンド（年 6 回）による環境整備の確認と注意喚起を行うことで、再発防止と安全な環境づくりを推進した。

次年度は、これらの取組みを継続するとともに、認知症ケア委員会の設置により困難事例の共有と多職種連携を強化し、早期対応力の向上を図る。

また、入居者・家族との協働の取組としてユニット単位での家族会を開催し、相互理解を深めることで、より風通しの良い環境づくりに努める。

4　入居者視点にたったケアの基本に立ち返る

1）入居者視点にたったケアの徹底

本年度は、人権侵害防止委員会を中心に、不適切ケアアンケートや接遇に関するアンケートを実施し、結果を踏まえた改善策の検討および個別指導を行うことで、接遇意識の向上に取組んだ。また、各委員会においてマニュアルの見直しを行い、現状に即した内容へ更新するとともに、施設全体での周知・共有を図った。さらに、5S 活動を通じて施設内の環境整備と安全確保に努めた。

次年度は、入居者に寄り添った丁寧な言葉かけを徹底し、小さな変化に気づく力を養うことで、その人らしい生活の継続を支援する。また、施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、入居者および家族の意思を尊重した個別支援を推進するとともに、職員一人ひとりがケアプランの理解を深め、実践につなげていく。加えて、マニュアルに基づくサービス提供の検証を行い、サービスの標準化を図る。さらに、入居者視点にたった環境整備を徹底し、備品管理や 5S 活動による定期的なチェックを通じて、安全で快適な生活環境の維持・向上に取組む。

2）サービスの標準化の取組み

本年度は、サービスの標準化を目的に各委員会が中心となってマニュアルの見直しを行い、現状に即した内容へ更新するとともに、各部門での周知・共有を図った。

次年度は、各部門会議や委員会においてマニュアルに基づくサービス提供の実施状況を検証し、施設全体でのサービスの標準化を推進する。

3）サービスの質の向上への取組み

本年度は、機能訓練指導員および各委員会を中心に、ノーリフトケアの推進、食事・排泄・口腔ケアの充実に取組むとともに、入居者一人ひとりの状態に応じたケアの質の向上を図った。ミールラウンドや嗜好調査、排泄データの収集、専門職による助言・指導を通じて、入居者の自立支援に向けた取組みを推進することができた。

また、介護ソフトの活用による情報の一元化や、事故・リスクマネジメント委員会による分析・周知を通じて、事故の未然防止に努めたほか、ヒヤリハット報告件数の増加により、職員のリスク意識向上にもつながった。

苦情対応については、面会や家族会を通じて意見交換を行いサービス改善に努めたが、一部において情報提供の遅れが苦情につながる課題も見られた。さらに、生活相談員を中心とした家族との連携や、夏祭りの開催等を通じて関係性の維持・強化を図るとともに、運営推進会議や地域活動への参加により地域との連携強化に努めた。

次年度は、入居者の小さな変化に気づき迅速に対応する「初動対応力」の向上を重点に、各種データや ICT を活用したケアの質の向上を図るとともに、マニュアルに基づくサービス提供の徹底を行う。

また、苦情については迅速かつ適切な対応と情報共有を徹底し、未然防止と信頼関係の構築に努める。さらに、入居者・家族との関係性をより深める取組みや、地域との連携強化を通じて、安心して利用できる施設運営の実現を目指す。

5　感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

本年度は、感染症予防委員会を中心に、新型コロナウイルスおよびインフルエンザをはじめとした感染症対策について職員への注意喚起や各現場へのフィードバックを行い、感染予防に取組んだ。

また、令和 7 年 6 月および 11 月に感染予防に関する研修を実施し、対策の周知徹底を図ったが、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神【感染拡大期間: 令和 7 年 11 月 30 日~12 月 10 日、陽性者: 入居者 14 名・職員 5 名】にてインフルエンザ A 型のクラスターが発生したが、感染対策の徹底により重症化を防ぎ、早期終息につなげることができた。

防災・防火対策については、入居者の生命の安全確保を最優先とし、年間計画に基づき消防避難訓練を年 2 回（夜間想定含む）、地区との合同訓練を年 1 回実施したほか、備蓄品の計画的な確保を行った。

次年度は、感染症予防委員会の管理体制を強化し、診療所医師との連携を図りながら、最新の情報に基づいた初動対応を徹底する。また、感染状況に応じて行事の中止や延期も含めて検討し、感染拡大防止に努める。

【訓練計画】

年　月	訓練内容
令和 7 年 9 月 16 日	消防・避難訓練（日勤帯想定）
10 月 19 日	地区との非常災害時合同訓練（BCP シミュレーション訓練）
令和 8 年 1 月 30 日	消防・避難訓練（夜間想定）
	非常災害時事業継続対応訓練（地震）、（BCP シミュレーション訓練）

6　地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加

本年度は、インフルエンザの影響により地域行事への参加には一定の制限があったものの、感染対策を講じながら地域行事への参加を進め、地域との関係づくりに取組んだ。

また、施設内においても秋祭り等の行事を開催し、入居者のみならず家族や地域住民の参加を得ることで、交流の機会を創出し、充実した活動を行うことができた。

さらに、ユニットごとの家族会を開催することで、小規模ならではの丁寧な関わりを通じて入居者・家族との信頼関

係の構築につなげることができた。
次年度は、感染状況を注視しつつ感染予防を徹底したうえで、地域及び関係機関が主催する行事等への積極的な参加を継続し、入居者・家族・地域との更なる関係強化に努める。

① ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。

② 月が丘地域行事

年　月	行事名
令和 7 年　5 月 18 日	寄せ植え
6 月 7 日	月が丘ふれあい文化祭
6 月 21 日	月が丘総合防災訓練
7 月 26 日	夏祭り
10 月 11 日	月が丘ふれあい運動会
10 月 19 日	防災訓練
12 月 29 日	年末パトロール

③ 施設行事

年　月	行事名	年　月	行事名
令和 7 年 4 月	お花見	11 月 8 日	秋祭り（全館合同行事）
5 月 20 日	母の日イベント	12 月 20 日	クリスマス会（全館合同行事）
6 月 15 日	父の日イベント	令和 8 年 1 月 1 日	新年祝賀会、お屠蘇
7 月 7 日	七夕まつり	2 月 2 日	節分会
9 月 13 日	敬老祝賀会（全館合同行事）	3 月 3 日	ひな祭り会

※全館合同行事はデイサービスセンター―さくらさくと合同で企画・開催する

7　人材養成の積極的展開

1）基本理念の周知徹底とサービスへの反映

本年度は、法人基本理念「人権を擁護する」を重点に、「基本理念の周知徹底方法及び実施計画」を策定し、計画的に実行することで理念に基づく業務の実践を推進した。

また、施設長会議で共有された内容を施設内で周知するとともに、具体的な改善策を検討することで、人権擁護に対する理解を深めることができた。

次年度は、計画の具体性を高めるとともに、幹部会議・各部署会議を通じて達成度の検証と改善を行い、入居者視点にたったケアの実践強化を図る。

2）職務分掌表による職務・職責の明確化

本年度は、施設内における職務・職責の範囲を明確化し、権限の適切な整理・配分を行うことで職務の達成度を検証し、課題に対しては職務分掌に基づいた指導・育成に取組んだ。

次年度は、法人主催の予算説明会で得た内容を施設内で共有できる体制を構築し、職員全体の理解向上に取組む。

3）人事考課制度の効果的運用

本年度は、人事考課制度を活用し、自己評価および育成面接を通じて職員の目的意識の明確化を図るとともに、適切な評価・指導により人材育成と信頼関係の構築に努めた。

次年度は、年間計画に基づき制度の見直しおよび考課基準の統一を行い、自己分析や面接を通じて職員の成長意欲の向上につなげる。

4）チューター制の効果的運用

本年度は、法人主催のチューター会議に参加し、チューター制を活用した職員育成に取組み、法人基本理念に基づく介護の基礎習得につなげた。

一方で、勤務のすれ違いによる研修進捗の把握や、チューター制に対する理解に課題が見られた。

次年度は、多床室を中心にチューター制を活用した研修体制の強化を図るとともに、指導者研修を実施し、マンツーマン指導による育成体制の充実に取組む。

5）施設内研修

本年度は、年間計画に基づき施設内研修を確実に実施し、感想レポートや振り返りを通じて理解度の確認と意識向上に努めた。

次年度は、研修内容が現場にどのように反映されているかの検証を行い、より実践的な研修へと発展させる。

6）施設外研修

本年度は、認知症実践者研修等の外部研修に参加し、資格取得や知識向上を図った。

次年度も継続して計画的に参加するとともに、伝達研修を通じて学びを現場へ還元し、サービスの質向上につなげる。

7）事例研究

本年度は、認知症対応型通所介護さくらさくと連携し、在宅生活における認知症事例の研究に取組んだ。

家族支援や関わり方の工夫、ショートステイ活用により負担軽減につなげることができた。次年度も事例を通じた課題把握と対応力向上を図り、実践力の高い職員育成に取組む。

8）喀痰吸引研修の受講と実践

本年度は、喀痰吸引研修を１名が受講・修了し、医療的ケアに対応できる体制整備を進めた。

次年度は、習得した技術を現場で活かし、入居者へのケアの質向上につなげる。

9）外国人介護員の育成

本年度は、日本語指導員による週 1 回の日本語学習支援を実施し、外国人介護職員の語学力向上に取組んだ。その結果、日本語能力試験 N1 に 1 名が合格するとともに、認知症実践者研修を修了するなど、一定の成果を得ることができた。

次年度は、さらなる日本語能力の向上を目標とした学習支援の充実に取組む。

8　安定した事業運営への取組み

本年度の事業運営状況は、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（定員 80 名）（以下、ユニット型という）及び地域密着型特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（定員 20 名）（以下、多床室という）において、ユニット型の稼働率は 96.40%（目標 97.50%に対し 1.1 ポイント減)、多床室は 97.90%（目標 95.00%に対し 2.90 ポイント増）となった。合算稼働率は 96.90%（目標 97.00%に対し 0.1 ポイント減）と概ね目標を達成したものの、11 月 30 日から 12 月 10 日にかけて発生したインフルエンザクラスターの影響により入院者数が増加し、空床ショートステイを含めた稼働率は 97.70%（目標 98.00%に対し 0.30 ポイント減）と未達となった。

また、平均要介護度はユニット型 3.83（前年度比 0.01 ポイント増)、多床室は 3.46（同 0.04 ポイント減)、合算 3.78（同 0.09 ポイント増）となり、全体として予算目標を達成することができなかった。

空床ショートステイについては、居宅介護支援事業所等への積極的なアプローチにより受入れ強化を図るとともに、延べ利用日数の増加につなげることができた。加えて、サービスの質の向上と効率的な介護提供を目的に、加算要件に基づく介護内容の検証および裏付け資料の整備を行い、介護保険請求復命時やコンプライアンス委員会において適正性の確認を実施した。

その結果、7 月より生産性向上推進体制加算（Ⅱ)、12 月より経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）を新規算定し、LIFE 関連を含む加算取得の推進につなげることができた。

また、連携室を設置し、多職種間での情報共有を迅速に行う体制を整備することで、入居調整や日常支援における対応力の向上を図ることができた。

次年度は、「目標稼働率確保に向けた現状とその対応策」に基づき、ユニットにおける生活保護受給者の受入れや空床ショートステイの積極的活用、PR 活動の強化を推進するとともに、各種会議体を活用した具体的なアプローチの実践を徹底する。さらに、診療所医師との連携による早期発見・早期対応を強化し、入院による稼働率低下の防止に努めるとともに、コンプライアンス委員会を中心に新たな加算取得計画を策定し、安定した事業運営の確立に取組む。

令和７年度　事業報告書

認知症対応型デイサービスセンターさくらさく（定員　１２名）

		目標	実績	差異
稼働状況	稼働率	７５.００％	９０.３％	１５.３％
	人数	９.００名／日	１０.８３名／日	１.８３名／日
	平均要介護度	２.００	２.００	０

重点項目

①　第５期経営５か年計画（２年目）の推進
②　地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する
③　認知症カフェの実施
④　運営推進会議の効果的運用
⑤　認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取組み
⑥　感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
⑦　人権侵害防止の取組みの強化
⑧　人材養成の積極的展開
⑨　安定した事業運営の取組み

総　括

本年度は、法人基本理念に基づき、第５期経営５か年計画の２年目として、以下の事業に取組むとともに、地域との連携強化や利用者・家族への支援充実に努めてきた。

なお、本年度の事業運営状況は、定員12名、年間平均利用率90.3%であり、予算目標稼働率に対して15.3%の増、平均介護度2.0であり、予算達成できた。

③　認知症カフェの効果的運用

認知症の人やその家族、地域住民が気軽に参加できる集いの場として認知症カフェを実施し、年間101名の参加があった。施設内での開催に加え、月が丘福祉センターや押部谷地域福祉センターでも開催し、地域住民が参加しやすい環境づくりに努めた。次年度も地域ニーズを踏まえた内容の充実を図り、地域に開かれた認知症カフェを継続していく。

⑤　認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取組み

本年度は、利用者一人ひとりの認知症状や生活状況に応じた個別支援を行い、安心して過ごせる環境づくりに努めた。また、生活相談員が中心となって利用者家族の自宅を訪問し、在宅生活での課題や困りごとを把握し、通所介護計画書へ反映することで、利用者及び家族への支援充実につなげることができた。その結果、利用終了者数の減少や平均利用期間の延長にもつながった。次年度も家庭訪問や個別支援を継続し、在宅生活継続を支える支援体制の強化に努めていく。

⑥　感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

年間計画に基づいた消防避難訓練を実施するとともに、災害及び感染症発生時を想定した研修や訓練を行い、緊急時においても継続してサービス提供ができる体制整備に努めた。次年度も各種訓練や研修を継続し、安全・安心な事業運営につなげていく。

⑦　人権侵害防止の取組みの強化

本年度は、利用者の尊厳保持と利用者視点に立った支援を基本とし、日々の申し送りや会議を通じて虐待防止、不適切ケア防止に関する周知と意識向上に努めた。職員一人ひとりが適切な支援を意識し、安心して過ごせる環境づくりにつなげることができた。次年度も継続して人権意識の向上を図り、利用者本位の支援に努めていく。

⑨　安定した事業運営の取組み

本年度も居宅介護支援事業所への定期訪問や電話・FAX等による情報共有を継続し、ケアマネジャーとの信頼関係の構築に努めた結果、新規利用者の紹介増加につながった。また、居宅介護支援事業所さくらさくとの連携を密に行い、空き情報の共有や相談対応を迅速に行うことで、新規利用者確保と安定した稼働率の維持につなげることができた。次年度も関係機関との連携強化と営業活動の充実を図り、継続して安定した事業運営に努めていく。

令和 7 年度

事業報告書

認知症対応型デイサービスセンター　**さくらさく**

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪基本方針≫

① 福祉事業所としての専門的な知識・技術・機能を地域に還元する
② 利用者の自己選択を尊重する
③ 安心・安全・安楽な生活を保障する
④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する
⑤ 地域住民等との世代間交流による連携を図り、互いに協力しあえる関係を構築する

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する
③ 認知症カフェの実施
④ 運営推進会議の効果的運用
⑤ 認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取組み
⑥ 感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
⑦ 人権侵害防止の取組みの強化
⑧ 人材養成の積極的展開
⑨ 安定した事業運営の取組み

本年度は、法人基本理念に基づき、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として、以下の事業取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んできた。

なお、本年度の事業運営状況は、定員 12 名、年間平均利用率 90.3%で、予算目標稼働率に対して 15.3%の増、平均介護度 2.0 であり、予算達成ができた。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として経営計画策定委員会において計画の評価・まとめを行うことに併せて計画の実践状況の検証を行った結果、概ね計画どおり推進することができた。

次年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 3 年目として「地域貢献への積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す」の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画を積極的に推進する。

2　地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に還元する

本年度は、定期開催された月が丘ふれあいのまちづくり協議会及び民生委員・児童委員の主催する定例会、認知症高齢者声掛け訓練などに参加することにより、地域の福祉ニーズの把握に努めたほか、施設周辺を中心とした清掃活動を毎月継続して実施した。

また、広報誌「櫻さくら通信」については、年 2 回（4 月、9 月）発行し、介護保険制度や施設情報等を掲載し、ご家族・地域へ事業所の情報を発信することができた。次年度は、地域との関わりをより深く持つことで、地域ニーズを的確に把握し、事業所として専門的知識・技術を地域に還元できるよう努めていく。

3　認知症カフェの効果的運用

地域貢献事業の一環として、認知症の人やその家族、地域の人等、誰もが気軽に参加できる「集いの場」として、認知症の人やその家族が、在宅や地域で安心して生活できるように支援していくことを目的とした認知症カフェを実施し、年間延べ 101 名の参加があった。

また、施設内での開催に加え、本年度は月が丘福祉センターや押部谷地域福祉センターでも開催し、地域住民がより参加しやすい環境づくりに努めた。地域での開催により、新たな参加者とのつながりや相談機会の拡大にもつながった。次年度は、本年度行ったヒアリングから得られたニーズに応じたプログラムを提供し、地域に開かれた認知症カフェを継続して開催する。

令和 7 年 4 月 25 日	脳体力 CogEvo	4 名
5 月 25 日	食事形態について	4 名
6 月 27 日	運動不足について	17 名
7 月 25 日	運動会	12 名
8 月 22 日	熱中症予防	5 名

9 月 26 日	アルツハイマー認知症について	7 名
10 月 24 日	食事の悩み相談（月が丘）	8 名
11 月 28 日	音楽会	3 名
12 月 26 日	クリスマス会（月が丘）	10 名
令和 8 年 1 月 23 日	認知症サポーター	9 名
2 月 27 日	櫻ホーム診療所講演会（押部谷）	9 名
3 月 27 日	モルック始めよう	13 名
合　　計		101 名

4　運営推進会議の効果的運用

運営推進会議を概ね 2 か月に 1 回開催することで、地域の声を聞く貴重な意見交換の場となった。また、地域との連携を目的に意見交換を行った内容等を各種会議で共有し、改善策を検討することができた。また、施設の情報や介護保険制度等についても月が丘定例会議・認知症カフェ・地域包括支援センター主催の研修等で発信し、周知を図ることができた。次年度も継続して、計画的に運営推進会議を開催することで適正な事業運営に努める。

5　認知症介護の専門性の確立及びサービスの質の向上の取組み

1）認知症介護の専門性の確立

本年度は、利用者一人ひとりの認知症状や生活歴、心身状態に応じた個別対応に努め、安心して過ごせる環境づくりや状態に応じた支援を行った。また、職員間で利用者情報や対応方法を共有し、認知症ケアに必要な知識と実践力の向上に努めた。次年度も研修参加や事例共有を通じ、専門性の高い認知症介護の実践に努める。

2)「利用しやすいデイサービス」に向けた体制整備

本年度は、生活相談員による家庭訪問を実施し、利用者及び家族の生活状況や困りごとを把握したうえで、通所介護計画書へ反映し個別支援につなげた。また、希望者への夕食提供を継続し、介護者負担軽減にもつながった。結果として利用終了者数は前年より減少し、平均利用期間の延長にもつながった。次年度も利用者及び家族が安心して在宅生活を継続できるよう支援する。

3）サービス自己評価及び入居者満足度調査のサービスへの反映

サービス自己評価及び福祉サービス第三者評価からの課題・問題点に対して、デイサービス会議等で、改善策の実施状況の検証を行った。また全利用者・家族に満足度調査を実施することで、利用者・家族の意向を聞き取り、サービスに反映した。

また、神戸市自己チェックリストを用いて、自己評価を実施することでサービスの質の向上につなげた。

4）苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用者・家族からの相談・苦情に対して、連絡帳や申し送りなどで職員全員が確実に情報共有することで、苦情の予防につなげ、本年度も苦情はなかったが、次年度も引続き、施設内に苦情受付け窓口、担当者を配置し、苦情解決責任者・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行う体制をとり、事故リスクマネジメント委員会、デイサービス会議でサービスの改善と全職員への周知徹底を図っていく。

5）家族支援の充実

家族会を第 1 回（令和 7 年 10 月 20 日)、第 2 回（令和 8 年 3 月 25 日）と開催し、デイリープログラムや行事の取組み、利用者の様子のスライドショーなどをプロジェクターを活用して説明したほか、家族も一緒にプログラムに参加していただいたことで家族から好評を得ることができた。

次年度も、介護者の悩みや情報共有・精神的負担軽減を目的として、年 2 回以上の家族会を計画的に開催する。

6）介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用

日々の記録の重要性についてデイサービス会議を活用して理解を深め、各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図れるよう努めた。また、介護ソフトほのぼのシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図ったことで、サービスの質の向上や各部署との連携強化、情報の伝達ミスを防ぐことができた。

次年度も、引続きシステムを活用していくことで情報の共有などが効果的にできるように努める。

7）介護事故に対する安全管理体制の強化

利用者に対する安心･安全を確保するために安全対策担当者を選任し、事故･リスクマネジメント委員会において、介護事故発生原因の究明及び再発防止のための対策を検討した結果、ヒヤリハット事例から事故を未然に防ぐことができ、その結果大きな事故はなかった。

次年度も事故・リスクマネジメント委員会が中心となり、マニュアルに沿ったサービスが提供できるように取組んでいく。

8）行事企画及び専門的対応

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があったが、年間計画に基づき以下の事業所内行事を通して社会的交流の支援、趣味・嗜好の充足及び心身の機能回復・減退防止を図り、季節行事等を取入れるとともに、利用者相互・利用者と職員の信頼関係・ふれあいを構築する独自のメニューに取組んだ。

次年度はボランティアなどの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。

【令和 7 年度行事実施表】

実施月	行事	実施月	行事
令和 7 年 0 4 月 08 日	お花見会	10 月 22 日	運動会
05 月 12 日	母の日会、ガーデニング	11 月 08 日	秋祭り（全館合同行事）

06 月 16 日	父の日会	12 月 24 日	クリスマス会（全館合同行事）
07 月 07 日	七夕まつり	令和 8 年 0 1 月 06 日	書初め
08 月 11 日	夏祭り	2 月 03 日	節分会
09 月 15 日	敬老祝賀会（全館合同行事）	3 月 03 日	ひな祭り会

※全館合同行事は櫻ホーム西神とさくらさく合同で企画・開催する

6　感染症対策及び防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

本年度も継続して、感染症予防委員会が中心となり、新型コロナウイルス感染症対策について職員への注意喚起、感染予防に係る課題点を各現場にフィードバックし改善策の実施状況の検証を行うなど、感染予防に取組んだ。

次年度は、日々の介護現場の感染症対策に関する課題点に注視し、感染症予防委員会の牽制機能を更に強化することで、櫻ホーム西神診療所医師とも連携し、感染症予防の徹底を図る。また、利用者家族から事前に利用者の体調などについて十分な情報を収集し、外部からの感染予防に努めていく。

防災・防火意識の高揚については、利用者の生命の安全を守るということを第一とし、職員一人一人の防火意識の高揚が図れるよう、年間計画に基づいた消防避難訓練を年 2 回、地区との合同消防避難訓練を年 1 回実施した。また、厨房が中心となり計画的に備蓄品を確保することができた。

次年度も消防避難訓練及び災害等発生時対応訓練についても年間計画に基づいた訓練の実施を徹底する。防災訓練に加え事業継続計画に基づく安否確認訓練など、常に非常時を想定した訓練を実施し、本年度策定された業務継続計画書に基づき、感染症発生時の対応については感染症予防委員会が中心となり、災害発生時の対応については幹部会が中心となって、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

【令和 7 年度災害訓練実施表】

年月日	訓練内容
令和 7 年 09 月 16 日	非常災害時事業継続対応訓練（地震）
令和 7 年 10 月 19 日	地区との非常災害時合同訓練　　（令和 7 年 10 月 19 日）
令和 8 年 01 月 30 日	非常災害時事業継続対応訓練（地震）
令和 8 年 01 月 17 日	非常災害時事業継続対応訓練（地震）、BCP シミュレーション訓練

7　人権侵害防止の取組みの強化

本年度は、「利用者の視点にたったケアの基本に立ち返る」を意識し、職員の都合で物事を判断せず、利用者視点にたった支援の実践、利用者と目線を合わせてコミュニケーションを行うことを発信して取組んできた。

高齢者虐待及び身体拘束等の人権侵害に対する意識付けのために「不適切ケアアンケート」を 11 月に実施し、人権侵害防止に対する意識向上及び課題に対する改善策を検討した。「不適切ケアアンケート」を集計した結果から抽出した課題については、全職員対象に不適切なケアに関する事例検討研修会を開催し、グループ内で話し合った内容を確認することで職員の意識を高めることに繋がった。

また、日々の申し送り会やデイサービス会議においても、人権侵害防止に関する研修や情報共有を継続的に実施し、職員一人ひとりの意識の向上を図った。研修では具体的な事例をもとに、利用者の尊厳を守るための対応や言動についてグループワークや意見交換を行い、現場で起こり得るリスクを検証した。また、会議内では、日常業務におけるケアの在り方について利用者目線での検討を重ね、身体拘束や精神的な抑圧につながる可能性のある環境・対応を見直す取組みも行った。

さらに、送迎時の対話や連絡帳などを通じて、利用者ご家族とのコミュニケーションを図りながら、ご本人の意思や希望が日々の支援に反映されるよう努めた。家族からの気づきや声に耳を傾け、利用者を取り巻く環境全体で人権を守る体制づくりに取組んだ。

こうした取組みを通じて、職員全体に人権尊重の意識が定着しつつあり、日常の支援においても、より丁寧で配慮ある対応が実践されるようになってきた。

加えて、生活相談員が利用者宅を訪問し、自宅での生活状況や家族によるケアの実態について詳細に聞き取りを行った。その結果、家族による暴言や暴力に近い行為が確認されたため、適切なケア方法について助言および支援を実施し、継続的に家庭訪問を行うことで不適切なケアの防止につなげた。

次年度も、「利用者の視点に立ったケアの基本に立ち返る」ことをさらに意識し、環境整備を含めた気づきを増やすことで人権侵害の防止に取組むとともに、生活相談員による家庭訪問にも一層力を入れていく。

8　人材養成の積極的展開

1）基本理念の周知徹底とサービスへの反映

本年度は、法人基本理念の「人権を擁護する」を重点に、実際に行っている業務が、基本理念を達成できているかを「基本理念の周知徹底方法及び実施計画」を作成し、計画的に実行することができた。また、施設長会議で共有された　情報を施設に持ち帰り、改善策を検討すること「人権を擁護する」についての理解を深めることができた。

次年度も「基本理念の周知徹底方法及び実施計画」をより具体的に計画し、何をすべきかを幹部会議や各部署会議などで考え、業務の達成度を検証し、課題点に対する改善策を実施することで、基本理念に基づくサービス提供の強化を図っていく。

2）チューター制の効果的運用

本年度は、毎月チューター会議を開催し、チューター制を活用した職員育成に取組んだ結果、法人基本理念に基づく介護の基礎を習得することができた。新任職員研修の進捗状況の検証やチューター制に対する職員の理解度については課題が伺えたため、次年度も施設長をはじめとした全職員がチューター会議を行なうことにより、チューター制

に対する理解を深め、効果的な運用に努めなければならない。

3）事業所内研修

本年度も年間研修カリキュラムに基づき確実に施設内研修会を実施し、研修終了時には感想レポートを提出することで、講義に対する意識を高めさせるとともに理解度の確認を行った。

また、研修の振返り及び理解度の確認、現場での実践を検証するため、職員研修内で振り返りを行い、職員への意識付けを図り、より効果的な研修の実施に努めた。しかし、参加できていない職員に対するフィードバックに課題があったため、次年度は研修を担当した委員会が資料を配布するだけでなく、研修内容がどのようにサービスに反映されているかを検証していく必要がある。

研修内容	実施日
理念研修	令和 7 年 4 月 9 日
排せつ研修	令和 7 年 5 月 21 日
感染予防に関する研修（食中毒）①	令和 7 年 6 月 12 日
BCP 訓練（感染症）①	令和 7 年 6 月 12 日
事故発生・再発防止に関する研修①	令和 7 年 7 月 22 日、25 日、28 日
口腔ケアに関する研修	令和 7 年 8 月 12 日
認知症に関する研修	令和 7 年 8 月 28 日
BCP 訓練（災害）①	令和 7 年 9 月 16 日
身体拘束に関する研修①	令和 7 年 9 月 17 日、24 日、30 日
高齢者虐待・人権擁護に関する研修①	令和 7 年 9 月 17 日、24 日、30 日
倫理及び法令遵守に関する研修	令和 7 年 10 月 30 日、31 日
看取りに関する研修	令和 7 年 10 月 30 日、31 日
BCP 訓練（感染）②	令和 7 年 11 月 25 日
感染予防に関する研修（感染症）②	令和 7 年 11 月 25 日
事故発生・再発防止に関する研修②	令和 7 年 12 月 19 日、22 日、24 日
褥瘡予防・ポジショニング研修	令和 7 年 12 月 18 日
BCP 訓練（災害）②	令和 8 年 1 月 30 日
身体拘束・接遇に関する研修	令和 8 年 2 月 13 日、20 日、24 日
高齢者虐待防止・人権擁護に関する研修	令和 8 年 2 月 13 日、20 日、24 日

4）事業所外研修

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートを活用した各種団体が主催する研修会へ参加した。

次年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、施設外研修等に計画的に参加し、職員研修及びケアスタッフ会等において、受講者が研修で学んだ内容を伝達する場をタイムリーに設け、研修内容を介護現場に反映させることでサービスの向上につなげていく必要がある

5）人事考課制度の効果的運用

人事考課制度により、職員個々における自己評価及び指導者との育成面接などを通じて職員として就業にかかる目的の明確化を図るとともに、適切な評価、指導を通じて人材育成及び信頼関係の構築に努めた。

しかし、年間計画に基づく人事考課制度の見直しや考課者の考課基準の統一については課題が伺え、効果的な運用に繋げることが出来なかった。次年度は、年間計画に基づく人事考課制度の見直し及び考課者の考課基準の統一に取組まなければならない。

6）認知症介護基礎研修の受講の義務付け

本年度の受講対象者はいなかったが、次年度も引続き、認知症対応力を向上させるために医療・福祉の資格を有さない職員については、認知症介護基礎研修を受講させていく。

9　安定した事業運営の取組み

安定的な事業運営を継続するため、予算稼働率の確保を重要課題として、新規利用者の獲得、既存利用者の継続利用支援、サービスの質の向上に取組んだ。また、居宅介護支援事業所等との連携強化を図り、地域から信頼される事業所運営に努めた。

1）平均利用率 75.0%の確保

本年度も居宅介護支援事業所への周知活動や、利用者・家族・ケアマネジャーとの信頼関係の構築に努めた結果、新規利用者の紹介件数増加につながり、100%稼働に必要な登録者数 32 名を確保することができた。

また、利用者一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援や利用継続に向けた調整を行った結果、予算稼働率 75.0%に対して 90.3%と予算を達成することができた。

次年度も、接遇やサービス内容のさらなる向上を図るとともに、体験利用の積極的な受け入れや営業活動の充実に努め、安定した稼働率の維持向上につなげる。

2）居宅介護支援事業所との連携強化

本年度も毎月定期的な居宅介護支援事業所への訪問を継続し、電話・FAX 等によるこまめな報告や情報共有、担当者会議への参加などを通じて、ケアマネジャーとの信頼関係の構築に努めた。これにより、相談や紹介につながる機会が増え、新規利用者の確保にも結びついた。また、居宅介護支援事業所さくらさくとの情報共有や連携を密に行い、空き状況や利用相談への迅速な対応を進めることで、地域ニーズに応じた受け入れ体制の強化を図った。次年度も関係機関との連携を継続し、サービスの質向上と新規利用者確保の両立に努めていく。

令和７年度　事業報告書

<table>
<tr><td colspan="5">居宅介護支援事業所　さくらさく</td></tr>
<tr><td rowspan="5">稼働状況</td><td></td><td>目標</td><td>実績</td><td>差異</td></tr>
<tr><td>介護</td><td>５２.００件</td><td>３７.２０件</td><td>－１４.８０件</td></tr>
<tr><td>介護予防</td><td>７.５０件</td><td>７.８０件</td><td>０.３０件</td></tr>
<tr><td>総合事業</td><td>７.５０件</td><td>３.７０件</td><td>－３.８０件</td></tr>
<tr><td>合算</td><td>５９.５０件</td><td>３９.８０件</td><td>－１９.７０件</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="4">①　第５期経営５か年計画（２年目）の推進
②　地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する
③　人権侵害防止の取組みの強化
④　安定した事業運営の取組み
⑤　自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践
⑥　地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携
⑦　「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用
⑧　人材養成の積極的展開
⑨　利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
⑩　感染症予防対策の強化及び災害時の対応</td></tr>
<tr><td>総　括</td><td colspan="4">本年度は、当法人の基本理念に基づき第５期経営５か年計画の２年目として、以下の事業を取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んできた。
本年度の事業運営状況は、介護の給付管理件数は月平均 37.2 件で予算目標管理件数月平均 52.0 件に対して 14.8 件の減であり、介護予防の給付管理件数は月平均 7.80 件で予算目標管理件数月平均 7.5 件に対して 0.3 件の増、総合事業の給付管理件数は月平均 3.7 件で予算目標管理件数月平均 7.5 件に対して 3.8 件の減であり、予算を達成することができなかった。
③　人権侵害防止の取組みの強化
利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神、デイサービスセンターさくらさくとの人権侵害防止委員会に積極的に参画し、高齢者虐待防止マニュアルの更新や研修への参加により高齢者の権利擁護についての理解を深め、利用者の人権を尊重したケアマネジメントに努めた。
また、新規利用者の初回訪問時には介護支援専門員２名で訪問する体制を整備し、適切なアセスメントの実施と利用者に寄り添ったケアマネジメントに取り組んだ結果、「利用して良かった」「満足している」との声を多くいただき、満足度向上につながった。
次年度も各種研修や委員会活動を通じて人権擁護への理解を深め、利用者の人権を尊重したケアマネジメントに取組んでいく。
④　安定した事業運営の取組み
要介護高齢者の重度化・体調の変化による入院や介護者の高齢化に伴い、入所系サービスを希望するケースは常に増加している状況下において居宅介護支援事業所として、身体的、精神的に自立した生活と家族介護負担の軽減を図り、少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で、安心して生活が送れるよう取組むことができた。
次年度は、管理件数（介護）40 件、（予防）9 件を目標とし、法人の機関誌等の活用や認知症カフェ（さくらカフェ）等への参加の機会を捉えて、事業所の存在・役割を PR しながら、地域包括支援センター・総合病院及び介護老人保健施設等への訪問依頼などにより新規依頼者の獲得に繋げる。</td></tr>
</table>

令和 7 年度

事業報告書

居宅介護支援事業所　さくらさく

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪基本方針≫

① 利用者の人権を擁護する
② 保健・医療・福祉との連携の強化
③ 要援護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する
③ 人権侵害防止の取組みの強化
④ 安定した事業運営の取組み
⑤ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践
⑥ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携
⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用
⑧ 人材養成の積極的展開
⑨ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
⑩ 感染症予防対策の強化及び災害時の対応

本年度は、当法人の基本理念に基づき第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として、以下の事業に取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んできた。

事業運営状況は、介護の給付管理件数は月平均 37.2 件で予算目標管理件数月平均 52.0 件に対して 14.8 件の減であり、介護予防の給付管理件数は月平均 7.80 件で予算目標管理件数月平均 7.5 件に対して 0.3 件の増、総合事業の給付管理件数は月平均 3.7 件で予算目標管理件数月平均 7.5 件に対して 3.8 件の減であり、予算を達成することができなかった。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として経営計画策定委員会において計画に対する実践状況の検証を行った結果、概ね計画どおり推進することができた。

次年度も引続き、第 5 期経営 5 か年計画の（3 年目）として「地域貢献への積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す」の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 5 期経営 5 か年計画を積極的に推進していく。

2　地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する

本年度は、地域包括支援センター主催の認知症予防教室等に参加し、居宅介護支援事業所として知識技術を地域へ福祉的な知識・技術を還元することができた。

次年度も地域包括支援センターと協力し、教室等への参加を継続することで公益的事業に取組む。

3　人権侵害防止の取組みの強化

利用者の人権擁護および虐待防止の観点から、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神およびデイサービスセンターさくらさくの人権侵害防止委員会へ積極的に参画し、高齢者虐待防止マニュアルの更新や研修参加を通じて、人権意識の向上に努めた。

また、新規利用者の初回訪問時には介護支援専門員 2 名で訪問する体制を整備し、適切なアセスメントの実施と利用者に寄り添ったケアマネジメントに取組んだ結果、「利用して良かった」「満足している」との評価が得られ、満足度向上につながった。

次年度も、各種研修や委員会活動を通じて人権擁護への理解を深め、利用者の人権を尊重したケアマネジメントに継続して取組む。

4　安定した事業運営の取組み

要介護高齢者の重度化・体調の変化による入院や介護者の高齢化に伴い、入所系サービスを希望するケースは常に増加している状況下において居宅介護支援事業所として、身体的、精神的に自立した生活と家族介護負担の軽減を図り、住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるよう取組むことができた。

次年度は、管理件数（介護）40 件、（予防）9 件を目標とし、法人の機関誌等の活用や認知症カフェ（さくらカフェ）

等への参加の機会を捉えて、事業所の存在・役割を PR しながら、地域包括支援センター・総合病院及び介護老人保健施設等への訪問依頼などにより新規依頼者の獲得に繋げていく。

5　自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践

本年度は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や在宅で自立した生活を継続していくために、高齢者自身の置かれている環境、身体状況や家族の関わり、地域社会との関係等について総合的にアセスメントを実施し、居宅介護計画、介護予防計画、介護予防ケアマネジメント及びインフォーマルサービスを含めたケアマネジメントを実施することができた。

また、居宅サービス計画の適切な運用に際しては、訪問等によりモニタリングを実施していくことで、状態の変化に応じて、「要介護状態の区分変更」を申請し、効果的なサービスの調整を行い、在宅生活が継続できるよう取組み、介護システム「ほのぼの」を活用し、フェイスシートの作成からアセスメント、居宅サービス計画、給付管理等の一連の業務の流れを効果的に実践することができた。次年度も継続して、高齢者の自立に向けたケアマネジメントの徹底に取組む。

6　地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携

居宅サービス計画について、認定更新時や変更時には、各サービス事業所や医療機関とサービス担当者会議を開催し、支援目標やサービス内容、利用者・家族の意向を共有することで、利用状況や課題を把握し、円滑なサービス調整につなげることができた。また、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神やデイサービスセンターさくらさくとの連携を継続し、ミーティング等を通じて積極的に情報共有を行った結果、利用者の生活環境や状況への理解を深めることができた。

次年度も、法人内サービス事業所との連携をさらに強化し、居宅介護支援事業所さくらさくが介護サービスの相談窓口としての役割を果たせるよう取組んでいく。

7　「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用

本年度は、要支援者及び事業対象者の心身の状況や生活環境を把握し、本人の選択を尊重しながら適切なサービス提供に努めるとともに、地域包括支援センターと連携し、情報共有や支援調整を行うことで包括的かつ効果的な支援体制の構築に取組むことができた。次年度は、引き続き地域包括支援センターとの連携を強化し、介護予防の視点を踏まえた質の高いサービス提供を推進するとともに、利用者一人ひとりの状況に応じた効果的な運用に取組む。

8　人材養成の積極的展開

1）基本理念の周知徹底

基本理念の周知徹底については、研修を通じて内容の確認と理解を深め、理念を意識した業務の実践に努めることができた。次年度は、継続的な研修の実施により理解のさらなる深化と実践力の向上に取組む。

2）従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。

本年度は、人材育成について、階層別研修の毎月実施や管理職研修への参加、外部研修の受講を通じて、業務知識の習得と専門性の向上を図ることができた。また、ケアプラン作成やケース検討会を通じて実践力の向上に取組むことができた。次年度は、事例検討会や多職種連携に関する研修を継続するとともに、外部研修への積極的な参加を通じて、職員および介護支援専門員のさらなる資質向上に取組む。

9　利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

本年度は、評価できる点として地域住民や地区民生委員などの協力による適切なケアマネジメントを実践し、地域包括支援センター・各サービス提供事業者・医療機関との連携を密にし、また、社会資源の情報などを把握し利用者・家族に情報提供することで利用者の支援に取組めたが、利用者満足度調査を実施することはできなかった。

次年度は、施設独自のサービス満足度調査を実施することで、継続して利用者・家族の意向を聞取り、サービスに反映させる。

１０　感染症予防対策の強化及び災害時の対応

1）BCP（業務継続計画）に基づく研修及び訓練（シミュレーション）の実施

特別養護老人ホーム櫻ホーム西神・デイサービスセンターさくらさくと協働し、感染症および地震発生時を想定した BCP に基づく訓練を実施することができた。

次年度は、感染症及び災害発生時においても適正に居宅サービスを提供できるよう、BCP に基づく研修および訓練（シミュレーション）の継続実施に取組む。

2）感染症予防対策の強化

本年度は、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神・デイサービスセンターさくらさくが定期的に開催する感染症予防委員会に参加し感染症対策マニュアルの更新を行った。また、研修の参加により、感染予防対策の意義・重要性について周知する事ができた。また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録していき、感染症対策マニュアルに基づき、感染拡大防止に向けた対応策を実施することで、職員の感染予防につなげることができた。

次年度も引続き、感染症予防委員会及び職員研修に参加し、感染症予防対策への周知徹底を図る。

3）災害時における対応

災害時において、必要な居宅サービスを継続的に提供できるよう、利用者の緊急連絡先、避難先、かかりつけ医等の情報を最新の内容に更新した。また、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神・デイサービスセンターさくらさくとの研修や訓練に参加し、避難経路の確保や誘導方法等への理解を深めることができた。次年度も継続して利用者情報を適宜更新するとともに、居宅介護支援事業所の特性に応じた研修及び訓練に取組む。

令和７年度

事業報告書

櫻ホーム西神　診療所

≪基本理念≫

①　公益的事業の積極的取組み
②　人権を擁護する
③　発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④　医療・教育・福祉の連携強化
⑤　地域社会との共生

本年度は、当法人の基本理念に基づき本事業を実施した。
本年度の事業運営状況は、延べ診察数が利用者 8,008 名、職員 26 名の計 8,034 名であり、目標収入予算額 10,800 千円に対して、187 千円増の 10,987 千円であり、予算を達成することができた。次年度は本年度の取組みを継続するだけでなく、診療所の現状の把握と課題・問題点を毎月整理することで、安定した事業運営を継続させる。

１　事業目的

地域貢献及び地域に根差した施設となることを目的に常勤医師を配置し、保険医療機関として地域予防医療に取組んだ。

また、特別養護老人ホーム櫻ホーム西神（空床利用ショート含）及び地域密着型特別養護老人ホーム櫻ホーム西神入居者、認知症対応型デイサービスセンターさくらさくの利用者に対し、必要な診療を行うとともに、日々の健康管理により、健康の維持、増進を図った。

２　事業の実施主体

社会福祉法人桜谷福祉会

３　事業所名及び所在地等

①　事 業 名 称　櫻ホーム西神診療所
②　事業所在地　兵庫県神戸市西区月が丘１丁目４１番１２号
③　診　療　科　内科
④　事業連絡先　０７８‐９９５‐７１４５

４　診療日及び診療時間

診療時間	日	月	火	水	木	金	土
午前　10：00～12：00	－	○	○	－	○	○	－
午後　13：00～15：00	－	○	○	－	○	○	－

５　地域医療の展開

地域の頼れる健康相談所となるよう、開催地域の予防医学に取組むことを目指し、本年度は認知症予防をテーマに令和 8 年 1 月 23 日（開催場所：押部谷福祉センター　参加者 9 名）、令和 8 年 2 月 27 日（開催場所：櫻ホーム西神参加者 10 名）の 2 回健康講座を開催した。次年度は、地域の医療ニーズを把握したうえで健康講座等の開催計画を立案し、計画に基づく地域貢献事業の活性化に努めなければならない。

６　施設入居者及び利用者の健康管理

入居者及び利用者の健康状態を管理し、一人一人が快適な生活を送ることができるよう、必要な指導を行ったが、入居者が入院につながるケースが多かった。次年度は、診療所として可能な検査や治療を積極的に行うことで、入居者の適正な入院管理に努めていく。

また、本年度は特別養護老人ホーム櫻ホーム西神で令和 7 年 11 月 30 日から 12 月 10 日にかけて新型インフルエンザ A 型のクラスターが発生したが、感染対策の徹底及び早期治療により重症化を防ぎ、早期終息に至ることができた。

次年度は、職員が感染源を持ち込まないよう指導を徹底するとともに、地域の感染症の流行状況に注視して感染症発生予防に取組む。

７　施設職員の健康管理

施設職員の健康維持を図るため、日頃の健康指導及び必要な診察を行うことを目標に掲げ、櫻ホーム西神・さくらさく及び法人保育部門の職員のインフルエンザ予防接種を実施したが、施設職員の診察は26名にとどまった。次年度は、積極的に施設職員の診察に取組むことで施設職員の健康管理を徹底する。

８　安定した事業運営への取組み

予算で設定された収入の確保にについて、毎月診療所運営会議を開催したことで診療所としての機能を適正に活用できるように必要な検査や検査結果に基づく必要な治療を明確にすることができたことで、目標収入予算額を上回ることができた。次年度は本年度の取組みを継続するだけでなく、診療所の現状の把握と課題・問題点を毎月整理することで、安定した事業運営を継続させる。

令和７年度　事業報告書

<table>
<tr><th colspan="5">放課後等デイサービス　ブルーメひめじ【定員：１０名】</th></tr>
<tr><td rowspan="3">稼働状況</td><td></td><td>目標</td><td>実績</td><td>差異</td></tr>
<tr><td>稼働率</td><td>８５.００％</td><td>７８.５５％</td><td>－６.４５％</td></tr>
<tr><td>人　数</td><td>８.５０名</td><td>７.８６名</td><td>－０.６４名</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="4">①　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
②　サービスの質の向上への取組み
③　人権擁護への取組み
④　子ども本人の最善の利益を保障する放課後等デイサービスの提供
⑤　利用児や保護者が安心して支援を受け続けられるようにするための衛生管理及び安全対策
⑥　人材育成の積極的展開
⑦　苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
⑧　安定した事業運営への取組み
⑨　地域に開かれた事業運営</td></tr>
<tr><td>総　　括</td><td colspan="4">本年度の事業運営状況は、定員 10 名、年間稼働率 78.55％で予算目標稼働率 85.00％に対して 6.45％の減であり、予算達成はできなかった。その要因は、平日の利用において、体調不良等による急な欠席に対し補充対応が不十分だったことである。次年度はすぐに対応できる体制を取組み稼働率の向上を目指す。
①　人権擁護への取組み
虐待防止の適正化のための指針に基づいたサービスを常に心がけた。委員会では、利用児への対応方法として危険行動の対応が必要な場合、どのような対応が虐待になるのか考えた。
人権擁護の取組みとして不適切事案があり法人本部へ報告し、その都度指導、振返りを行うことで改善を求めた。管理者はじめ全職員の人権に対する意識改革に法人本部指導の下、取組んだ。次年度も引続き、事前に支援方法の研修等を行い、支援力を高める。
②　人材育成の積極的展開
個別支援計画作成についてそれぞれの職員の差があるため、職員が一貫性、継続性のある支援を行うことで、児童発達支援の統一とチーム力の向上を目的に兵庫大学小倉教授によるスーパーバイズ研修を定期的（月 2 回）に受け、支援の方向性の確認及び個別支援計画の立て方・記述方法を学んだ。次年度も引続き、放課後等デイサービス支援の統一とチーム力の向上を目的に研修を継続する。
③　安定した事業運営への取組み
安定した事業運営を継続させるために予算で設定された収入の確保が必要なことから、稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な児童発達支援の提供体制を整備し、適正な加算取得に向け働きかけた。結果は、年間稼働率の達成ができなった。欠席時の補充対策が不十分であり、新規の利用児の確保対策も後手に回った。
次年度は、利用児の曜日ごとの利用確定人数の把握と対策は必至であり、支援内容の充実、特色あるサービスを打出し、事業所のアピールに尽力する。具体的な対策として「経営改善会議」を毎月開催し、会計顧問にも参加を仰ぎ、毎月の利用状況を正確に分析し、その対応策を立て実践する体制で、この深刻な運営状況の改善に取組む。
④　地域に開かれた事業運営
法人運営 2 年目で、事業所体験を目的とした「子育てカフェ」を開催した。希望者はまだ少ないが、継続して情報発信を徹底する。特に地域の幼稚園・保育所と連携を構築するために、療育施設として支援できる活動についてチラシやホームページ等に情報を常時発信する。</td></tr>
</table>

令和 7 年度

事業報告書

放課後等デイサービス　「ブルーメひめじ」

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪基本方針≫

① 子ども本人の最善の利益の保障
② 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
③ 家族支援の重視
④ 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割
⑤ 専門性を発揮できる人材の育成

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② サービスの質の向上への取組み
③ 人権擁護への取組み
④ 子ども本人の最善の利益を保障する放課後等デイサービスの提供
⑤ 利用児や保護者が安心して支援を受け続けられるようにするための衛生管理及び安全対策
⑥ 人材育成の積極的展開
⑦ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
⑧ 安定した事業運営への取組み
⑨ 地域に開かれた事業運営

本事業は、事業譲渡から 2 年目となり安定稼働を目指し、運営面で職員育成・稼働率向上を重点に置き取組んだ。

本年度の事業運営状況は、定員 10 名、年間稼働率 78.55％で予算目標稼働率 85.00％に対して 6.45％の減であり、予算達成はできなかった。その要因は、平日の利用において、体調不良等による急な欠席に対し補充対応が不十分だったことである。次年度はすぐに対応できる体制を取組み、稼働率の向上を目指す。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として「地域貢献への積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す」の 3 つの重点目標を推進していくために、事業一つ一つの目的を確認しながら取組んだ。結果は形として出ていないが、次年度は各項目の理解を深め、計画のもと着実に取組む。

2　サービスの質の向上への取組み

1）法令遵守のもと常に適切なサービスの提供に努める。

日々の活動の記録をとり、職員で実情の共有を行う際に、法に従って適切なサービスができているか振返った。職員体制も新体制になったこともあるので、引続き法令順守の意識の共有に努める。

2）児童発達支援ガイドラインに則り、児童の発達支援、家族への支援、権利擁護、安全対策などの強化を図る。

本年度は、新体制の下での事業展開になった。その中で支援体制の指標となるマニュアル整備を行った。

3）事業所職員向け児童発達支援自己評価表を活用した職員による事業所の支援の評価及び保護者等向け児童発達支援評価表を活用した支援

保護者等による事業所評価を令和 7 年 12 月に実施し、事業所における自己評価結果、保護者等からの事業所評価の結果をまとめた。令和 8 年 2 月に配布物で保護者に通知し、ホームページに掲載した。

3　人権擁護への取組み

子どもの最善の利益を重要課題として支援を行った。特に、利用児や保護者が安心して事業所に通い支援を受けられるように衛生管理及び安全対策を徹底した。共に過ごす中で、自由に自己の意見を表明する権利にも配慮し関わった。時に利用児の意向の把握が不十分であることで、利用児が不安になった場合は、職員間で関わりについての確認を行い、より適切な関わり方を考えた。速やかな対応と会議において事例をあげ、職員全員で話合う時間も持った。その結果、徐々にではあるが、当事業の経験が浅い職員も利用児一人一人の個性を把握し、その対応・支援ができるようになった。次年度も引続き、事前に支援方法の研修等を行い、支援力を高める。

1）子どもの権利擁護に関する研修

小規模事業所のアットホームな雰囲気も大切にしながら、利用児にとっては療育・成長の場であることを踏まえ、人権擁護の観点でいくつかの見直しをした。特に、名前の呼び方は本人の意思確認を行う時、指示を伝える時、助けを求めている時など、TPO を考えて対応し、その関係性から自分の存在の確認に繋がっていくようにした。他者との

関わりのきっかけづくりとして大事なことであるので、引続きよりよい関わり方を考える。

2）虐待防止の取組み

虐待防止の適正化のための指針に基づいたサービスを常に心がけた。委員会では、利用児への対応方法として危険行動の対応が必要な場合、どのような対応が虐待になるのか考えた。

人権擁護の取組みとして不適切事案があり法人本部へ報告し、その都度指導、振返りを行うことで改善を求めた。管理者はじめ全職員の人権に対する意識改革に法人本部指導の下、取組んだ。

3）身体拘束への対応

身体拘束等の適正化のための指針に基づいたサービスを提供していくために、姫路市の研修を受け、研修受講者が職員会議で内容を共有・話合う時間を持ち、職員の認識を再確認した。

4　子ども本人の最善の利益を保障する放課後等デイサービスの提供

1）発達支援

基本的なあいさつ、返事などの大切さを伝え、意思表示の繰返しやりとりする楽しさを感じるように関わった。活動については、視覚ツールを使用してスケジュールを管理し理解できるようにした。事業所の人的・物的状況の中で、遊びを通して、生活の仕方や友人関係を習得できるようにした。

5 領域（健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）の支援を基に、利用児一人一人の状況を把握し、家族面談も行い個別支援計画を立て療育支援を行った。

2）家族支援

利用時の送迎の際のやりとりのほか、連絡帳やお知らせ配布で情報交換をした。年 2 回の定期保護者面談のほか、家庭訪問を行い本人の課題の整理や支援目標の設定など調整し取組んだ。保護者向けの講演会を 3 月に開催した。竹中正彦氏（手をつなぐ育成会理事）「児童療育において発達支援の果たす役割と課題について」と題し、保護者と外部の福祉関係者で 30 名の参加があった。今後も保護者の思いに寄添う支援を継続する。

また、保護者交流の場の提供として、11 月にバーベキュー交流会を企画し、新たに利用を開始した利用児・保護者の顔合わせ及び父親、兄弟児との交流を深めた。

3）関係機関との連携

利用児の発達支援は、利用児本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があることから、各関係機関との連携を心がけた。相談支援事業所との連携は利用児童のサービス担当者会議など日常的に関わりが強く、支援計画などでの報告聞取りなどを継続することで関係性が構築できた。

また、支援級の担任との連携などは密に連絡を取るよう努めた。問題事象発生時には、速やかに保護者、又は学校に連絡を取り要因を確認し、利用児の気持ちの安定を取り戻すよう連携を図った。引続き、利用児を取巻く関係者間の連携を密に関わる。

4）地域支援

利用児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等の子育て支援機関等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るべくスタートしたが、地域に広く周知するには至らなかったが、3 月の講演会を地域の中心的な会場で実施したことで、桜谷福祉会ブルーメひめじの存在をアピールすることができた。今後は特に、保護者が当事業所等の利用を開始するタイミングを再調査し、必要とされるニーズの発掘に力を入れる。

5　利用児や保護者が安心して支援を受け続けられるようにするための衛生管理及び安全対策

1）衛生・健康管理

感染症の予防や健康維持のために、利用児の来所時の健康チェック、職員の健康チェック及び手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底した。特に、事業所内での発生だけでなく、利用児発症の際は、学校での発生状況や家族の状況なども共有し、感染拡大に努めることができた。次年度は、感染症、又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物、又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し、職員に周知徹底を図る。

2）非常災害・防犯対策

非常災害の発生に備え、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うことで、非常災害時の対応について職員や保護者に周知した。

職員が障害種別や障害の特性ごとの災害時対応について理解できるよう、個別支援計画に災害時の対応についての記載が必要であるが、書式改訂が間に合わず、次年度早期の完成を目指す。

利用児は、8 月の夏休みの利用時に、姫路市防災プラザにて動画の視聴及び消火作業体験を行い、防災について学んだ。

3）緊急時対応

利用児等の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等、緊急時における対応方法について職員間で共有した。特に、年度後半から作業療法として“ものづくり”の時間を設けたので、利用児への作業時の注意事項の伝達、保護者への目的説明と作業参加の承諾を得た上で、怪我に十分留意して行った。

4）安全確保

安全点検を毎月実施し、事業所や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意し、不慮の事故を防いだ。なお、衝動的に建物から出てしまう利用児等もいるため、利用児の特性を理解した上で、職員間で利用児の所在確認を徹底した。

また、発生した事故事例や、事故に繋がりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し職員間で共有し再発防止、重大事故の防止に努めた。

5）BCP（業務継続計画）に基づいた、非常時においても可能な限り継続的な事業推進

BCP（業務継続計画）に基づく訓練を 8 月に実施し、災害関係備品のリストアップを行った。当事業所利用児に合った内容を想定したものに仕上げる必要性も判明したため、引続き訓練を繰返し内容の精査を行い当事業所に合った

内容に仕上げる。

6　人材育成の積極的展開

1）法人基本理念の周知徹底

当法人としての運営が 2 年目となり、職員に対し、計画的・継続的に基本理念の周知徹底を図る機会を設けた。事業運営が法人理念に基づき、計画・実践する重要性を理解する時間を持った。次年度も、利用児及び保護者に対して理念に添った発達支援ができているかを随時検証し、業務における意識、価値観や優先順位を常に基本理念を基準に判断することで、職員間の意識の統一、意欲向上に繋げる。

2）新任職員指導

チューター制を効果的に活用し、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく業務が習得できるように取組んだ。課題は、事業所職員全員で新人職員の成長に携わる体制の構築ができていなかった点は、課題として今後の職員育成にも留意する。

3）施設内研修

施設内研修については、各委員会や専門職と連携を図りながら年間を通じた研修計画を立て、子どもの権利擁護、障害児の権利侵害防止を中心に学んだ。個別支援計画作成についてそれぞれの職員の差があるため、職員が一貫性、継続性のある支援を行うことで、児童発達支援の統一とチーム力の向上を目的に兵庫大学小倉教授によるスーパーバイズ研修を定期的（月 2 回）に受け、支援の方向性の確認及び個別支援計画の立て方・記述方法を学んだ。次年度も引続き、放課後等デイサービス支援の統一とチーム力の向上を目的に研修を継続する。

職員会議等において支援状況についての検証確認を行い、必要に応じ対応方法の検討調整を行い、よりよい支援に取組んだ。

4）施設外研修

経験年数や個別の課題に応じた施設外の研修にも積極的に参加し、専門知識、技術の向上に努めた。姫路市等外部の研修に分野ごとに参加し、職員会議において情報共有・検討を行った。しかし、個別の研修計画から事業所としての支援力強化計画の作成がなかったため、研修成果が測ることができなかった。

次年度は、研修計画の作成から実施状況の確認、内容の共有・検討会を計画的に行う。

5）職員実地指導（OJT）機能の充実

全職員が対人援助業務において根拠に基づいた支援を行うために、OJT が適切に行われる仕組みを構築が必要であるが、十分に行われなかった。次年度は、階層別研修等を計画し、現場における実地指導（OJT）力の向上を目指す。

6）人事考課制度の導入

課題の抽出ができず中途半端な取組みに終わってしまった。次年度は、本制度の意味目的を正しく理解し、取組む。

7）委員会活動

従事職員一人一人が事業参画し、事業運営の分担を行い、全職員が主体的に責任を持って業務に取組むが、施設の活性化を図るということを理解することはできたが、十分な活動はできなかった。次年度は、再度委員会の目的を共有し取組む。

8）職場環境の充実

職場環境の充実は、職員の仕事に対する充実感を得られることである。人間関係環境は少人数であることのメリット・デメリットを話合い、よい環境を整えていく。また、施設面の課題も全職員で抽出し対応する。

7　苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用児等からの相談・苦情に対して施設内に苦情受付窓口担当者を配置し対応した。本年度は、保護者からの意見が早い段階で事業所に届いたことで、利用児や保護者に不安や不利益を与える事態にはならなかった。引続き、利用児や保護者が忌憚のない意見を申出ることができる関係性を構築する。

8　安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるために予算で設定された収入の確保が必要なことから、稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な児童発達支援の提供体制を整備し、適正な加算取得に向け働きかけた。結果は、年間稼働率の達成ができなった。欠席時の補充対策が不十分であり、新規の利用児の確保対策も後手に回った。

次年度は、利用児の曜日ごとの利用確定人数の把握と対策は必至であり、支援内容の充実、特色あるサービスを打出し、事業所のアピールに尽力する。具体的な対策として「経営改善会議」を毎月開催し、会計顧問にも参加を仰ぎ、毎月の利用状況を正確に分析し、その対応策を立て実践する体制で、この深刻な運営状況の改善に取組む。

9　地域に開かれた事業運営

法人運営 2 年目で、事業所体験を目的とした「子育てカフェ」を開催した。希望者はまだ少ないが継続して情報を発信していく。利用希望者の見学等はコンスタントにあるので積極的に受け、保護者のニーズを探り利用契約につなげていく。今後は、職業体験やボランティアも積極的に受けていく。

令和７年度　事業報告書

児童発達支援事業所　ブルーメひめじ【定員：１０名】

		目標	実績	差異
稼働状況	稼働率	８５.００％	１２.５１％	－７２.４９％
	人　数	８.５０名	１.２５名	－７.２５名

重点項目

①　第５期経営５か年計画（２年目）の推進
②　サービスの質の向上への取組み
③　人権擁護への取組み
④　子ども本人の最善の利益を保障する放課後等デイサービスの提供
⑤　利用児や保護者が安心して支援を受け続けられるようにするための衛生管理及び安全対策
⑥　人材育成の積極的展開
⑦　苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
⑧　安定した事業運営への取組み
⑨　地域に開かれた事業運営

総　括

本年度の事業運営状況は、定員 10 名、年間稼働率 12.51％で予算目標稼働率 85.00％に対して 72.49％の減であり、予算達成はできなかった。その要因は、利用者確保へ向け営業活動を進め取組むが、保育園等に営業活動を行うものの思うように保護者に伝わらず、計画的な営業活動が取り組めなかったことなどあり不十分であった。令和８年３月には利用児９名となるが、年長児６名は年度が替わると放課後等デイサービスへ移行となり、次年度は３名スタートとなる。

①　人権擁護への取組み

虐待防止の適正化のための指針に基づいたサービスを常に心がけた。委員会では、利用児への対応方法として危険行動の対応が必要な場合、どのような対応が虐待になるのか考えた。

人権擁護の取組みとして不適切事案があり法人本部へ報告し、その都度指導、振返りを行うことで改善を求めた。管理者はじめ全職員の人権に対する意識改革に法人本部指導の下、取組んだ。次年度も引続き、事前に支援方法の研修等を行い、支援力を高める。

②　人材育成の積極的展開

個別支援計画作成についてそれぞれの職員の差があるため、兵庫大学小倉教授によるスーパーバイズ研修を定期的（月２回）に受け、支援の方向性の確認及び個別支援計画の立て方・記述方法を学んだ。次年度も引続き、放課後等デイサービス支援の統一とチーム力の向上を目的に研修を継続する。

③　安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるために予算で設定された収入の確保が必要なことから、稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な児童発達支援の提供体制を整備し、適正な加算取得に向け働きかけた。結果は、年間稼働率の達成ができなかった。新規の利用児の確保対策の見直しが必要である。次年度は、新規児童確保に全力で取組む。具体的な対策として「経営改善会議」を毎月開催し、会計顧問にも参加を仰ぎ、毎月の利用状況を正確に分析しその対応策を立て実践する体制で、この深刻な運営状況の改善に取組む。

④　地域に開かれた事業運営

法人運営２年目で、事業所体験を目的とした「子育てカフェ」を開催した。希望者はまだ少ないが、継続して情報発信を徹底する。特に地域の幼稚園・保育所と連携を構築するために、療育施設として支援できる活動についてチラシやホームページ等に情報を常時発信する。

令和 7 年度

事業報告書

児童発達支援事業所　**「ブルーメひめじ」**

≪基本理念≫

① 公益的事業の積極的取組み
② 人権を擁護する
③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
④ 医療・教育・福祉の連携強化
⑤ 地域社会との共生

≪基本方針≫

① 子ども本人の最善の利益の保障
② 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
③ 家族支援の重視
④ 障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割
⑤ 専門性を発揮できる人材の育成

≪重点項目≫

① 第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進
② サービスの質の向上への取組み
③ 人権擁護への取組み
④ 子ども本人の最善の利益を保障する発達支援の提供
⑤ 利用児や保護者が安心して支援を受け続けられるようにするための衛生管理及び安全対策
⑥ 人材育成の積極的展開
⑦ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
⑧ 安定した事業運営への取組み
⑨ 地域に開かれた事業運営

本年度の事業運営状況は、定員 10 名、年間稼働率 12.51％で予算目標稼働率 85.00％に対して 72.49％の減であり、予算達成はできなかった。その要因は、利用者確保へ向け営業活動を進め取組むが、保育園等に営業活動を行うものの思うように保護者に伝わらず、計画的な営業活動が取り組めなかったことなどあり不十分であった。令和 8 年 3 月には利用児 9 名となるが、年長児 6 名は年度が替わると放課後等デイサービスへ移行となり、次年度は 3 名スタートとなる。

事業所の営業活動の改善を行い療育体制の充実を図り利用児確保に努める。

1　第 5 期経営 5 か年計画（2 年目）の推進

本年度は、第 5 期経営 5 か年計画の 2 年目として「地域貢献への積極的展開」、「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」、「経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す」の 3 つの重点目標を推進していくために、事業一つ一つの目的を確認しながら取組んだ。結果は形として出ていないが、次年度は各項目の理解を深め、計画のもと着実に取組む。

2　サービスの質の向上への取組み

1）法令遵守のもと常に適切なサービスの提供に努める。

日々の活動の記録をとり、職員で実情の共有を行う際に、法に従って適切なサービスができているか振返った。職員体制も新体制になったこともあるので、引続き法令順守の意識の共有に努めていく。

2）児童発達支援ガイドラインに則り、児童の発達支援、家族への支援、権利擁護、安全対策などの強化を図る。

本年度は、新体制の下での事業展開になった。その中で支援体制の指標となるマニュアル整備をおこなった。

3）事業所職員向け児童発達支援自己評価表を活用した職員による事業所の支援の評価及び保護者等向け児童発達支援評価表を活用した支援

保護者等による事業所評価を令和 8 年 2 月に実施し、事業所における自己評価結果、保護者等からの事業所評価の結果をまとめ報告した。

3　人権擁護への取組み

子どもの最善の利益を重要課題として支援を行った。特に、利用児や保護者が安心して事業所に通い支援を受けられるように衛生管理及び安全対策を徹底した。共に過ごす中で、自由に自己の意見を表明する権利にも配慮し関わった。時に利用児の意向の把握が不十分であることで、利用児が不安になった場合は、職員間で関わりについての確認を行いより適切な関わり方を考えた。速やかな対応と会議において事例をあげ、職員全員で話合う時間も持った。結果徐々にではあるが、新任職員も利用児一人一人の個性を把握しその対応、支援ができるようになった。次年度も引き続き、事例が起きないよう事前に支援方法の研修等を行い、支援力を強めていく。

1）子どもの権利擁護に関する研修

小規模事業所のアットホームな雰囲気も大切にしながら、利用児にとっては療育・成長の場であることを踏まえ、

人権擁護の観点でいくつかの見直しをした。特に、名前の呼び方は本人の意思確認を行う時、指示を伝える時、助けを求めている時など TPO を考えて対応し、その関係性から自分の存在の確認に繋がっていくようにした。他者との関わりのきっかけづくりとして大事なことであるので、引続きよりよい関わり方を考えていく。

2）虐待防止の取組み

虐待防止の適正化のための指針に基づいたサービスを常に心がけた。

人権擁護の取組みとして不適切事案があり法人本部への報告を行い、その都度注意、振返りを行うことで改善を求めた。管理者はじめ全職員の人権に対する意識改革に法人本部指導の下、取組んだ。

3）身体拘束への対応

身体拘束等の適正化のための指針に基づいたサービスを提供していくために、姫路市の研修を受け、研修受講者が職員会議で内容を共有・話合う時間を持ち、職員の認識を再確認した。

4　子ども本人の最善の利益の保障する児童発達支援の提供

1）発達支援

基本的なあいさつ、返事などの大切さを伝え、意思表示の繰返しやりとりする楽しさを感じるように関わった。活動については、視覚ツールを使用してスケジュールを管理し理解できるようにした。事業所の人的・物的状況の中で、遊びを通して、生活の仕方や友人関係を習得できるようにした。

5 領域（健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）の支援を基に、利用児一人一人の状況を把握し家族面談も行い個別支援計画を立て療育支援を行った。

2）家族支援

利用児の送迎の際のやりとりのほか、連絡帳やお知らせ配布で情報交換をした。年 2 回の定期保護者面談のほか、家庭訪問を行い本人の課題の整理や支援目標の設定など調整し取組んだ。新たな取組みとして、保護者向けの講演会を 3 月に開催した。竹中正彦氏（手をつなぐ育成会理事）「児童療育において発達支援の果たす役割と課題について」と題し、保護者と外部の福祉関係者で 30 名の参加があった。

引続き保護者交流の場の提供し、利用児に関する理解と療育の支援についての家族の理解を深めることで、子どもの成長を喜び家族が安心して子育てを行うことができるよう取組む。

3）関係機関との連携

利用児の発達支援は、利用児本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があることから、各関係機関との連携を心がけた。相談支援事業所との連携は利用児童のサービス担当者会議など日常的に関わりが強く、支援計画などでの報告聞き取りなどを継続することで関係性が構築できてきた。

4）地域支援

利用児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等の子育て支援機関等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るべくスタートしたが、地域に広く周知するには至らなかった。2 月の講演会を地域の中心的な会場で実施したことで、桜谷福祉会ブルーメひめじの存在をアピールできた。今後は特に、保護者が当事業所等の利用を開始するタイミングを再調査し、必要とされるニーズの発掘に力を入れる。

5　利用児や保護者が安心して支援を受け続けられるようにするための衛生管理及び安全対策

1）衛生・健康管理

感染症の予防や健康維持のために、利用児の来所時の健康チェック、職員の健康チェック及び手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底した。特に、事業所内での発生だけでなく、利用児発症の際は、学校での発生状況や家族の状況なども共有し、感染拡大に努めることができた。次年度は、感染症、又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物、又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し、職員に周知徹底を図る。

2）非常災害・防犯対策

非常災害の発生に備え、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うことで、非常災害時の対応について職員や保護者に周知した。

職員が障害種別や障害の特性ごとの災害時対応について理解できるよう、個別支援計画に災害時の対応についての記載が必要であるが、書式改訂が間に合わず次年度取組む。

3）緊急時対応

利用児等の事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等、緊急時における対応方法について職員間で共有した。

4）安全確保

安全点検を毎月実施し、事業所や備品・遊具・玩具等の安全性には常に留意し、不慮の事故を防いだ。なお、発生した事故事例や、事故に繋がりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有した。

5）BCP（業務継続計画）に基づいた、非常時においても可能な限り継続的な事業推進

BCP（業務継続計画）を当事業所利用児に合った内容を想定したものに仕上げる取組みをしていたが完成していないため、引続き完成に向けて取組む。

6　人材育成の積極的展開

1）法人基本理念の周知徹底

当法人としての運営が 2 年目となり、職員に対し、計画的・継続的に基本理念の周知徹底を図る機会を設けた。事業運営が法人理念に基づき、計画・実践する重要性を理解する時間を持った。次年度も、利用児及び保護者に対して理念に添った発達支援ができているかを随時検証し、業務における意識、価値観や優先順位を常に基本理念を基準に判断することで、職員間の意識の統一、意欲向上に繋げる。

2）新任職員指導

チューター制を効果的に活用し、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく業務が習得で

きるように取組んだ。課題は、事業所職員全員で新人職員の成長に携わる体制の構築ができていなかった点は、課題として今後の職員育成にも留意する。

3）施設内研修

施設内研修については、各委員会や専門職と連携を図りながら年間を通じた研修計画を立て、子どもの権利擁護、障害児の権利侵害防止を中心に学んだ。個別支援計画作成についてそれぞれの職員の差があるため兵庫大学小倉教授によるスーパーバイズ研修を定期的（月 2 回）に受け、支援の方向性の確認及び個別支援計画の立て方・記述方法を学んだ。次年度も引続き、児童発達支援の統一とチーム力の向上を目的に研修を継続する。

職員会議等において支援状況についての検証確認を行い、必要に応じ対応方法の検討調整を行い、よりよい支援に取組んだ。

4）施設外研修

経験年数や個別の課題に応じた施設外の研修にも積極的に参加し、専門知識、技術の向上に努めた。姫路市等外部の研修に分野ごとに参加し、職員会議において情報共有・検討を行った。しかし、個別の研修計画から事業所としての支援力強化計画の作成がなかったため、研修成果が測ることができなかった。

次年度は、研修計画の作成から実施状況の確認、内容の共有・検討会を計画的に行う。

5）職員実地指導（OJT）機能の充実

全職員が対人援助業務において根拠に基づいた支援を行うために、OJT が適切に行われる仕組みを構築が必要であるが、十分に行われなかった。次年度は、階層別研修等を計画し、現場における実地指導（OJT）力の向上を目指す。

6）人事考課制度の導入

課題の抽出ができず中途半端な取組みに終わってしまった。次年度は、本制度の意味目的を正しく理解し、取組む。

7）委員会活動

従事職員一人一人が事業参画し、事業運営の分担を行い、全職員が主体的に責任を持って業務に取組むが、施設の活性化を図るということを理解することはできたが、十分な活動はできなかった。次年度は、再度委員会の目的を共有し取組んでいく。

8）職場環境の充実

職場環境の充実は、職員の仕事に対する充実感を得られることである。人間関係環境は少人数であることのメリット・デメリットを話合い、よい環境を整えていく。また、施設面の課題も全職員で抽出し対応する。

7　苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用児等からの相談・苦情に対して施設内に苦情受付窓口担当者を配置し対応した。本年度は、保護者からの意見が早い段階で事業所に届いたことで、利用児や保護者に不安や不利益を与える事態にはならなかった。引続き、利用児や保護者が忌憚のない意見を申し出ることができる関係性を築いていく。

8　安定した事業運営への取組み

安定した事業運営を継続させるために予算で設定された収入の確保が必要なことから、稼働率のアップ及びサービスの質が高く効率的な児童発達支援の提供体制を整備し、適正な加算取得に向け働きかけた。結果は、年間稼働率の達成ができなった。新規の利用児の確保対策の見直しが必要である。次年度は、新規児童確保に全力で取組む。具体的な対策として「経営改善会議」を毎月開催し、会計顧問にも参加を仰ぎ、毎月の利用状況を正確に分析しその対応策を立て実践する体制で、この深刻な運営状況の改善に取組む。

9　地域に開かれた事業運営

法人運営 2 年目で、事業所体験を目的とした「子育てカフェ」を開催した。希望者はまだ少ないが継続して情報発信を徹底する。特に地域の幼稚園・保育所と連携を構築するために、療育施設として支援できる活動についてチラシやホームページ等に情報を常時発信する。